





人命は地球より重いと言います。私は、中田さん、高田警視の死を決してむだにしてはならないと思うのであります。國論を二分する厳しい状況を克服して、我々は國際貢献をすることを決断いたしました。犠牲になられたことは大変悲しいことであり、断腸の思いであります。國際社会の平和と安全のため、どうといその命をささげられた方々に報いるためにも、諸外国との協力のもとにカンボジアにおける国連平和維持活動に全力で取り組むべきであります。宮澤總理、このお考えにいささかの搖るぎもないか、お伺いいたします。

カンボジアには、現在、当初國際社会が期待しなかった状況も生じてゐることは事実であります。

しかし、日本のPKO要員が、そしてまたUNTACそのものがカンボジアから引き揚げれば、問題は何一つとして解決されず、「一層の混乱

を呈することは必至であります。既に九割以上の人々が有権者登録を終わっていると言われ、選挙実施のチャンスは今をおいてないのであります。

既に九日後に迫ったこの歴史的な選挙を予定どおりに実施して成功させること、パリ和平協定に従つて民意を反映した新しい平和なカンボジアの実現につながるのであります。

以上のような基本的考え方方に立つて、総理、この際、カンボジアにおける選挙の実施、新生カンボジアの誕生に向けた我が國の協力について御決意を改めて伺つておきたいのであります。

次に、要員の安全の問題について質問いたします。

PKO要員の安全対策に万全を期すべきは至極当然のことであります。カンボジアにおいて、PKO停戦の合意はできても治安面での危険がある

ことはかねてより政府も繰り返し指摘してまいりましたが、このことは受け入れ國の責任であり、國連の責任であり、そして派遣國政府の責任でもあります。申すまでもなく、安全が保たれていることがPKO全体の円滑な実施のため不可欠であります。申すまでもなく、安全が保たれていないことがPKO全体の問題だと認識をすべきであります。

このたび、村田自治大臣が現地カンボジアに赴

りましたが、このことは受け入れ國の責任であり、國連の責任であり、そして派遣國政府の責任でもあります。申すまでもなく、安全が保たれていないことを反省し、責任を痛感しております。

ところで、今我々が厳しく問われていること

は、要員の安全確保に万全を期しつつ、國際社会

と協力してパリ和平協定の具体化に全力を傾注し

続けていくのか、それとも、既にパリ和平協定は

枠組みが崩壊しPKO五原則は崩れたとの判断に

立って、一方的に日本人要員の業務中止、撤収に

がえすることについて検討するとの答えを得たこ

と、また日本人選挙監視要員の全員を自衛隊の施

設大隊が駐屯しておるタケオ州内に配置する確認

を得たことは、要員の安全を確保する上で一步前

進であり、その努力を多いたるものであります。

そしてまた、明石代表が、日本人要員に限ら

ずUNTAC要員全体として、民警察隊員を危

険な一部の郡部から州部等に引き揚げさせること

を検討し、近く最新型の防弾チョッキ等を配備す

ます。そうすることが、しばしば日本外交に対し

踏み切るのかという選択であります。それは、い

わば國際協調推進の立場を一層鮮明にするのか、

それとも国内事情を優先させるのかといった選択

であります。私は、我が國はちゅうちょすることなく前者の立場に立つべきであると判断いたし

ます。そうすることが、しばしば日本外交に対し

踏み切るのかという選択であります。それは、い

わば國際協調推進の立場を一層鮮明にするのか、  
それとも国内事情を優先させるのかといった選択  
であります。私は、我が國はちゅうちょすることなく前者の立場に立つべきであると判断

〔國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 政府いたしましてお祈りし、御遺族に衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、負傷された方々の一日も早い御回復を祈念しております。世界平和のため努力してこれらの前途有為な人材を失ったことはまことに断腸の思いであります。残念のきわみに存じております。

國連のカンボジアにおける平和維持活動でござりますが、御承知のように、十三年にわたる長い間の戦乱がありまして、その戦乱にうんざりして何とかやはり和平をしなければならないという機運の高まりがあり、國連あるいは各國の仲介によりましてようやくパリ和平協定を持ち込んだ、そういう経緯がありますことは御承知のとおりでござります。

したがって、和平協定ができたからすべてが全く静かになってしまふというわけには必ずしもまいらずに、やむを得ず國連が要請を入れて平和維持活動を開始したことは御承知のとおりであります。したがって、和平協定ができたからすべてが全く静かになってしまふというわけには必ずしもまいらずに、やむを得ず國連が要請を入れて平和維持活動を開始したことは御承知のとおりであります。

この和平に脆弱な面がありますことはこれは当初から明らかのことであつて、そうでなければ國連が平和維持活動をする必要はないのである。國連の平和維持活動が行われた段階において、ボル・ボト派が武装解除に応じなかつた、あるいは選舉参加を拒否したということは、当初国際社会が期待していたとおりの事態でないことはそれは事実であります。事実でありますが、しかしそういう事情であるがゆえに國連の平和維持活動が必要であったたたつたのであって、我々としては引き続き国際社会とともにこの活動に参加し

いたしております。

他方で、ただいま行わるようとする選舉でござりますが、カンボジアにおいては既に推定人口の九割以上が登録をいたしておるわけであります。

四百七十万人という登録でありますから、ボル・ボト派の拒否にもかかわらず大部分のカンボジア人が選舉を希望していることは、これも明らかであります。つい先日、シアヌーク陛下自身が改め

て全国民に向かって選舉参加を呼びかけた、そうしてこれらに対する妨害をしないよさいと、告をされたことも御承知のとおりであります。

一部において、この選舉を延期したらしいではありませんかといふうには見られません。むしろ、こういう状況において、ペリ協定の規定にもかかわらず参加をしないといふボル・ボト派の現状において延期をすれば不参加を奨励するようなものである。そういうことはペリ協定の本来の考え方ではないわけであります。政府とし

ては、カンボジアの和平と民主主義のため選舉が予定どおりかつ安全に実施されるよう、UNTA

C、関係国とも協力をいたしまして全力を尽くし

てまいります。ただいま平和協力業務の中止、撤

収などは考えておりません。

選舉の実施はペリ協定の基本であります。した

がいまして、そのため先般、選舉要員四十一名を派遣したところであります。その選舉後の事態に

ついてお尋ねがございました。基本的には、ここ

づくりということになれば、基本的にはそれはや

はりカンボジア人の手によってなされなければな

らないと思います。ただ、現在のような経緯でございますから、その際さらにいろんな意味での国

際社会の協力を求められることがあるかもしれません

。それがいかなる形になるかはただいまのところ予測は困難でございますが、いずれにしても、

カンボジア人の自助努力を国際社会として助けて

まい、そういうことは必要であるうといふふう

に考えております。

次に、安全対策の問題でございますが、選舉のための派遣要員の安全対策に万全を期すべく、先般、村田自治大臣兼國家公安委員会委員長に現地に行つていただきました。そして、我が國の要員を含みますUNTAAC全部の、我が國だけではございません、要員についての警護の強化、文民警察要員の配置先の再検討の安全対策をUNTAACに申し入れるとともに、先般送りました選舉要員は自國の派遣部隊の展開地域に配置をする、こういう原則を確認いたしましたわいとさいます。我が国は派遣部隊がござりますので、したがいまして選舉要員の活動はその展開地域に配置されて行われるという原則を確認いたしておるところでござります。

なお、UNTAACとしてはそれ以外に要員の安全確保についていろいろな措置を考えておられる、またそれをとりつけさせることは御承知のとおりでございますが、我が国としても、昨日、国際平協力本部事務局長をカンボジアに派遣いたしまして、村田大臣の行かれました後のフォ

ローラップをいたしておるところでござります。

それから、こういう状況の中で、一応各派から

回収をいたしました武器を各派に返還すべきかどうかということについて報道がござります。武装解除が先ほど申しましたように完全に行われませ

んでした結果、現状は完全な武装解除が行われた

状況とは確かに異なっておりますけれども、しか

し、今の時点で武器を他の三派にも返還する、返却をする、そういう決定がなされているとは承知いたしておりません。

いずれにいたしましても、このような状況の中

で各派が自制をし、そして選舉を間違いなく行つてもらう、そうしてカンボジアの再建が進められることを強く希望いたしておるところでございま

す。

我が國の撤退、中断につきまして、国際世論との関係でお尋ねがございました。

先ほどから申しましたとおり、今平和の枠組み、五原則が崩れていますが、なぜかといま

いは各地におけるゲリラ活動等がござりますけれども、全面的な戦争になっておるわけでもなく、

選舉準備は着々として進んでおるわけですが、最後

までその参加を懲戒しつつこの選舉を無事にやつ

てもらいまして、カンボジア人によるカンボジアの再建ということを我々としても助けてまい

いることが、これが我が国に対する貢献であり、この貢献を全ういたしますことが我が国

の国際間における地位、信用を高めるゆえんである

というふうに考えております。(拍手)

○議長(原文兵議員) 栗原君子君。

〔栗原君子君登壇、拍手〕

○栗原君子君 私は、総理と同じ被爆地広島から、昨年、血を流すようなPKOは嫌いだと言いました。当選をさせていただきました栗原君子でござります。

私は、日本社会党・護憲民主連合を代表して、深刻な局面にあるカンボジア情勢、及び緊急を要する派遣部隊の業務の中止、撤退を含む政府の対応について質問をいたします。

国連ボランティアの中田厚仁さんの犠牲に続いて、政府派遣の文民警察官である故高田晴行警視が一命を落とされました。社会党を代表して、改めて御遺族の方々に心よりお悔やみを申し上げます。負傷された警察官の一日も早い回復を祈ります。

社会党は、政府派遣のPKO要員に犠牲者が出来た事実を厳しく受け止め、事件直後に山花委員長が首相あてに、これまでの派遣継続の方針を早急に改めるように求めました。しかし、政府は、全土が戦争の状況にないなどとカンボジアの現実を無視した見解を示し、その後も政府がPKO要員の業務の中止、撤退を含め真剣に検討したとは受けとめられません。

とりわけ、政府のこの間の対応は問題があります。総理、カンボジアで進行している現在の状況を直視すれば、派遣要員に新たな犠牲者が次々と出る可能性を持っています。新たな犠牲者が出た場合、総理は最高責任者として責任をとる覚悟を持つて対応しているのかどうか疑念を抱かざるを得ないのでございます。人命のどうとさを軽んじてはならないのであり、この点についてまず総理

の決意をお伺いいたします。

第二は、政府が、PKOへの参加、要員の派遣について国民を欺いてきたという事実でござります。

政府はPKO協力法の審議の際に、PKO部隊は戦場に送るのではない、停戦の合意が前提であり危険なところへは派遣しないと力説をして、また、PKO自体の活動による犠牲者は極めて少なく、事故や病気による死者がほとんどだと説明をしてきました。ところが、現実ははどうでしょ

うか。カンボジアは日々に戦場の様相を深めています。安全といふのはブノンベンにいる外務省の大使館員であり、地方に散らばっているボランティアや文民警察官は危険であることをよく御存じです。カンボジア暫定統治機構UNTACの要員の死亡者は、ことし一月からだけで二十名に達します。

社会党は、市街戦さえ展開される状況で、カンボジア各派の戦闘による死者は數え切れません。このような憂慮すべき状況の中で邦人二名が犠牲になつたのです。PKO協力法審議の際の政府答弁と現在の対応の差は余りにも落差が大きい。政黨は国民、特に派遣された要員を欺骗していると言わざるを得ません。

総理、あなた自身も、PKO部隊が応戦するようとしています。市街戦さえ展開される状況で、部隊などが武力衝突に巻き込まれることはあります。なぜん」と説明しています。防衛廳長官、この答えたと同じく、カンボジアが今危険でないと断言できません。なぜでしょうか。派遣に先立ち自衛隊員に約束したとおり、今や停戦の合意などPKO五原則は崩壊しているのですから、活動を中断し撤収を決断することです。自衛隊員の命を預かる防衛廳長官の責任だと考えますが、長官の明快な答弁を求めることがあります。

第三の問題は、カンボジア紛争当事者間の停戦の合意は崩れていると言わざるを得ないということです。自衛隊員の命を預かる防衛廳長官の責任だと考えますが、長官の明快な答弁を求めることがあります。

第四に、これまで、またこれからも問われる最大の課題は、カンボジアの恒久平和をどのように実現するかです。

UNTACは、カンボジアの恒久的な和平のために自由かつ公正な憲法制定議会選挙を実施することを大きな課題としてきました。しかし、状況は、周知のとおり、この二十三日から二十八日の投票日を控え現地では一段と緊張が高まっています。各派の選舉妨害に対抗するため、他の三派に武装解除で回収した武器を返却するという新たな問題が出てまいりました。停戦の合意を実効あるものにするための武装解除が完全に実施されなかつた守られ、PKO五原則が厳格に解釈されて運用されているかどうかという問題以前の国民に対する信義の問題として答弁いただきたいと思います。

昨年の第一陣部隊派遣に先立ち、防衛廳は自衛隊員及び家族に「国連平和維持活動と自衛隊Q&A」というパンフレットを配付いたしました。その中に、「派遣先のカンボジアは危険なところではないですか」との質問に対し、「和平協定が結ばれ、長年の戦火は終結しています。また、万が一紛争当事者の停戦の合意が破れた場合は、活動を一時中断し、状況によっては派遣を終了し現地を離れることができる」というまでもありません」と答えていました。さらに、PKOの「五原則が定められておりますので、自衛隊の部隊などが武力衝突に巻き込まれることはあります。なぜん」と説明しています。防衛廳長官、この答えたと同じく、カンボジアが今危険でないと断言できません。なぜでしょうか。派遣に先立ち自衛隊員に約束したとおり、今や停戦の合意などPKO五原則は崩壊しているのですから、活動を中断し撤収を決断することです。自衛隊員の命を預かる防衛廳長官の責任だと考えますが、長官の明快な答弁を求めることがあります。

第五に、これまで、またこれからも問われる最大の課題は、カンボジアの恒久平和をどのように実現するかです。

UNTACは、カンボジアの恒久的な和平のために自由かつ公正な憲法制定議会選挙を実施することを大きな課題としてきました。しかし、状況は、周知のとおり、この二十三日から二十八日の投票日を控え現地では一段と緊張が高まっています。各派の選舉妨害に対抗するため、他の三派に武装解除で回収した武器を返却するという新たな問題が出てまいりました。停戦の合意を実効あるものにするための武装解除が完全に実施されなかつた

す。当初予定された国民の合意形成のための選挙を始めたのですが、総理、防衛庁長官、そして自らに、カンボジア国民間の亀裂が一段と深まりつつあるのが実情です。総選挙、部分選挙が実施されたとしても、カンボジアに和平が到来すると判断するには状況は余りにも厳し過ぎると思われます。カンボジア国民の和解という目的からすれば、UNTACの当初の計画は修正を余儀なくされているのではないでしょうか。

日本政府は、カンボジア和平の枠組みである平和協定の再構築のために、関係国とともに最大限の努力を尽くすべきです。カンボジアの国民も意図のためにもこれら外交的な努力をすべきだと考えますが、UNTACの既定の方針で十分なのかどうか、総理、外務大臣にお伺いいたします。

最後に、政府がPKOの範囲を安易に拡大している問題についてです。

政府はカンボジアのPKOが国民に評価されているとしてモザンビークへの派遣までも決定しましたが、カンボジアではPKOが多く問題を抱えているのが実情であり、手前勝手な評価を下すのは早過ぎると思います。モザンビークへのPKO派遣では、特に個人参加とはいえた司令部への要員派遣を含み、凍結されているPKF本体業務との関係で無視することはできません。

また、さきの閣議決定でカンボジアへ自治体職員を含む選舉監視要員を決め、さらに派遣自衛隊員の業務に選挙部門への給食支援、施設の提供を追加していますが、これらの業務は現地の状況からしてさらに危険度が高いと見るのは当然であります。

政府は安全を確保できると確認して今回の派遣

を始めたのですが、総理、防衛庁長官、そして自治大臣に確認をいたします。特に自治大臣はカンボジアから帰国されたばかりです。何人死んだら帰れるのですかという現地に行っている人たちの叫びをどのように受けとめられたのでございましょうか。UNTACとの間で安全性確保についてどのような確認をなされたのか、お伺いをいたします。

以上で私の質問を終りますが、ここに自衛隊員の妻からの一通の手紙があります。「夫はマラリアの予防注射を受けました。緊急事態に備えた緊急援助のための夜間訓練が始まり、海外へ派遣されることになるかもしれません。愛する夫のことと思うと心が痛みます。」との涙の訴えがありました。この方の心情を思うとき、歴史は五十年にして繰り返されるとも言われています。私は、「過ちは繰返しませぬから」という広島の心をさらに深く胸に刻んだ次第です。

カンボジアの最近の状況を直視すれば、停戦の合意などいわゆるPKO派遣の前提条件は崩れています。したがって、政府はすべての派遣要員の活動を中断し、撤収について早急に決断すべきであります。そして、撤収完了までは、派遣要員、ボランティアなどすべての滞在者について万全の安全を確保すべきです。重ねて要求いたします。

〔国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○国務大臣(宮澤喜一君) カンボジアに対しまして部隊、要員を派遣いたしましたのは、国際平和協力本部長としての私でございます。したがいまして、私はそれについて責任を負わなければなりません。有為な人々の命が失われたことを心か

ら申しわけなく思っております。

しかし、我が国として果たさなければならない国際平和協力の業務がござります。派遣要員の安全確保には万全を期して、この我々に与えられた責務を果たすことが私の責任であるというふうに考えております。

そのため、先般村田国務大臣に現地に行っています。ただいま、我が国の要員を含む、我が国だけではありませんが、UNTACの選挙要員、文民警察等の安全確保について御相談をしてまいりました。また、その結果、UNTACとして輸送のための能力を強化したい、それが当面の安全対策であるというふうに言われましたので、ヘリコプター等々につきましては近隣諸国から既に具体的に提供をしてもらう計画が進んでおります。ただそのための費用の捻出に苦しんでおられまして、国連から要請がありましたので、我が国としてもとりあえず百万ドルの緊急支出を決定をいたしました。今全力を挙げて安全確保をさらにやっておるところでございまして、現に国際平和協力本部の事務局長柳井君を昨日、村田大臣に引き続きまして現地に派遣いたしたところでござります。

このようPKO活動の状況について、政府は国会の法案御審議の過程において間違った説明をしたのではないか、欺いてきたのではないかといふ御指摘がございました。

私はさよろには考えておりません。先ほども申し上げましたように、カンボジアにおいて十三年間の戦闘が続いて、それが国連や我々関係国の仲介によってともかくも戦火がやんだ。しかし、この人々だけで国づくりをするということができるましません。有為な人々の命が失われたことを心か

わけであります。そういう意味では、自分たちだけで国づくりができるのならば、も

とると国連が、あるいは我々がそれに対し支援をするということは要らなかつたことでございますから、現実にはそういう状況であるので平和維持活動について我々が協力をすることになったという経緯は御承知のとおりでございます。

しかも、先ほどもおっしゃいましたように、ま

さにこの平和協力業務というものが武器を使って戦闘を再開するというようなことはこれは平和協力になりませんので、できるだけ武器の使用は控えて、国連というものの信頼とそして中立的な立場、それによって国づくりを手伝うというのがこの平和協力の本体でござりますから、そういう意味では極めてこれは難しい仕事である。決して容易な仕事ではないので、そのゆえにこれは歴戦の経験を重ねたペテランの仕事である、だからノーベル賞をもらうほどの値打ちのある仕事だ

た。てな立場、それによって国づくりを手伝うというのがこの平和協力の本体でござりますから、そういう意味では極めてこれは難しい仕事である。決して容易な仕事ではないので、そのゆえにこれは歴戦の経験を重ねたペテランの仕事である、だからノーベル賞をもらうほどの値打ちのある仕事だ

た。

殊に、我が国の場合には憲法の規定がございますから武器の使用というのについては極めてこれは神經質でなければならない、武器の使用といふものを誤ってはならないというのは我が国特徴的なものでありますから、それは神經質でなければならないベテランの仕事である、だからノーベル賞をもらうほどの値打ちのある仕事だ

た。

それで、それだけに、我々の同胞、要員であれ部隊として、それだけに、我々の同胞、要員であれ部隊として、それだけのことをまた法律に規定をされておりましまして、それがそのことを改めて申し上げておきたいと思います。

しかし、それは、だからといって安全をないが

官 報 (号 外)

せんで、先ほども申し上げましたようだ。この際の強化であるとか、あるいは通信機能の強化であるとか、DNTACに対する改めての支援であるとかを先般も村田大臣を通じて申し入れ、今日も事務局長が行っておるということは申し上げたところでございます。

しかし、政府が考えていた状況と現実に展開したこととは違うだろうと、幾つかの点で違つております。それは、武装解除というものが完全にいかなかつた。残念であります。が完全にいつております。それから、ボル・ボト派、クメール・ルージュが選舉に不参加を表明した。これらのことばかりであります。違つておりますが、さりとて十三年同行われておりました戦闘が再開されたかといえばそういふ状況ではないし、クメール・ルージュ自身が自分たちはパリ和平協定を遵守すると言つております。むしろ、パリ和平協定が忠実に行われていないのではないか、これを忠実に行つてくれ、SNCがもつと権限を持つてほしい、こういうことを言っておるわけでござりますから、基本的に私どもはパリ協定の平和の枠組みは崩れていない。そういう状況に立つて平和協力業務を遂行し、選挙を行うために努力をすることが我々の務めであるというふうに思つております。

それから、各派に対して武器をもう一度返すかということにつきましては、先ほど申し上げましたが、そういう報道はございませんけれども、そのような決定がなされるとは承知をいたしていません。

と推定されます四百七十万人が選舉の登録をいたしておるわけでござりますから、基本的にカンボジアの人々が選舉を希望しておると考へることは私は間違いでないと思ひます。そういう状況の中選舉をできるだけ公平に無事に行わなければならぬと思いますが、パリ和平協定の再構築をしろと言われるその再構築と言われることの内容は私にはつまびらかでございません。ただいまこの努力を続けることがパリ和平協定の精神と思います。

まして、その後いろいろな、防衛のための設備であるとか、あるいは短波信用のラジオの機器であるとか、それからインマルサットの配備でありますとか、できるだけのことはいたしております。これが現状でござります。

残りのお尋ねにつきましては関係大臣からお答えをいたします。(拍手)

〔國務大臣中山利生君登壇、拍手〕

○國務大臣(中山利生君) お尋ねにお答えする前に、国連ボランティアの中田君、また我が國から

きましては今回の派遣部隊も、国会での熱心な御審議によりまして、先ほど総理からもお話をありましたように、厳しい枠が、制限が課せられております。また、PKOそのものも原則として武器を使うものでないということになつております。そういうことで、今回派遣をされました選舉要員あるいは文民警察の護衛も自衛隊がすべきではないかという議論がございますが、残念ながらそれもできないというほど厳しく武器使用については制限をされておりますので、御心配はないものと

それから、モザンビックにつきました、我々の方からONUMOZの司令部への要員派遣をしたということについてお尋ねがございました。これからモザンビックにおきましていわゆる輸送調整業務、輸送管理業務を行うのでございますけれども、どの港に、どの飛行場にどういう人が来る、どういう機材が来るというようなことは、これはあらかじめ司令部と十分に連絡をしておきませんと適正に業務が進行し得ませんので、先方の希望もございまして、司令部に要員を派遣する、個人派遣をすることになりました。これは我々の輸送調整業務が円滑に行われるために有効なことであると思っております。

それから、今回選挙要員を派遣いたしましたが、派遣されているこの選挙要員の安全というものは、基本的には国連が持っておりますところの、つまりUNTACに派遣されております各国の歩兵部隊がその安全を確保するということになつております。タイのパタヤで事前の研修をいたしましたときも確認をされておりますけれども、もちろん我が国としてもあくまで限りの対策を講じております。タイのパタヤで事前の研修をいたしましたときも確認をされておりますけれども、

派遺されました文民警察官の高田さんが不幸にもうといふ有為な一命を落とされたことに対しまして衷心より哀悼の意を表すとともに、御冥福をお祈り申し上げたいと思います。また、負傷されました文民警察官の方々の一日も早い御回復をお祈り申し上げる次第でございます。

お尋ねのありましたパンフレットでござりますが、このパンフレットは昨年六月の国際平和協力法の成立後、部内の協力法に対する周知徹底を図るために作成したものでございまして、その中に栗原先生御指摘のような記述があることは事実でございます。

現在のカンボジアにおける状況についてどう思うかということでおざいますが、先ほど来総理から詳しくカンボジアにおける現況については御判断をお示しになりました。私どももそのように考えておりまして、ボル・ボト派の挑発に乗ることなく、カンボジアの方々が悲願としておりますご選挙を通じての新しい平和な国づくりというふうに考えておる次第でございます。

また、武器使用でございますが、武器使用につ

考えておるわけでござります。  
また、自衛隊員の安全につきましては、もう申  
すまでもなく私も隊員の責任者でござりますし、  
環境の違うカンボジアというところに行きまして  
の作業でございますので、安全につきましては日  
夜頭から離れたことはございません。  
御承知のようだ、このPKO法におきましても  
業務の一時中断とか休止とか緊急避難等について  
もマニフェアルが定められておりますし、またその  
他いろいろな状況に応じた判断、安全対策等につ  
きましても指揮官あるいは個々の隊員にその権限  
が与えられているわけであります。私どもとしま  
しても、UNTACその他いろいろな機関と協力さ  
をしながら、隊員の安全、あるいはその他の文民  
警察あるいは選舉監視要員、また停戦監視要員、そ  
の他またいろいろ、UNTACやその他の機関であ  
りたいと思つております。(拍手)

平成五年五月十四日 參議院会議録第十六号(次)

（一）國務大臣の報告に関する件（我が國文民警察要員死傷事件と要員の安全対策等」について）

○國務大臣(武藤嘉文君)登壇、拍手

○國務大臣(武藤嘉文君)登壇、拍手

武器を返却するという問題につきましては、私どもの承知しているのはそのような要請をしてきているのはラナリット派だけございまして、先ほど総理からの御答弁もございましたように、現時点で何ら決定されていないと承知をいたしております。

それから、國連事務総長の報告に關しましてお話をありました。

確かに國連事務総長の報告の中にはいろいろと書いてござりますけれども、御承知のとおり最終的な結論といたしましては、UN TACはマンデートを引き続き遂行しなければならない、カンボジアにおける選挙の条件は決して完全でない、また、長期間そうできないかもしれないけれども、カンボジア再建の過程の終わりではなく始まりであるという選挙を行わない理由はない、こう書いてあります。また、カンボジア情勢は不安定であり、和平プロセス等、UN TACの前途は確かに多難であるうけれども、UN TACとしては、カンボジア国民がパリ協定のもとでその義務を遂行し、将来の平和、安定、自決を達成することに対して引き続き全力で支援していくことになろう、こう結論づけておるわけでございます。

それから、カンボジア和平の枠組みであるパリ和平協定のために関係国とともに最大限努力を尽くすべきであるがございますが、私どもは、選挙を予定どおり実施することはパリ協定の基本であり、また安保理理事会の決議などにより国際社会の確固たる支持を得ておりますので、我が国としても選挙を予定どおり実施することがカンボジアの永続的和平と国民和解を達成する上で極めて重要であると考えておりますし、そのた

めにも選挙実施に向けたUN TACの努力を全面的に支援し、関係諸国とともに最大限の努力をしてまいりたいと思います。(拍手)

〔国務大臣村田敬次郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(村田敬次郎君登壇、拍手) 栗原議員の御質問に

お答えいたします。

まず、選挙監視要員の派遣につきましては、その安全が確保されることを念頭に置いて決定いたしましたが、今回の國連カンボジア暫定機構UN TACの明石特別代表との会見において私から申し入れを行いました結果、各國の選挙監視要員を

自国派遣部隊の展開地域に配置することを決定しと承知しております。

また、私はカンボジアに参りました、御指摘の

ように十三名の文民警察官と会見をいたしま

た。その中では、一部の地域では水や食糧も手に

入りにくい、赴任地では食糧が思うに任せないこ

とがある、村において活動するときは常に緊張を

強られる、治安が全般的に悪化しつつあるとい

うような切実な状況をお伺いいたしまして、そし

て、先ほど総理から決意の御表明があり、また官

房長官から決定事項について御発表を申し上げた

とおり、文民警察官及び監視要員の安全について

万全を期して対応していかたい、そのためにベス

トを尽くしたいと思っております。

以上お答え申し上げます。(拍手)

〔木庭健太郎君登壇、拍手〕

○木庭健太郎君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま政府より報告のありましたカンボジア国際平和協力業務の状況に關して総理並びに

関係大臣に質問を行います。

質問に入る前に、過日、カンボジアで平和の大

め尽力され思ひ半ば亡くなられた中田厚仁さん並びに高田晴行さん、お二人の御冥福を心よりお

祈りいたしますとともに、御遺族の方々へ衷心よ

り哀悼の意を表します。また、負傷された方々の一日も早い回復をお祈りいたします。

私は、冒頭、緊迫化するカンボジアの情勢分析

また日本から派遣された方々の状況把握につい

て、政府は認識に甘さがあったと言わざるを得ないであります。国連ボランティアの中田さんが凶弾に倒れた直後ですら、私たちが政府の責任あ

る立場の方の現地派遣を求めるにもかかわらず対応せず、高田さんが亡くなった後ようやく村田自

治大臣を派遣するなど、対応のおくれが目立った

のであります。選挙本番を前に、我が国から選挙監視員四十一人も派遣されました。日まぐるしく

変わる現地の情報収集の強化、派遣要員の状況把

握は政府の最低限の責務であります。総理の認識をまず伺います。

カンボジアの国連PKO、UN TACは、從

来のPKOと異なる新しい試みであります。その

成功はカンボジアのみならずアジア全体の平和に貢献し、これから紛争解決、平和創出のモデル

ケースになり得る重要な意味を持つものです。ま

して、現地での大量殺戮のつめ跡、また五十万

人を超す難民、避難民の現状をかいま見た一人と

して、悲劇を繰り返してはならない、何としても

成功させたいと切実に願うものです。

その一方で、我が国にとって今回が初めてのPKOへの参加であります。今回の事態に当たって

大切なことは、現場の実態によっては任務の休止、中断も視野に入れ、要員の安全確保を前提に

ぎりぎりの努力を行うことだと考えます。改めて

総理に、平和の創出、PKOに参加する我が国の

基本姿勢をただしたいのであります。

UN TACが昨年三月に活動を始めた時点と、

カンボジアの状況は大きく変化しています。パリ

和平協定の一角であった武装解除は完全に行われず、二十三日からの選挙もボル・ボト派抜きで実

施せざるを得ない状況となっております。その状況の中で、我が国のPKO参加五原則、特にかな

めとなる停戦の合意が守られているかどうか、こ

れが国民の最大の関心であります。

政府は一貫して、パリ和平協定が結ばれたこと

が停戦の合意となつた、ボル・ボト派はパリ和平協定を破棄していない、したがつて停戦合意は守

られている、こう答弁されております。そのこと

は基本的には理解できます。しかし、カンボジア

国内では局地的な武装集団の襲撃が続いている

武力を用いたUN TAC活動に対する妨害が起

ります。一連の襲撃事件についてボル・ボト派は

を否定していますが、仮に組織的な武力行動では

ないにしても、総選挙の実施に批判的なボト派勢

力による犯行との疑いもあります。実態としては

武力を用いたUN TAC活動に対する妨害が起

ります。我が国でも二人が殉職された。こう見ると、

我々は地域によつては停戦合意が一部崩れつつあ

るのではないかとの強い危惧を抱かざるを得ない

官 報 (号 外)

總理、ボト派がパリ和平協定を遵守する声明を発表しており五原則は満たされているという簡単なる法律解釈、形式論では國民は納得できないと思ひます。今のカンボジアの実態に即して、停戦の合意がどう守られているのか、國民に説明していく

ただきたいのであります。  
さらば、本日 UNTAC が三派に武器返却を開  
始したとの報道がありました。これは事実な  
か、事実でないとするなら、また事実を知ら  
ないものであれば、政府はもし武器返却の開始が  
始まつた場合これを停戦合意が崩れたと見るの  
か、この点を明らかにしていただきたいのであり  
ます。

選舉を目前に控え、一部の武装集団による妨害が繰り返されております。平和構築を妨害する不当な暴力行為は、UNTAC、国際社会への挑戦であり、断じて許すわけにはまいりません。同時に、このままとうとい犠牲を重ねることも許されません。特に、非武装で活動する文民警察官や選舉委員の安全対策は万全の上にも万全を期す必要があります。

政府はUNTACに対し安全対策を要求されておりますが、具体的に何を要求し、UNTACから何を貢献してもらいたいのかを明確にしていただきたい。特に、危険と隣り合わせで水や食糧も確保できない地域に展開している文民警察官の再配属問題については早急にUNTACと協議を詰め結論を出すべきと考えますが、総理の見解を求める。

UNTACが安全対策をとれないのであれば、地域によっては文民の任務の休止、中止を政府は

検討すべきであり、この点については総理の明確な答弁を伺いたい。

さらに、報道で現地から伝わってくる我が国要員の切迫した思いと、中断はしないとかたくなく繰り返す政府の対応には余りの格差があり、納得ができるものではないのです。我が党はPKO法案の成立に賛成いたしましたが、宮澤内閣のPKO法の運用と管理能力に危惧を抱いております。現場要員の声を最優先させ、人命尊重を第一義に我が国の法律を的確に運用すべきと考えますが、総理の見解を求めたい。

我々が懸念し、國民が政府に対しても不信を抱いているのは、PKO審議の際は、我が國はPKO参加五原則を遵守する、中断、撤退については我が國独自の判断であると繰り返し答弁していた政府が、最近は、撤退の判断基準は第一義的には国連であるとか、UNTACと我が國の判断は違はないなど、いわば我が國の独自の判断をないがしろにしかねない発言をしている点にあります。PKO参加五原則の建前からいえば、UNTACとの合意がなくとも、日本独自の判断で任務の中止、撤退はできることになつてゐるのではありません。UNTACの判断と一致することが望ましいのは当然ですが、場合によつては日本独自の判断があつてもいいという前提で日本は參加しているのであります。この点について総理から明確な答弁を求めます。

カンボジア和平のための日本の一層の外交努力についても伺つておきたい。カンボジア各派との交渉は、国際社会の総意でできたUNTACが第一義的に行うのは当然であります。しかし、ボルト派などによる不当な暴力行為を抑制しかける

ソボジアを再び内乱へ引き戻すことが決してない  
ように、各国も、そして日本も、あらゆる外交  
ルートと手段を通じてぎりぎりの努力を行なうべき  
です。国際会議を提唱されたこともある外務大臣  
にその決意を伺いたい。

先日、参議院本会議で我が党議員の質問に対  
し、現地へ行かれた村田自治大臣は、報道されて  
いた、あと何人死んだら帰れるのかという文民警  
察官の悲痛な訴えについて全面的に否定されまし  
た。この落差に国民党は戸惑うばかりであります。  
危険な情報は政府は故意に隠しているとの懸念す  
ら招いているのであります。文民警察官から直接  
現地の事情を聞かれた村田自治大臣は、御自身の  
感想ではなく、文民警察官の生の声を率直にこの  
場で国民に向かって伝えていただきたい。明確な  
報告を求めます。

国際社会が国連のもとで、失敗や幾多の困難を  
乗り越え、武力を使わず、内乱や戦争で苦しみ抜  
いた民衆や難民を何とか救おう、平和を守ろうと  
築き上げてきたのが現在のPKOであります。今  
そこに日本は乗り出したばかりなのであります。  
政府は何より、国民に理解と支援を求めていくと  
いう基本姿勢を忘れてはなりません。特に、率直  
な情報を国民に提示すべきであります。この点に  
ついて総理の見解を伺い、私の質問を終わりま  
す。(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 政府として現地の情報  
収集を強化し、また派遣要員の状況を把握するこ  
とは極めて大切で、そういうことについて怠りが  
あってはいかぬという御指摘がございました。  
在カソボジアの大統領は既にかなり増強をいた

しておりますし、また国際平和協力本部事務局の職員をカンボジアに派遣いたしましてUNTAC等々との常時連絡に努めております。また、村田大臣が現地に行かれましたことは先ほども申し上げたとおりでございますが、要員の派遣に際しまして、このたび選舉要員を行つていただいたわけですが、事前の研修をタイのパタヤでやついたいたおります。それから防弾チョッキ等々につきましても、先般の事態にもかんがみまして、より強固なものを作成することにいたしました。また、日本からの短波放送が聴取できますようナラジオ等々の装備を持ってもらつておる。それからインマルサットは実は各地にかなりたくさん配備をいたしております、それによりまして各地間の、ブノンペンを中心とした状況並びに東京との交信は不便がないよういたしておりますつもりでございます。

それから、いわゆる五原則の問題でございますが、先ほども申し上げましたが、パリ和平協定で想定いたしておりましたことと幾つかの点で違った状況が生まれてしまひましたことは御承知のように事実でございます。

ただ、しかしながらクメール・ルージュ自身もパリ和平協定というものは遵守するところ最も近も言っておりますその立場というものは、つまり和平協定が間違いではなくて、和平協定の言つているとおりもつとベトナム人を、確かにいないということを確認ができないのではないか、随分いるというのがクメール・ルージュの主張でありますか、であるとか、あるいはSNCというのがブノンペン政権の思ひなりにというか影響を受け過ぎておつて中立的に十分な機能をしていない

## 官報(号外)

いとか、これも和平協定の定めるところと違うというような、そういう種類の主張でありますので、停戦の合意の基本になつておりますペリ協定そのものを否定しているというわけではない。それは、いやそう言ひながら実際はという御主張がございました。が、しかしけり協定そのものを否定してしまいますと、クメール・ルージュ自身は今度他の各派から攻撃を受けるという立場になりますので、そこはクメール・ルージュとしてはやはりそうし得ないそういう仲組みというもののが現実に存在をしていて、その中でUNTACの活動が行われている、私はそういうふうに考えております。UNTACの活動自身もこれは非常に注意をいたしております。中立性が失われますと五原則が崩れるわけになりますので、その点はUNTACも非常に注意をしながら中立的に行動をしておるというふうに考えております。

それから、新しくUNTACが三派に武器返却

を開始したとの報道をおつしやいました。私どもとしてはその報道は今朝現在入手をいたしておりません。そのようなことをただいまの時点で決定されたとは聞いておりませんことを申し上げておきます。

それから、文民警察官の安全、再配置の問題で

ございますが、先ほど村田大臣も言わされました現地の生活環境、水であるとか食糧であるとか、こういうものが満たされないようではこれは当然その職務の執行はできないわけでございますし、また、しおちゅう安全を脅かされているようでは与えられた職務の執行はできない、これは明らかでございますから、そういうことにつきましても村田大臣からUNTACにお話ををしていただきま

したし、私どもとしても、そのような条件、環境を整備しなければ与えられた任務をやってくれと言ふことはこれは無理なことでございますから、ばならないと考えておるところでございます。

それから、いわゆる中断あるいは撤退というこ

とにつきましてもお話をございました。そのよう

な判断が必要な場合には、もとよりUNTACと緊密な連絡を行つてまいります。基本的には、一

つの地域に起ることでございますので、我が国

の判断と国連側の判断とが食い違うことは想定をいたしておりません。しかしながら、御指摘になられましたように、中断とか撤退とかいうこと

は、国連側に連絡の上ではありますけれども、我

が国の独自の判断で行い得るということはこれも

いたしておりません。しかしながら、御指摘にな

られたように極めて明らかなことではございませんして、そ

の点については御指摘のとおりでございます。

それから、PKOの参加活動について十分に国民に説明をしていないことにつきましては、なおよく気をつけなければならぬと思いま

す。官房長官よりは毎日これについての記者会見をしておりますし、また政府としても広報に最善

の努力をいたしておりますが、国民の理解と支持

がなければこのような活動は行い得ないところでございますので、御指摘の点はなお十分に心がけ

てまいりたいと思います。

残りのお尋ねにつきましては関係大臣からお答

えをいたします。(拍手)

〔国務大臣武藤嘉文君登壇、拍手〕

○国務大臣(武藤嘉文君) お答えをいたします。

もつと外交努力をすべきではないかという御指

摘かと思います。

関係国で集まつて会議をすることは不可能でございましたけれども、ESCAPに派遣をいたしました柿澤政務次官にカンボジアへ入つてもらい

ました。

また、各派に対しペリ和平協定に基づく和平

まして、

プロセスの進展に対してぜひ努力をするよう

に、

そして選挙ができる限り平和で安定した中で行わ

れるようだということを要請でまいりました。

また、最近は、今川大使とそれから池田アジア

局長を北京へ派遣いたしまして、シアヌーク殿下

に直接会い、そして同じようなことを要請し、特

にシアヌーク殿下にはイニシアチブをもつとつ

ていただきたいということを要請いたしました。

そしてまた、たまたま北京にはポル・ボト派の代

表もおりますので、ポル・ボト派の代表にも会つ

て、今現在のポル・ボト派の行動に対する自制を

求めたわけでございます。

また、まだこれはきのうでござりますけれど

も、タイの大使に連絡をとりまして、タイの日本

大使館から直接カンボジアの各派に対し、現在

行われようとしておる制憲議会の選挙がひとつで

きる限り平和なうちに行われるよう、そしてで

きるだけ大勢のカンボジアの国民が参加して行わ

れるようということを働きかけるよう指示を

いたした次第でございます。(拍手)

〔国務大臣村田敬次郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(村田敬次郎君) 木庭議員にお答え申

し上げます。

私は今回のカンボジア訪問におきまして、バン

コク市内の病院に入院中の文民警察官四名をお見

舞いたしましたほか、ブノン・ベン市内で十三人

の文民警察官と会見をいたしました。その中で

一部の地域では水や食糧も手に入りにくい、

赴任地では食糧が思うに任せない、村において活動するとき常に緊張を強いられる、治安が全般的に悪化しつつあるなど、厳しい生活環境や治安状況、日本とは違った現地での生活の御苦労ぶりなどについてお話を聞いた次第でございます。また、御家族の皆様方の御心配も本当によくわかっております。

御報告申し上げ、そして総理の決意の御表明や、また連日官房長官からも対応についての御報告がありましたが、今柳井国際平和協力本部事務局長を初め関係スタッフがカンボジアに赴きました。

明石UNTAC代表等と接觸をしておると承知いたしております。今後とも、文民警察官、選挙委員の安全確保等につきまして、私も一生懸命努力をしてまいる所存でございます。(拍手)

帰国後、総理に対し私がじかに感じたことを御報告申し上げ、そして総理の決意の御表明や、また連日官房長官からも対応についての御報告がありましたが、今柳井国際平和協力本部事務局長を初め関係スタッフがカンボジアに赴きました。

明石UNTAC代表等と接觸をしておると承知いたしております。今後とも、文民警察官、選挙委員の安全確保等につきまして、私も一生懸命努力をしてまいる所存でございます。(拍手)

また、まだこれはきのうでござりますけれども、タイの大天使に連絡をとりまして、タイの日本

大使館から直接カンボジアの各派に対し、現在行われようとしておる制憲議会の選挙がひとつで

きる限り平和なうちに行われるよう、そしてで

きるだけ大勢のカンボジアの国民が参加して行わ

れるようということを働きかけるよう指示をいたした次第でございます。(拍手)

〔国務大臣村田敬次郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(村田敬次郎君) 木庭議員にお答え申

し上げます。

質問の第一は、国連PKOへの派遣にかかるボランティア中田厚仁氏、文民警察官の高田晴行警視を初め、犠牲となられた各国の方々の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

質問の第二は、国連PKOへの派遣にかかるボランティア中田厚仁氏、文民警察官の高田晴行警視を初め、犠牲となられた各国の方々の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

過日、村田自治大臣がカンボジアで我が国から派遣された文民警察官と会われた際、文民警察官

側から、現地の情勢は日増しに緊張が高まっていること、安全面の不安や焦り、過酷な生活条件等について厳しい意見が出されたという報道がありました。その筆舌に尽くしがたい御苦労を思うとき、敬意と切怛の念を禁じ得ないところであります。

国連のPKOは、その歴史が示すように、常に危険と隣り合わせの中で崇高な使命を遂行していました。とりわけカンボジアのPKOは、国と国との争いの結果ではなく、内戦終結後の平和維持活動という国連のPKOの中でも最も困難な活動の範疇に属します。それに参加する人々は、そのような活動を認識し、使命感に燃え、国家の名譽をかけて業務に従事しているのであります。これまで国連のPKOを支えてきたものは何か。それは、時として命を賭しても守るべき価値や名譽、誇りがあるという打算を超えた人間の自負心や使命感ではなかつたでしようか。息子の死を決してむだにしないでください。志半ばで倒れた警視の死を無にしてほしくないと言われた高田警視の尊父や関係者の言葉が何よりもそれを有力に物語つてあります。政治の目的は、もとより国民の生命、財産を守ることが第一義であります。とすれば、国連PKOが個々人の使命感や自己犠牲に過度に依存してはならず、PKOに派遣される要員が国民の期待を背負つて誇りを持って職務を遂行できるよう万全の措置を講じるのが政治的基本的責務であります。

総理は一昨日の記者会見において、カンボジアへの部隊、要員の派遣を決めたのは私であり責任を感じる所で、第四の質問として、カンボジア総選挙後の我國の対応についてお答えを伺います。

府が負うべき責任に関する認識及び御発言の経緯について伺います。

質問の第二として、過日の村田自治大臣のカンボジア派遣に関し昨日の産経新聞は、自治大臣はUN TACの明石特別代表と会談することはあっていいなかつたとし、外務大臣が官房長官对抗議したと報じておりますが、その真相と経緯を明らかにし、また村田自治大臣の派遣目的や任務、その結果について伺いたいと思います。

第三は、この五月二十三日と目前に迫ったカンボジア総選挙の実施についてであります。

カンボジア総選挙の実施は、カンボジア国民がみずから選択し、国際的に認められた正当な政権をつくることであり、国際的な支援のもと、内戦で疲弊したカンボジアを復興の軌道に乗せるという重要な意味を持つものであります。それこそまさにカンボジア国民が待ち望んだ悲願であります。

我が国の一派、ボル・ボト派の行動をとらえ、カンボジアから撤退すべきだ、総選挙を延期すべきだという声があります。今回の殺傷事件を考えれば、一顧だにしないというわけにはまいりません。しかし、それではボル・ボト派の武力に届くことになり、国際正義は死んでしまいます。私は、ボル・ボト派の大本が守られている限りに派遣される要員が国民の期待を背負つて誇りを持てる所で、PKOは必ず実施されるべきであります。私は、パリ和平協定の大本が守られている限りに派遣部隊や要員の危険回避を理由に一方的に撤収したケースはあるのかどうかということになります。

そこで、まずお尋ねしたいことは、過去の国連のPKOにおいて、その前提条件が存在すると國際社会で認められているにもかかわらず、自国の派遣部隊や要員の危険回避を理由に一方的に撤収した場合があるとすれば、ボル・ボト派が停戦協定を公然と破棄すること、武力抵抗がカンボジア全土で組織的かつ継続的に起こること、カンボジア最高国民評議会が機能を全く失うことの三点に着目して決意すべきであると考えますが、これらの点に関して、第六の質問として総理の御見解を伺います。

第七に、国会承認の問題についてであります。カンボジアで我が国の要員の中から不幸にして犠牲者を出したということはまことに痛ましい限りであります。残念というよりは悔しい、腹立たしい思いが込み上げてくるのであります。そして、この危険は武器を携帯した自衛隊員ばかりではなく文民警察官や選舉監視要員にも及ぶものであるという実態が改めて明らかになるにつれ、私たちが成立させたPKO協力法とは一体何だったのかという思いにさいなれます。

同時に、それだけに、PKO派遣に当たっては原則すべてのPKO派遣を国会で承認することにより派遣についての国と国会の責任を明らかにし、国民民意のもとでPKOを推進していく必要があります。したがって、我が国が国際社会において名譽ある地位を占めるには、PKO五原則はあつてはならないであります。

そこで、まずお尋ねしたいことは、過去の国連のPKOにおいて、その前提条件が存在すると國際社会で認められているにもかかわらず、自国の派遣部隊や要員の危険回避を理由に一方的に撤収したケースはあるのかどうかということになります。

私は、カンボジアのPKOから我が国が撤収する場合があるとすれば、ボル・ボト派が停戦協定を公然と破棄すること、武力抵抗がカンボジア全土で組織的かつ継続的に起こること、カンボジア最高国民評議会が機能を全く失うことの三点に着目して決意すべきであると考えますが、これらの点に関して、第六の質問として総理の御見解を伺います。

〔國務大臣官邸喜一君登壇、拍手〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 最初に、国連の平和維持活動というものが決して容易なものではない、そもそもリスクを伴うものではないのかという点について御指摘がございました。

この点は先ほども、今回のカンボジアの場合につきまして十三年間の戦争があつた経緯等々は申し上げましたので繰り返しをいたしませんが、確かにカンボジア人だけでは国づくりができない、

戦争が終わつたばかりの状況の中で平和を固める、確かなものにするという活動でございますから、そういう一種の脆弱な基盤の上に立つておるということ、しかもこの平和維持活動は本来武力行使してなされるべきものではないという性格を持つつておるというような意味で、いわば本当の練達の士のみが行い得るような難しい活動であるということは御指摘のとおりと考えております。

ついても再度緊急に検討されたい、安全対策のための会議を巡回によって行いたいといったようなふうに達せられたと考えております。

**他方** 我が國としても我が國なりの安全対策を強化いたしております。昨日、国際平和協力本部事務局長を村田大臣のフォローアップとして内地に派遣をいたしましたところでございます。

使命感や自己犠牲に過度に依存してはならない」ということを言わされました。この点は強く私どもも感銘深くをして伺いました。このような不幸な犠牲者が出来たということはまことに断腸の思いであります。そのことは国際平和協力本部長として私の責任であります。したがいまして、今後私としてすべきことは、このような個人の使命感、自己犠牲に過度に依存するようなと言われることのないよう慎重な安全のための措置である。U.N.T.C.にもそれを申し入れておりますこと、具体的には先ほど申し上げましたので繰り返しませんが、さように心得ております。

それから、村田大臣の現地に行って、いただかりました。五月八日でございましたが、このことについて、政府部内に何か連絡の不十分な点があったな、ということございましたが、これは、派遣そのものの、派遣の目的につきまして外務省を含む関係各省庁と事前に十分連絡協議を行つたところでございます。この点は確認をいたしてございます。

それから、林田大臣のカンボジア派遣の目的等につきましては先ほど御本人からもお話をございましたが、UNTACとして隊員の安全を確実に万全を期されたい、UNTAC要員の配備等

いわばリスクにおいて、自分の判断においてした  
と考えるしか方法がございません。予定どおり選  
挙をすることがパリ協定の本来の考え方であると  
いうふうに思つております。

それから、過去の国連平和維持活動において、  
危険の回避を理由に自國の派遣部隊、要員を一方  
的判断で撤収したケースはあるかというお尋ねが  
ございまして、これは調べさせてみましたけれど

登録を行つております。先ほど私、前のお答弁で「国民の」と申し上げました。誤りでございます。有権者の九割以上でございますが、そういう状況でござりますから、国民が選挙を望んでいるということは私は疑ひないことだと思います。こういう状況の中で選挙を延期するということについては、私は延期をしても手段の得るところはない。ボル・ボト派が、最後まで参加を懇意いたしますけれども、延期をしたならば参加をするかというようになりますから、やはりみずから選挙に参加をすることを自分で棄権をしたということは、自分の

それから、いわゆる五原則の問題でございますが、国際平和協力法上のいわゆる五原則については、もとより具体的な状況に照らして総合的に判断すべきものでござりますけれども、ただいま御

○議長(原文兵衛君) 藤濤弘君

も、私どもの調査によりますとそういうケースはございません。非常に財政負担が過度になつた、あるいは派遣国、相手でなく派遣国自身で紛争などが起りますて、政争と申しますか紛争が起りまして、その結果として撤収したというケースは聞いておりますけれども、危険回避を理由に部隊を一方的に撤収していくケースは、間違

○議長(原文兵衛君) 聰濤弘君。  
〔諳濤弘君登壇、拍手〕

それに先立ち、このたび犠牲になられた高田晴行氏、さきに亡くなられた中田厚仁さんに心から哀悼の意を表明いたします。

今カンボジアでは、ポル・ポト派と見られる武装勢力の襲撃によって死亡した UNTAC 要員は、外務省の調査によれば既に十三名に達し、事実では三十九名に上っております。また、襲撃が続発していることは日々の報道で周知の事実で

いずれにいたしましても、法七条で、実施旨を作成あるいは変更いたしますと内容を国会に報告することになります。また、実施旨、実施結果についても報告をいたすことになりましたおりまして、そのことを從来とも行ってまいりましたが、今後とも十分に御報告並びに情報提示をいたすべきものと考えております。

それから、法では、法の施行後三年を経過し場合において実施のあり方について見直すといことが記されてござります。現在までにアンゴ及びカンボジアにおきまして実際の協力を行つ

村田自治大臣、あなたは現地で文民警察官から、あと何人死んだら帰れるのか、日本では事情を知らないのではないかと訴えられ、心からのショックを受けた、総理にこの状況を報告する語ったと報道されています。あなたは十二日の参議院本会議でそのような質問はなかつたと答弁しました。事は人命にかかる重大な問題であり、あいまいさは許されません。この報道は誤りだつたといふのですか。そうならマスコミの責任は重大だということになります。また、誤りだつたと

いうなら、それではあなたは何に心からショックを受けたのか説明しなければならないと思うのであります。

〔議長退席、副議長着席〕

シヨックを受けたという報道も誤りなのです。そうでないというのなら、あなたは総理に何を一体報告したのか、国会と国民に眞実を明らかにするあなたの責任こそ重大ではありませんか。國民に具体的に説明しなければならないと思います。

総理、PKO法の強行と自衛隊のカンボジア派遣問題ほど政府が國民に欺瞞を重ねてきた問題はありません。総理はPKO法の審議の際、昨年の二月四日衆議院予算委員会で、PKOとは戦闘行為がやみました後それを恒久の平和と導くための行動であり、武器使用が発生したのではこれは平和維持活動の意味をなしませんと答弁されました。政府はリーフレットまで出し、だからPKOは危なくない、PKOは安全な場所で活動するものだ、そういう宣伝を繰り返し繰り返し行いました。これがPKO法を成立させる際の最大の論拠であったことは記憶に新しいところであります。ところが、既に十三名の犠牲者が出て、ほぼ連日といつていて、襲撃が行われている。これで一体PKOは危なくない、安全な場所で行われるものだ、そういうふうに言えるのでしょうか。今になって総理がそんな説明をしたとは思っていないなどと十二日の記者会見で述べたことは、まさに國民を愚弄するものではありませんか。明確に答えていただきたい。

また、政府は、危くなれば日本政府の判断で中止、撤退ができると繰り返し答弁してきました

た。我が党は、一たんPKO活動に参加すれば国連の指揮に従わなければならなくなる、それが国連のPKO活動だということを国連の文書に基づいて指摘してまいりました。ところが、総理は、

同じPKO国会で、日本の判断で中止、撤退するという原則は我が国としては譲ることはできないものであり、憲法の配慮から出たものであり、他の国と同じように標準的な国連のオペレーションに従うわけにはいかないとまで言明したのであります。

今回、我が国の犠牲者が出るという事態に至り、政府は日本の要員の安全強化をUNTACに申し入れました。結果はどうだったのでしょうか。UNTAC側は申し入れの中にある文民警察官のブノンベンへの一時的移動さえ拒否し、国連の指揮に従うよう求めました。我が党の主張どおりではないですか。危ないと判断したからこそ政府は申し入れを行った、しかも自治大臣が現地に行つて申し入れを行つた、それでもUNTACはこれを拒否した、これが事実であります。これで

だ。そういう宣伝を繰り返し繰り返し行いました。これがPKO法を成立させる際の最大の論拠であったことは記憶に新しいところであります。ところが、既に十三名の犠牲者が出て、ほぼ連日といつていて、襲撃が行われている。これで一体PKOは危なくない、安全な場所で行われるものだ、そういうふうに言えるのでしょうか。今になって総理がそんな説明をしたとは思っていないなどと十二日の記者会見で述べたことは、まさに國民を愚弄するものではありませんか。明確に答えていただきたい。

また、政府は、危くなれば日本政府の判断で中止、撤退ができると繰り返し答弁してきました

面戦争が起きていないから停戦合意が守られているなどという主張が成り立ち得ないことは明白ではありませんか。総理があくまで停戦合意は守られていると言うのなら、何をもって全面戦争と言ふのでしょうか。海部前首相は全面戦争について、内乱が激しくなった、ゲリラが頻発しているとかは平和維持活動の前提が崩れた場合と判断するのが当然と国会で答弁しました。今まで海部前首相が言っているような状態になつては

ないです。明確な答弁を求めます。

第二に、パリ協定についていえば、ボル・ボト派がパリ協定破棄を宣言しないのは、協定がある大量虐殺を行つたボル・ボト派をカンボジアの一派として復権させたからであります。その点を最大限に利用しながら、協定の内容の実施はことごとく妨害し、自分の支配地域を拡大するという戦略をとつてゐるからであります。宮澤総理は、ボル・ボト派もパリ協定は絶対に守ると言つては、だからパリ協定の枠組みは崩れていないなどと言つていますが、ボル・ボト派のこのような基本的戦略から見ればこういう主張が無意味なこともまた明白ではないでしょうか。

停戦合意が破られてはいるだけでなく、パリ協定の枠組みである武装解除をボル・ボト派は拒否し、協定の最大の目的である総選挙の実施も拒否し、武力でそれを妨害しようとしているのであります。これでどうしてパリ協定の枠組みが守られていたと言えるのでしょうか。

ガリ事務総長も五月三日のUNTACに関する報告書の結論の中で、第一に、ボル・ボト派を説得するというUNTACの努力はむだではあります。これでどうしてパリ協定の枠組みが守られていたと言えるのでしょうか。

第一に、ボル・ボト派はゲリラ戦術をとつていても、全面戦争になつていいないといふ切り型の協定の破棄宣言をしていないという紋切り型の答弁を繰り返し、事態の重大性を糊塗しようとしてきました。これもまた明白な詭弁です。

ますます敵対している、第三に、選挙は政治的に中立な環境で行われることとは明白である、これが結論であると述べております。総理、これでもパリ協定は守られていると言つのですか。明確な根拠を示してください。

総理、なぜ政府はこのようにその場その場を言ひ繕いながらPKO問題とカンボジア問題に対処してきたのですか。そしてまた今も対処しているのですか。それは国際貢献どころか、何が何でも自衛隊の海外派兵に道を開こうというその思想によるものであつたと言わざるを得ません。今ボル・ボト派の無法行為をできるだけ小さく小さく描こうとするのも、カンボジアへの自衛隊派遣を継続したいという思想によるものだと言わざるを得ません。しかし、そうすればするほど、情勢を甘く見、ますます要員を危険にさらす結果になりがちであります。これは無謀なことであります。また、それはカンボジアでの眞の平和にとっても有害なことがあります。

かつて政府の無謀な行為によつて日本は戦争に突入しました。いつも犠牲になるのは国民であります。PKO五原則に照らしても、自衛隊のカンボジア派兵が違法であることは今や疑問の余地なく明白であります。そうである以上、自衛隊の撤退を図ることは急務であります。そうである以上、自衛隊のカンボジアに対する対応を抜本的に再検討すべきであります。このことを最後に総理に求め、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

ル・ボト派を弁護しているんだという御主張がありまして、それは全く政府の立場と違います。そのような立場からの御質問ということを心得ながらお答えをいたしますが、文民警察の安全などいうことは非常に大事なことでございまして、そのために先般自治大臣においでをいただいたわけ

私は今回のカンボジア訪問におきまして、バンコク市内の病院に入院中の文民警察官四人の方々を見舞つたほか、ブノンベン市内で十三名の文民警察官ともお会いをいたしました。そして、現地でもモックカンボールという部落に参りまして、文民警察官のみならず、インドの隊長あるいはフィリピンの方、モロッコの方、ブルガリアの方々ともお会いをしたところでございます。

なお、帰國後、総理に対し私の感じましたところを詳細に御報告申し上げ、そしてそれに対する対応は極めて緊急に措置をしつつあるところであります。これは官房長官から連日のように発表のありますところでございます。

冒頭、去る五月四日カンボジアにおいて我が國の文民警察派遣要員であられた高田晴行さんが殉職され、さらに先般は中田厚仁国連ボランティアの方が亡くなられ、本当に御両名のお命を、深く御冥福をお祈り申し上げます。また、負傷された現在病院で治療中の方にも、一日も早い御回復を

それで、そのカンボジアの生態、これは何度も申し上げましたが、全面戦争になつておるわけですが

ない、村において活動をするときは常に緊張を強められる、治安が全般的に悪化しつつあるといつた厳しい生活環境や治安状況、日本とは違った相地での生活の苦労ぶりなど御意見を伺いました。また、山崎隊長とはたびたび会いまして打ち合せをしました。

そして、私がショックを受けたということを聽

題について既に私のおる間に明石代表からいろいろな措置の御発表があり、その後、総理の決定事項について私はいろいろな接触が向こうでとれつつあるところと承知をしております。  
以上によって御承知をいただきたいと思いま  
す。(拍手)  
○副議長(赤堀操君) 答弁の補足があります。有  
澤内閣総理大臣。

ます。今、しっかりとお声がありましたが、実はこの本会議のこういう形の質問を繰り返して、先ほども協議がありましたことと、それ違いの質問と答弁が多く見受けられます。私は常々、こういう本会議において一問一答で国民が本当に知りたいことあるいは国民の判断の助けになることを質問し、あるいは答弁を受ける、これがあるべき姿だと思っておりまして、本日は原稿の構説みをやめたい。つきましては、いろいろと不手際がありますし、これまでにも代表質問において時間

おるというふうには考へておらないという意味でござります。

私がござつた中で、今回のカンボジア訪問について非常に現地の生々しい状況をお聞きして、ショックを受けたという表現を用いたのでござります。

また、明石特別代表との会見におきましては、こうした文民警察官の御発言を踏まえ、誠心誠意

〔國務大臣村田敬次郎君登壇、拍手〕  
○國務大臣(村田敬次郎君) 裁判議員の御質問に  
お答えいたします。

折衝したところでございます。  
ただ、御指摘のような発言につきましては、私  
は耳にいたしておりません。

○副議長(赤柳探君) 井上哲夫君。  
〔井上哲夫君登壇 拍手〕  
○井上哲夫君 私は、民主改革連合を代表しま

て、五人の文民警察員がオランダの海兵隊員によって先導され、かつその後ろには選舉監視員も他国の要員がついていわばパトロール中であつた。

官 報 (号 外)

た、しかも真っ昼間であります。こういうと  
に、一部ボル・ボト派と言われておりますが、武  
装集団十数人であらかじめ襲撃を用意して、ロ  
ケット砲B40型対戦車ロケット弾を連射して、し  
かも六台の車両が停止した後も今度は自動小銃で  
一齊射撃をしばらく続けた。こういう中で高田晴  
行さんが殉職をされ、多くの方が重傷並びに負傷  
された。このことは、今のカンボジアにおいて停  
戦の合意があるかないかについて重大な事実を世  
界の人々に、そして日本の国民に示したものであります。

この五月四日の前にやはり同じ州で襲撃があり  
ました。大規模なものであります。そして、思い  
起こせば日本の派遣した文民警察官の襲撃はたま  
たまこの五月四日が初めてではございません。そ  
の前に二回、やはり宿舎を襲撃されたり、あるいは  
たまたま難を逃れたが襲撃を受けているわけであ  
ります。こういう事態を、私どもはさきのPKO  
国会で本当にいろいろな面の論議を尽くしたが。  
私はそのことに自問自答するとき、本当に我が身  
は十分でなかった、もっともつと国会論議におい  
て文民警察におけるいろいろな側面の論議をすべ  
きであった。国会史上初めてという百時間に及ぶ  
審議で十分だということに関して私どもは反対を  
しましたが、今にして思えばそれはまさにもつと  
審議を尽くすべきではなかつたかと思ひます。  
今カンボジアの状況は、きのうきょうの政府答  
弁並びに質疑の中で明らかにされ違ひとして出て  
きたことを一つ申し上げます。

それは、政府の宮澤総理を初めとするたびたび  
の御答弁を伺いますと、停戦の合意は崩れていな  
い、ある。パリ和平協定の中身はちゃんと生きて

いる。こういう答弁でございます。しかし、国民の多くは果たしてそのように受けとめていたでしょうか。冒頭私は高田晴行さんが襲撃を受けた経過について詳しく申し上げましたが、これは、皆さんにそのことをもう一度考えていただきたい、私も考えなければならない、その考え方からであります。停戦の合意が本当にカンボジアで開催されないとあるのか。中には、国際世論上あるいはUN T A Cの認識で、政府は実は停戦合意について大変な心配をしているけれどもそらは言えないと言つてはいるのではないだろうか、こういう見方もあるわけでございます。

私はここで政府に改めて質問をしたい。PKOの法案において参加五原則が明確に打ち出され、それは先ほど宮澤総理もお答えになりましたが、政府が判断をしますと。ならば、今どのような事態になれば政府は停戦の合意が崩れたと見るのか。あるいは、今は何をもって停戦の合意が崩れていないと見るのか。そのところははつきり、UN T A Cの説明ではなく、あるいは国際世論を考慮してではなくおっしゃっていただきたい。

質問漏れがあるといけませんので簡単な質問事項のメモだけは見させていただきます。

我が国が派遣をした文民警察員について、本来の任務を本当に全うするようにカンボジアのUN T A Cで命令を受けているのかどうか、これも質問があるものです。

これまでたびたび各党の質問にも出来ましたごく、UN T A Cにおける日本の派遣要員の文民警察員として与えられた任務は、実は当初日本政府から指示をされた内容とかなり食い違つていて、それは要人の警護あるいは危険な地帯におけるま

さに戦場に等しいようなところにおけるパトロールが入っている。本来の文民警察員として与えられた、しかも国内において指示された内容と大きくかけ離れているとしたならば、そのことについてどのように政府は対処するのか。どこが違つていて、これは現にどのように対処しておるか、ということをはつきり御答弁願いたいと思います。さらに、派遣地についても、文民警察員がどういう状況の中に派遣をされ……

○副議長(赤羽操君) 井上君、時間が超過いたしました。簡単と願います。

○井上哲夫君(続) では、質問事項は私があらかじめ御通告した内容に従つて御答弁を願えれば構でございます。どうかきょうの私の質問の趣旨をよく読んでいただいて御答弁をお願いしたいと思います。

終わります。(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 我々が派遣いたしました要員につきまして、御指摘のような襲撃事件が起こりましたとしてとうとい人命が失われたことはまことに遺憾なことであります。このようなことが一度と起こりませんように十分な安全措置を講じなければならぬと考えておりますことは先ほど申し上げたとおりでございますが、国会がこの法案を御審議の過程においていろいろな場合の想定の御質問がございました。

現実にカンボジアで起こりましたの中でも国際的な予測と異なりましたのは、一つは、やはり武装解除というものが予定どおりに完全に行わなかったということであると思います。これは当初予定していた事態と違つてしまりましたが、

の武装解除が完全に行われなかつたということが  
ただいまのような襲撃事件にもつながつた。どう  
いう点では、当初考えておつたことと事態が違つ  
ておるということは私は御指摘のとおりであると  
思います。

ただ、この事件は、御承知のようにある局地で  
起つたことだと思いますから、そのゆえに全体  
的な停戦合意が崩れてるというふうに考えるべ  
きではないのであらう。遺憾な事件ではあります  
けれども、全体に停戦の合意というものが崩れて  
おる、全面的にそういう紛争が各地で起つてお  
るという事態とは違うというふうに政府は判断を  
いたしておりますので、したがいまして停戦合意  
が崩れているとは思わないということを申し上げ  
ておるわけでござります。

それからさらく、五原則との関連についてお話  
がございましたが、したがつて停戦の合意という  
ものは崩れていない。それからUNTAC自身の  
活動、このものについてもSNCを通じてクメー  
ル・ルージュはこれを認めておるわけでございま  
す。これが第二の条件。第三の条件は、UNTA  
Cが本当に中立的に行動しているかどうか、片方  
に偏つたような行動に出でているかどうかといふこ  
とにつきましても、私どもはUNTACの今日ま  
での行動は十分に国連としての中立性を維持して  
いる、こういうふうに判断をいたしております  
で、そういう意味で原則が壊れたというふうには  
考えてない、こう申し上げておるわけでござい  
ます。

なお、文民警察の任務について逸脱があつたか  
どうかとどうことについて最後にお触れになられ

平成五年五月十四日 参議院会議録第十六号(その一) 国務大臣の報告に関する件(「我が國文民警察要員死傷事件と要員の安全対策等について」) 所得に対する租税に関する件外三件

ましたので、これは官房長官からお答えをさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣河野洋平君登壇、拍手〕

○国務大臣(河野洋平君) 文民警察要員の任務等についてお尋ねがございました。

文民警察要員の任務は、議員もおっしゃいましたように、現地の警察行政事務についての助言、指導、監督を行うことございまして、具体的には、現地警察活動が公正中立に行われているかの監視などを行ったり、現地警察に対して捜査の方法等の指導助言を行うなど広範な業務を行なうことと本末されております。

任務地における現況につきましては、全般的には、本年一月以降治安状況が当初想定していた状況に比べて大変悪化しているということを事実でございまして、地域によりましては勤務地よりの車両による移動が困難になったところや文民警察要員本来の業務を行うことが困難なところ、あるいは生活に必要とされる物資の補給も十分なされない地域もあるとの連絡もござります。

政府としては、このような現状にかんがみまして UNTACに対しまして、文民警察が本来業務を行うに当たっての障害を除去すること、要員の安全対策の一層の強化などを申し入れるとともに、先ほど総理からも前段御答弁がありましたよう、ヘリコプターなどによる輸送能力を増強するための緊急搬出を行うことなどを決定したところです。(拍手)

○副議長(赤堀操君) これにて質疑は終了いたしました。

まず、トルコとの租税協定及びイスラエルとの租税条約は、我が国と両国との間における二重課税の回避を目的として、事業所得に対する相手国の譲税基準、投資所得に対する源泉地国の限度税率、二重課税の回避方法等を定めるものであります。

次に、気候変動枠組条約及び生物多様性条約は、昨年六月、リオデジャネイロにおいて開催された国連環境開発会議における主要な成果として署名のために開放されたものであります。

気候変動枠組条約は、大気中の温室効果ガスの濃度の増加によってもたらされ、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすおそれのある気候変動になります。

以上四件を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。外務委員長野沢太三君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

○副議長(赤堀操君) これより採決をいたします。

まず、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とイスラエル国との間の協定の締結について承認を求めるの件を一括して採決いたします。

兩件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(赤堀操君) 過半数と認めます。

よって、兩件は承認することに決しました。

次に、気候変動に関する国際連合枠組条約の締結について承認を求めるの件及び生物の多様性に関する条約の締結について承認を求めるの件を一括して採決いたします。

両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(赤堀操君) 準賛起立と認めます。

よつて、両件は全会一致をもって承認する」と決しました。

日程第一四 平成三年度特別会計予備費使用統計書及び各省各庁所管使用調書(その1)

日程第一五 平成三年度特別会計予算総則第十

三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管經費増額調書(その2)

日程第一六 平成四年度一般会計予備費使用統

計書及び各省各庁所管使用調書(その1)

日程第一七 平成四年度特別会計予算総則第十

四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管經費増額調書(その1)

(いずれも衆議院送付)

以上十一件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。決算委員長大

瀬綱子君。

〔審査報告書は本号(その2)に掲載〕

日程第九 平成二年度特別会計予算総則第十二

条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管經費増額調書

日程第一〇 平成三年度一般会計予備費使用統

計書及び各省各庁所管使用調書(その1)

日程第一一 平成三年度特別会計予備費使用統

計書及び各省各庁所管使用調書(その1)

日程第一二 平成三年度特別会計予算総則第十

三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管經費増額調書(その1)

十六回国会衆議院送付) 三條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管經

予備費関係十二件は、憲法及び財政法の規定に基づき、平成三年一月から平成五年一月までの間の予備費の使用等について国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

それらの主な費目について申し上げますと、ま

ず一般会計の予備費使用は、義務教育費等の国庫負担金の不足を補うために必要な経費、豪雨災害等の復旧事業に必要な経費、海岸地域における平和と安定の回復を図る活動のために必要な経費、国連カンボジア暫定機構に係る分担金の支出に必要な経費等であります。

次いで、特別会計の予備費使用は、外國為替資金特別会計における売買差損の補てんに必要な経費、農業共済再保険特別会計蓄勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費、道路整備特別会計における給与改善に必要な経費等であります。

また、特別会計予算総則の規定に基づく経費の増額は、郵政事業特別会計における業績賞与に必要な経費、交付税及び譲与税配付金特別会計交通安全対策特別交付金に必要な経費等であります。

委員会におきましては、これら一二件を一括し

て議題とし、まず大蔵大臣から説明を聴取した

後、予備費による海岸平和基金への追加拠出、最

近のカンボジア情勢とPKO協力活動、三年度に

おける給与改善予備費の計上の趣旨、予備費の国

会への提出時期等について質疑が行われました

が、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社

会党・護憲民主連合の西野理事より平成三年度一

般会計予備費(その1)及び平成四年度一般会計予

備費(その1)に反対、自由民主党の鈴木理事より

予備費関係十二件に賛成、日本共産黨の高崎理事

より一般会計予備費四件及び平成二年特別会計

予備費に反対、民主改革連合の井上委員より平成

三年度一般会計予備費(その1)及び平成四年度一

般会計予備費(その1)に反対の意見がそれぞれ述

べられました。

討論を終わり、採決の結果、平成二年一般会

計予備費(その2)外一般会計予備費三件並びに平

成二年特別会計予備費はいずれも多数をもつ

て、その他の特別会計予備費関係七件はいずれも

全会一致をもってそれぞれ承認を与えるべきもの

と議決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(赤堀操君) これより採決をいたしま

す。

まず、日程第六、第七及び第一三の予備費使用

統調書三件について採決をいたします。

三件を承諾することに賛成の諸君の起立を求め

ます。

〔賛成者起立〕

○副議長(赤桐操君) 過半数と認めます。

二二三件に承認することに決しました

次に、日程第八、第九、第一一、第一二、第一

四、第一五及び第一七の予備實使<sup>シテ</sup>用總調書等七件について採決をいたします。

藤文夫君。 まず、委員長の報告を求めます。商工委員長斎

議所のあり方、中小企業をめぐる景気動向と金融支援策、付保限度額の引き上げ幅と信用保証協会

よつて、両案は全会一致をもつて可

〔審査報告書及び議案は本号（その1）に掲載〕

卷之三

卷之三

## 福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院審査中）

〔贊成者起立〕

○副議長(赤堀操君)　總員起立と認めます。

「……七年は全会一致をもって承認するふと  
に決しました。

次に、日程第一〇及び第一六の予備費使用総額書二件について採決をいたします。

両件を承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。

贊成者起立

○副議長(赤堀操君) 過半数と認めます。

よって、両件は承諾することに決しました。

卷之三

○副議長(赤堀操君) 日程第一八 商工会及び商

## 工会議所による小規模事業者の支援に関する法律

案

## 日程第一九 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

(「いずれも内閣提出」衆議院送付)

委員会におきましては、兩法律案を一括議題とし、商工会、商工会議所の体制強化の必要性、基盤施設事業と地域振興策との関係、商工会、商工会

同業者会員の意見の起立を認めます。

あります。  
委員会におきましては、福祉資金の貸付対象及び条件の改善、父子家庭に対する支援策の充実、

多様な需要にこたえる保育所のあり方等の諸問題

について質疑が行われましたが、その詳細は会議

録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されておりません。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(赤桐操君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(赤桐操君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○副議長(赤桐操君) 日程第二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長樋原敬義君。

〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載〕

「梶原敬義君登壇、拍手」

○梶原敬義君 ただいま議題となりました特定優

良賃貸住宅の供給の促進に関する法律案につきま

して、建設委員会における審査の経過及び結果を

御報告申し上げます。

本法律案は、中堅所得者等の居住の用に供する

居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため

の措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供

給の拡大を図り、国民生活の安定と福祉の増進に

寄与することを目的とするものであつて、その主

る者は、賃貸住宅の供給計画を作成し、都道府県

知事の認定を申請することができることとし、都

道府県知事は、賃貸住宅が規模、構造に関する基

準等に適合するものであるときは、供給計画の認

定をすることができるとしております。

○副議長(赤桐操君) 第二に、特定優良賃貸住

家の供給の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長樋

原敬義君。

〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲

及び家賃の減額の措置に対する助成等をすること

ができることとしております。

委員会におきましては、居住水準向上の目標、

家賃対策補助の内容、住宅基本法制定の必要性等

について質疑が行われましたが、その詳細は会議

録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を付することに

致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(赤桐操君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(赤桐操君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○副議長(赤桐操君) 第三に、都道府県知事は、認定を受けた供給計画に係る賃貸住宅について、その建設及び

供給計画に係る賃貸住宅について、その建設及び

家賃の減額の措置に対して助成等をすることがで

きることとしております。

○副議長(赤桐操君) 第二に、国及び地方公共団体は、認定を受けた

供給計画に係る賃貸住宅について、その建設及び

家賃の減額の措置に対して助成等をすることがで

きることとしております。

○副議長(赤桐操君) 第三に、都道府県知事は、認定を受けた供給計画に従つた適正な賃貸住宅の建設及び管理のた

め、報告の徵収、改善命令、認定の取り消し等を

することができるとしております。

第四に、地方公共団体は、優良な賃貸住宅が不足している場合は、その建設に努めなければなら

ないこととし、國は当該地方公共団体に対し建設別途後援。

〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載〕

及び家賃の減額の措置に対する助成等をすること

ができることとしております。

委員会におきましては、居住水準向上の目標、

家賃対策補助の内容、住宅基本法制定の必要性等

について質疑が行われましたが、その詳細は会議

録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、五項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(赤桐操君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(赤桐操君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○副議長(赤桐操君) 第二に、郵便切手類販

売所等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長野別隆俊君。

〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載〕

本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

[賛成者起立]

○副議長(赤堀操君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(赤堀操君) 日程第二三 船舶安全法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長高桑栄松君。

[審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載]

○高桑栄松君登壇、拍手

○高桑栄松君 ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、近年における小型船舶の構造の簡易化等の状況にかんがみまして、小型船舶検査機構に検査事務を行わせる船舶の範囲を、長さ二メートル未満の船舶から総トン数二十トン未満の船舶に改める等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、質疑に先立ちまして、小型船舶検査の実情等を調査するために逗子マリーナを視察いたしました。質疑におきましては、小型船舶の検査及び登録制度のあり方、河川、港湾等における放置艇の対策、今後のマリーナ整備の進め方、プレジャーボートの安全性等各般にわたる問題が取り上げられましたが、その詳細は会議録によって御承知をいただきたいと存じます。

川、港湾等における放置艇の対策、今後のマリーナ整備の進め方、プレジャーボートの安全性等各般にわたる問題が取り上げられましたが、その詳細は会議録によって御承知をいただきたいと存じます。

官 報 (号 外)

平成五年五月十四日 参議院会議録第十六号(その一) 議長の報告事項

古川太三郎君		吉岡 吉典君		一昨十二日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。	
安永 英雄君	久保 豊君	星川 保松君	轟濤 弘君	上田耕一郎君	立木 洋君
米久八重子君	瀬谷 英行君	中村 錠一君	藤江 弘一君	高井 和伸君	森山 真弓君
部事務局次長本 國際平和協力本 事務局次長本	國務大臣 (内閣官房長官)	國務大臣 (國家公安委員會長)	國務大臣 (經濟企画廳長)	外務大臣 (通商産業大臣臨時代理)	農林水產委員 農林水產委員
萩 次郎君	河野 洋平君	中山 利生君	村田敬次郎君	厚生大臣 (大蔵大臣臨時代理)	辭任 辞任
政府委員	政府委員	政府委員	政府委員	運輸大臣 (郵政大臣)	運輸委員 農林水產委員
防衛廳長官	國務大臣 (内閣官房長官)	國務大臣 (國家公安委員會長)	國務大臣 (經濟企画廳長)	郵政大臣 (建設大臣)	辭任 辞任
常松 克安君	三重野栄子君	山崎 正昭君	岩崎 篤三君	山崎 正昭君	藤江 弘一君
荒木 清寛君	森 嘉子君	中村 錠一君	矢原 秀男君	野間 起君	高井 和伸君
予算委員	予算委員	労働委員	通信委員	辯任 辞任	補欠
辯任	辯任	辯任	辯任	辯任 辞任	補欠
補欠	補欠	補欠	補欠	野間 起君	森 真弓君

平成五年五月十四日 参議院会議録第十六号(その一) 議長の報告事項

決算委員	森 嘉子君	三重野栄子君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
辞任	荒木 清寛君	常松 克安君	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
議院運営委員	山下 栄一君	風間 裕司君	同日委員長から次の報告書が提出された。
補欠	風間 裕司君	山下 栄一君	平成二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)審査報告書
辞任	風間 裕司君	山下 栄一君	平成四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その1)審査報告書
議院運営委員	山下 栄一君	風間 裕司君	平成四年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書
補欠	山下 栄一君	風間 裕司君	平成二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)審査報告書
決算委員会	理事 西野 康雄君	(配正敏君の補欠)	平成二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その1)審査報告書
理事 木庭健太郎君	(常松克安君の補欠)	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第二十九号)	地方行政委員会に付託	平成二年特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律
商法等の一部を改正する法律案(閣法第五二号)	商法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律案(閣法第五三号)	平成三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その1)審査報告書	昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員会に付託	(その2)審査報告書	平成三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)審査報告書	内閣委員
労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する法律(第三号)	労働基準委員会に付託	平成三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その1)審査報告書	辞任
臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第三号)	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	平成三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)審査報告書	辞任
林業労働者の雇用の安定及び雇用管理の改善等に関する法律案(浜本方三君外四名発議)	各厅所管使用調書(その2)審査報告書	平成三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その1)審査報告書	辞任
商工委員	松谷蒼一郎君	中村 銳一君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
辞任	井上 計君	山田 勇君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
建設委員	高井 和伸君	中村 銳一君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
辞任	鈴木 貞敏君	山田 勇君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
外務委員	高井 和伸君	井上 計君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
辞任	矢野 哲朗君	森 嘉子君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
補欠	松谷哲一郎君	三重野栄子君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
厚生委員	鈴木 貞敏君	森 嘉子君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
辞任	矢野 哲朗君	三重野栄子君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
補欠	中村 銳一君	森 嘉子君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
農林水産委員	鈴木 栄治君	山下 栄一君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
辞任	勝木 健司君	山下 栄一君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
補欠	勝木 健司君	山下 栄一君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
辞任	山下 栄一君	山下 栄一君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
辯論委員	矢原 秀男君	山下 栄一君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
辯任	矢原 秀男君	山下 栄一君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
辯任	辯任	辯任	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

官 報 (号外)

政治改革に関する特別委員

辞任

細川 譲熙君 寺澤 芳男君

補欠

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案(閣法第六八号)

地方行政委員会に付託

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身

体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律案(閣法第二七号)

通信委員会に付託

同日衆議院から、本部の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した

○号)審査報告書

気象業務法の一部を改正する法律案

不正競争防止法案

同日委員長から次の報告書が提出された。

商工会及び商工會議所による小規模事業者の支援に関する法律案(閣法第一六号)審査報告書

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第四六号)審査報告書

母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び

脱税の防止のための日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣法第六号)審査報告書

脱税の防止のための日本国とイスラエル国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣

条第七号)審査報告書

氣候変動に関する国際連合枠組条約の締結につ

いて承認を求めるの件(閣法第八号)審査報告書

生物の多様性に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣法第九号)審査報告書

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律案(閣法第一五号)審査報告書

郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三五号)審査報告書

船舶安全法の一部を改正する法律案(閣法第二二〇号)審査報告書

官 報 (号 外)

平成五年五月十四日 参議院会議録第十六号(その一)

一四

官報

○ 第百二十六回 參議院會議錄第十六號(その二)

号外 平成五年五月十四日

10

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件  
右は多数をもつて承認すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

右は多数をもつて承認すべきものと議決  
よつて要領書を添えて報告する。

外務委員長 野沢 太三

委員会の決定の理由

この協定は、我が国とトルコ共和国との間で新たに租税条約を締結しようとするものであつて、企業が相手国内で事業を営む場合の所得に対する相手国の課税基準、航空機又は船舶による国際運輸業所得に対する課税方法、配当、利子及び使用料に対する源泉地国の課税軽減、領事滞在者、学生等の所得に対する滞在地国の租税免除等の措置を定めるとともに、二重課税を回避する方法を規定したものである。この協定の締結により、両国間の経済活動の円滑化が図られ、両国間の交流が促進されるものと期待されるので、妥当な措置と認める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び  
脱税の防止のための日本国とトルコ共和国との間の  
の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三  
号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める  
る。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求める件  
右は本院において承認することを議決した。  
よって国会法第八十三条により送付する。  
平成五年四月二十一日

## 第十六号(その二)

望して、  
次のとおり協定した。  
**第一条**  
(e) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税  
に關し法人格を有する團体として取り扱われ  
る團体をいう。  
(f) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約國

ある者に適用する。

1 この協定の対象である租税は、次のものとする。

(a) トルコ共和国(以下「トルコ」という。)によ  
いては、  
(i) 所得税

(b) トルコについては、トルコ国籍法に従  
ふるべく、トルコの国籍を有するすべての個人及びそ  
れに付随する権利並びに義務を規定する法令によりそ  
ルコにおいて施行されている法令によりそ

b) (個) 所得税及び法人税に対し課される税  
日本国においては、日本国の国籍を有する  
団体

（i）所得税  
法人税  
るすべての個人並びに日本国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人

2 この協定は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの協定の署名の日の後に課されし日本国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての

(b) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が適用する船舶又は航空機による運送（他方の経

る。両締約国の権限のある当局は、それとその国の税法について行われた実質的な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

(1) 「権限のある当局」とは、  
（約国内の地点の間においてのみ運用される船又は航空機による運送を除く。）をいう。

(ii) トルコについては大蔵閣税大臣又は財政大臣等の代理者をいう。

(2) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はトルコをいう。

2 一方の締約国によるこの協定の適用上、こ  
与えられたその代理者をいう。

はトルコの租税をいう。  
「日本國の租税」及び「トルコの租税」とは、  
より別に解釈すべき場合を除くほか、この協  
定の適用を受ける租税に関する當該一方の締約  
の適用別に解釈すべき場合を除くほか、この協  
定の適用を受ける租税に関する當該一方の締約

大  
それぞれ日本国及びトルコにおいて課される租税で、前条1及び2の規定に従いこの協定が適用されるものをいう。

第四条  
の法令における当該用語の意義を有するものとする。

(d) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

平成五年五月十四日 参議院会議録第十六号(その一) 所得に対する租税にて承認を求めるの件



官 報 (号 外)

- 4 恒久的施設が企業のために物品又は商品の單なる購入を行つたことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。
- 5 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。
- 第八条**
- 1 一方の締約国が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 2 一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、トルコの企業である場合には日本国における事業税、日本国のある企業である場合には日本国における事業税に類似する租税でトルコにおいて今後課されることのあるものを免除される。
- 3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

**第九条**

- (a) 一方の締約国が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は
- (b) 同一の者が一方の締約国と他方の締約国との企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合
- であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対する対応としては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

**第十条**

- 1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。1の配当に対しても、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国が法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、次の額を超えないものとする。
- (a) 当該配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の額の十パーセント。
- (b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十五パーセント。
- この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。
- この条において、「配当」とは、株式、発起人株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持

- 方の締約国において租税を課された当該一方の締約国の企業の利得を他方の締約国が1の規定により当該他方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、兩締約国のある権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該他方の締約国企業の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該一方の締約国は、その合意された利得に対し当該一方の締約国において課された租税の額につき適当な調整を行う。この調整に当たつては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払う。

- 第十二条**
- 1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。1の配当に対しても、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国が法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、次の額を超えないものであるときは、適用しない。この場合には、当該配当を支払う法人が居住者とされるトルコにおいてトルコ内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基準となつた株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。
- (a) 日本国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされるトルコにおいてトルコ内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基準となつた株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。
- (b) 日本国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該地方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国居住者に支払われる配当及び配当の支払の基準となつた株式その他の持分が当該地方の締約国内に生じた利子の生じたトルコにおいてトルコ内にあり恒久的施設又は固定的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対し租税を課することができない。

**第十三条**

- 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約國の居住者に支払われる利子に対する得と同様に取り扱われるものをいう。
- 2 1及び2の規定は、
- (a) トルコの居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる日本国において日本国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は日本国において日本国内にある恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、当該利子とは、すべての種類の固定的施設を通じて事業を行つた場合において、当該利子の支払の基準となつた債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金を含む。）をいう。
- (b) その他の場合には、当該利子の額の十五ペーセント。
- 3 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金を含む。）をいう。

**第十四条**

- 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約國の居住者に支払われる利子に対する得と同様に取り扱われるものをいう。
- 2 1の利子に対しても、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該金融機関が受け取る利子である場合には、
- (a) 当該利子の額の十ペーセント。
- (b) その他の場合には、当該利子の額の十五ペーセント。
- 3 2の規定にかかるわらず、一方の締約国内において生じる利子であつて、他方の締約国が当該他方の締約国の中核銀行が取得するものについて、当該一方の締約国において租税を免除する。
- 4 この条において、「利子」とは、すべての種類の固定的施設を通じて事業を行つた場合において、当該利子の支払の基準となつた債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金を含む。）をいう。
- 5 1及び2の規定は、
- (a) トルコの居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた日本国において日本国内において恒久的施設を通じて事業を行つた場合において、当該利子の支払の基準となつた債権が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。
- (b) 日本国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じたトルコにおいてトルコ内にあり恒久的施設を通じて事業を行つた場合において、当該利子の支払の基準となつた債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。

平成五年五月十四日 参議院会議録第十六号(その二) 所得に対する租税にて承認を求めるの件

一一

8  
あるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

締約国においては、当該締約国の法令に従つて  
租税を課すことができる。その租税の額は、  
当該使用料の受領者が当該使用料の受益者であ  
る場合には、当該使用料の額の十ペーセントを  
超えないものとする。

くは学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠権、模型、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡権から生ずる収入についても、同様に適用する。

み適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この協定の他の規定に要当な考慮を払った上、各締約国の法令に従つて租税を課すことができる。

一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

一方の締約国が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用に供している固定的施設

に係る財産(不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他

3 方の締約国において租税を課することがができる。  
る。

て取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものに対しても、当該他方の締約国において租税を課することができる。

立の性格を有する活動について取得する所得に

第十二条

一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

5  
1、2及び4の規定は、文学上、美術上若し

規定は、その合意したとみられる額についての

立の性格を有する活動について取得する所得とし

第十四冬

官 報 (号 外)

対しては、その者が自己の活動を行うため通常その用に供している固定的施設を他方の締約国内に有せず、かつ、その者が継続するいずれかの十二箇月の期間において合計百八十三日を超える期間当該他方の締約国内に滞在しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。その者がそのような固定的施設を有する場合又は前記の期間当該他方の締約国内に滞在する場合には、当該所得に対する租税を課すことができる。当該固定的施設に帰せられる部分又は前記の期間を通じ当該他方の締約国内において取得した部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

(b) 報酬が受領者が当該年を通じて合計百八十九日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものでないこと。

3 1 及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行われる勤務に係る報酬に對しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

もうとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき当該一方の締約国の居住者である個人により行われる場合には、当該所得については、

2 当該他方の締約国において租税を免除する。

一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該一方の締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような活動が両締約国(の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づいて行われる場合には、当該所得については、そのような活動が行われた締約国において租税を免除する。

第十八条

次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬及び一方の締約国の居住者に支払われる保険年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十九条

(1) (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国(の地方公共団体に対し提供される)の役務につき、個人に対し当該一方の締約国又は当該一方の締約国(の地方公共団体によって)支払われる報酬(退職年金を除く)に対する場合は、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。

(b) もつとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、(a)の個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対しては、当該他方

(ii) 当該他方の締約国の国民

(iii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の  
公共団体に対し提供される役務につき、個人  
に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方  
の締約国の地方公共団体によって支払われ、個人  
又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締  
約国の地方公共団体が拠出した基金から支払  
われる退職年金に対しては、当該一方の締約  
国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、(a)の個人が他方の締約国の居住  
者であり、かつ、当該他方の締約国の国民であ  
る場合には、その退職年金に対しては、当該  
他方の締約国においてのみ租税を課すること  
ができる。

3 一方の締約国又は当該一方の締約国的地方公  
共団体の行う事業に関連して提供される役務に  
つき支払われる報酬及び退職年金については、  
第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内  
に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他  
方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直  
前に他方の締約国の居住者であったものがその生  
計、教育又は訓練のために受け取る給付について  
は、当該一方の締約国の租税を免除する。ただ  
し、当該給付が当該一方の締約国外から支払われ  
るものである場合に限る。当該学生又は事業修習  
者が、その教育又は訓練に関連する実務上の経験  
をもつて、当該他方の締約国においてのみ租税を課  
することとする場合にあっては、当該他方の締約  
国においてのみ租税を課することができる。

を習得するために、一暦年を通じて百八十三日を超えない期間当該一方の締約国において行う勤務から取得する報酬についても、当該一方の締約国の租税を免除する。

#### 第二十一条

1 一方の締約国の居住者の所得(源泉地を問わない。)で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得(第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。)の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基準となった権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条に規定のないものに対しても、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

#### 第二十二条

1 トルコの居住者に対する二重課税は、次のとおり除去される。

トルコの居住者がこの協定の規定に従つて日本において租税を課される所得を取得する場合には、トルコは、外国の租税の控除に関する

トルコの税法の規定に従つて日本国において納付される所得に対する租税の額を当該居住者の所得に対する租税の額から控除する。

ただし、控除の額は、その控除が行われる前にトルコにおいて算定された租税の額のうち、日本国において租税を課される所得に対応する部分を超えないものとする。

2 日本国以外の国において納付される租税を日本国から控除することに関する日本国の法令に従い、

(a) 日本国の居住者がこの協定の規定に従つてトルコにおいて租税を課される所得をトルコにおいて取得する場合には、当該所得について納付されるトルコの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

#### 第二十三条

2 一方の締約国の企業は、他方の締約国において課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

#### 第二十四条

1 いづれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの協定の規定に適合しない課税を受けた又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該いづれか一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対しても当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対しても、申立てをすることができる。

#### 第二十五条

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国对企业に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自國の居住者に認める租税上の人的控除、教養及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解する。

#### 第二十六条

2 (a)及び(b)に規定する控除の適用上、トルコの経済開発を促進するための特別の奨励措置について納付されるトルコの租税を考慮に入れるものとする。

#### 第二十七条

3 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されなければならない。

3 第二十七条の規定による場合は、この協定の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努め成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に関する困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この協定に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の場合に達するため、直接相互に通信することができる。

## 第二十五条

1 両締約国のある当局は、この協定若しくはこの協定が適用される租税に関する両締約国の中の法令に基づく課税がこの協定の規定に反しない場合に限る。)を実施するため、又はこれらの租税に関する脱税を防止するため必要な情報を交換する。交換された情報は、秘密として取り扱うものとし、この協定が適用される租税の賦課若しくは徵収又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者は又は当局(裁判所を含む。)に対してのみ開示することができる。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは

職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

## 第二十六条

1 各締約国は、この協定に基づいて他方の締約国が認める租税の免除又は税率の軽減が、このような特典を受ける権利を有しない者によって享受されることのないようにするため、当該他方の締約国が課する租税を徵収するよう努める。その徵収を行なう締約国は、このようにして徵収された金額につき当該他方の締約国に対して責任を負う。

2 1の規定は、いかなる場合にも、いずれの締約国に対しても、1の租税を徵収するよう努める締約国の規則及び慣行に抵触し又は当該締約国の公の秩序に反することになる行政上の措置をとる義務を課するものと解してはならない。

## 第二十七条

1 各締約国は、この協定に定めのない場合に

この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(a) トルコにおいては、

終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b) 日本国においては、

終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

以上述の証據として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十三年三月八日にアンカラで、英語により本書二通を作成した。

山口 洋一

トルコ共和国政府のために

S・オラル  
協定書

3 協定第五条及び第七条に関する日本国企業が行う業務の提供によって取得する所得が、協定第五条及び第七条の規定に従いトルコにおいて課税される場合には、当該所得はトルコの課税上、当該日本国企業が自由職業に係る役務の提供によって取得する所得とみなされるこ

この協定(以下「協定」という。)の署名に当たり、下名は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 協定第四条1に関する、「法律上の本店」とは、個人以外の者につきトルコの税法に規定される法律上の所在地をいい、「本店又は主たる事務所」とは、日本国税法に規定される本店又は主たる事務所をいうものと了解される。

2 協定第五条7に関する、同条8の規定が適用される独立の地位を有する代理人以外の者が、一方の締約国内において物品又は商品の在庫を反復して保有しかつて、当該在庫により他方の締約国企業に代わって定期的に物品又は商品を引き渡す場合には、その者が、当該一方の締約国内において、当該企業の名において契約を締結する権限を有しないとき又はこの権限を反復して行使しないときにおいても、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされることが了解される。ただし、この規定は、その者が当該物品又は商品の定期的な引渡しを行っているだけでなく、当該物品又は商品の販売に関連するすべての活動(前記の契約を締結する権限の行使を除く。)を行っていることが証明されない限り適用しない。

4 この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

2 この協定は、批准書の交換の日の後三十日以内に効力を生ずるものとし、次のものについて適用する。

(a) トルコにおいては、

この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b) 日本国においては、

とが了解される。この規定は、トルコの税法に従い当該所得に対しても源泉徴収される租税を課することに影響を及ぼすものではない。ただし、その源泉徴収される租税の額は、当該自由職業に対する給付の総額の十五ペーセントを超えないものとし、また、その源泉徴収される租税の額は、当該所得に対して最終的に課されるトルコの租税の額から控除される。

4 協定第七条3に關し、企業の恒久的施設が当該企業の本店又は当該企業の他の事務所に支払ったか又は振り替えた支払金(実費弁償に係るものを除く)で次に掲げるものについては、損金に算入することを認めないことが了解される。

(a) 特許権その他の権利の使用の対価として支払われる使用料、報酬その他これらに類する支払金

(b) 特定の役務の提供又は事業の管理の対価として支払われる手数料

(c) 当該恒久的施設に対する貸付けに係る利子

(d) 当該企業が銀行業を営む企業である場合を除く。

5 協定第八条に關し、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得には、次に掲げる利得も含まれることが了解される。ただし、当該利得が同条1の規定の適用を受けた場合に限る。

(a) 船舶又は航空機の賃貸(裸用船であるか否かを問わない)から取得する利得

(b) 國際運輸に使用されるコンテナー(コンテナーの運送のためのトレーラー及び関連設備を含む)の使用から取得する利得

6 協定第十条2(a)及び(b)に關し、トルコについては、同条2(a)及び(b)にいう税率は、配当を支払う法人の所得であつて当該配当が支払われることとなる日の直前に終了する事業年度に取得したものに対して課されるトルコの租税の額が当該所得の四十ペーセント未満の場合には、それがそれ(4)については十五ペーセント、(5)については二十ペーセントとする。

7 協定第十条3に關し、「配当」には、トルコについては、投資基金及び投資信託より取得する所得を含むことが了解される。

8 協定のいがなる規定も、一方の締約国が、当該一方の締約国にある他方の締約国の居住者である法人の恒久的施設の利得(船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得を除く)に対して、協定の関係規定に従い当該恒久的施設の利得に対して課されることとなる租税を控除した後、当該控除後の残りの利得の額の十ペーセントを超えないことを条件としない。

9 協定第十二条2に關し、「金融機関」とは、銀行及び保険会社をいうものと了解される。両締約国の権限のある当局の合意により、「金融機関」には、他の類似の機関を含めることができる。

は、納稅者は、同条2にいう合意の結果生ずる還付請求を、トルコの税務当局が当該納稅者に当該合意の結果を通知した後一年の期間内に行わなければならないことが了解される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの譲定書に署名した。

千九百九十三年三月八日にアンカラで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

山口洋一

トルコ共和国政府のために

S・オラル

#### 審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とイスラエルとの間の条約の締結について承認を求める件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とイスラエルとの間の条約の締結について承認を求める件

右は本院において承認することを議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年四月二十二日

衆議院議長 横内 義雄

参議院議長 原 文兵衛殿

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年五月十三日

外務委員長 野沢 太三

参議院議長 原 文兵衛殿

一、委員会の決定の理由

この条約は、我が国とイスラエルとの間での

新たに租税条約を締結しようとするものであつて、企業が相手国内で事業を営む場合の所得に対する相手国との課税基準、航空機又は船舶による国際運輸業所得に対する課税方法、配当、利息及び使用料に対する源泉地国の課税軽減、短期滞在者、学生、教授等の所得に対する滞在地の条約の締結により、両国間の経済活動の円滑化が図られ、両国間の交流が促進されるものと期待されるので、妥当な措置と認める。

新たに租税条約を締結しようとするものであつて、企業が相手国内で事業を営む場合の所得に対する相手国との課税基準、航空機又は船舶による国際運輸業所得に対する課税方法、配当、利息及び使用料に対する源泉地国の課税軽減、短期滞在者、学生、教授等の所得に対する滞在地の条約の締結により、両国間の経済活動の円滑化が図られ、両国間の交流が促進されるものと期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用  
別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とイスラエルとの間の条約の締結について承認を求める件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とイスラエルとの間の条約の締結について承認を求める件

三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

### 所得に対する租税に関する二重課税の回避

及び脱税の防止のための日本国とイスラエルとの間の条約

日本国政府及びイスラエル国政府は、所得に対する租税に關し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、

### 第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

### 第二条

この条約は、次の租税について適用する。

#### (a) 日本国においては、

#### (i) 所得税

#### (ii) 法人税

#### (iii) 住民税

#### (以下「日本国の租税」という。)

#### (b) イスラエルにおいては、

#### (i) 所得税法及びその附屬法令に従つて課される税

#### (ii) 土地評価税法に従い財産の譲渡に対しても課される税

#### (iii) 「イスラエルの租税」という。

#### この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの（国税であるか方税であるかを問わない。）についても、適用

する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの税法について行われた実質的な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

### 第三条

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

2 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合に、日本国が租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する水域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国が租税に関する法令が施行されているすべての水域（海底及びその下を含む。）をいう。

3 「イスラエル」とは、イスラエル国をいい、また、地理的意味で用いる場合には、イスラエルが国際法及びイスラエルの法令に基づき主權を行ふことができるイスラエル国のすべての領域（領水を含む。）並びにその領水の外側の水域でイスラエルが国際法及びイスラエルの法令に基づき海中、海底及びその下に存在する天然資源、生物資源及び鉱物資源の探査及び開発に対する管轄権を行ふことができる水域をいう。

4 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はイスラエルをいう。

5 「租税」とは、文脈により、日本国が租税又はイスラエルの租税をいう。

る団体をいう。

(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が首む企業及び他方の締約国の居住者が營む企業をいう。

(h) 「国民」とは、いずれか一方の締約国の国籍を有するすべての個人並びにいずれか一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないがいずれか一方の締約国の租税に関する法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。

(i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

(j) 「権限のある当局」とは、

(i) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(ii) イスラエルについては、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(k) 「権限のない当局」とは、

(i) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(ii) イスラエルについては、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(l) 「権限のない代理者」とは、

(i) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(ii) イスラエルについては、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(m) 「権限のない代理者」とは、

(i) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(ii) イスラエルについては、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(n) 「権限のない代理者」とは、

(i) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(ii) イスラエルについては、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(o) 「権限のない代理者」とは、

(i) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

法人の設立場所、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次の原則によるものとする。

(a) 当該個人は、その人的及び経済的関係が最も密接な締約国（重要な利害関係の中心がある國）の居住者とみなす。

(b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合には、当該個人は、その有する常住の住居が所在する締約国の居住者とみなす。

(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、自己が国民である締約国の居住者とみなす。

(d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合は、兩締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

(e) 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が所在する締約国の居住者とみなす。

(f) 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が所在する締約国の居住者とみなす。

(g) 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が所在する締約国の居住者とみなす。

(h) 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が所在する締約国の居住者とみなす。

(i) 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が所在する締約国の居住者とみなす。

(j) 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が所在する締約国の居住者とみなす。

(k) 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が所在する締約国の居住者とみなす。

(l) 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が所在する締約国の居住者とみなす。

(m) 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が所在する締約国の居住者とみなす。

(n) 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が所在する締約国の居住者とみなす。

(o) 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が所在する締約国の居住者とみなす。

(p) 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が所在する締約国の居住者とみなす。

(q) 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が所在する締約国の居住者とみなす。

(r) 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が所在する締約国の居住者とみなす。

する。

## 官報(号外)

- (d) 工場  
(e) 作業場  
(f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所
- 3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事は、十二箇月を超える期間存続する場合に限り、「恒久的施設」とする。
- 4 1から3までの規定にかかるらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。
- (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。
- (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。
- (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行いう一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのようないくつかの組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。
- 5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わって行動する者(6の規定が適用される独立的地位を有する代理人を除く)が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限

を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に掲げる活動(事業を行いう一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動)のみである場合は、この限りでない。

6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲人、問屋その他の独立的地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行っている。企業は、通常の方法でその業務を行っている理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(「恒久的施設」を通じて行われるものであるかないかを問わない)を行う法の規定によつて決定する慣行が一方の締約国に存在する締約国内において生じたものであるかを問わない。)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の個人の役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

3 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得として料金(金額が確定しているかしないかを問わない)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の個人の役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているかしないかを問わない)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が一方の締約国に存在する締約国内において生じたものであるかを問わない。他の場所において生じたものであるかを問わなければならぬ。

3 経営費及び一般管理費を含む費用を当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が施設のために生じたものと認められる。

3 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が一方の締約国に存在する締約国内において生じたものであるかを問わない。他の場所において生じたものであるかを問わなければならぬ。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が一方の締約国に存在する締約国内において生じたものであるかを問わない。他の場所において生じたものであるかを問わなければならぬ。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行つたことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているかしないかを問わない)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が一方の締約国に存在する締約国内において生じたものであるかを問わない。他の場所において生じたものであるかを問わなければならぬ。

3 経営費及び一般管理費を含む費用を当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が施設のために生じたものと認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が一方の締約国に存在する締約国内において生じたものであるかを問わない。他の場所において生じたものであるかを問わなければならぬ。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行つたことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

## 第八条

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む)に対しては、当該他方の締約国内において租税を課すことができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行つた場合に、当該他方の締約国内における恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行つ場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対しても、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

3 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む)に対しては、当該他方の締約国内において租税を課すことができる。

4 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む)に対しては、当該他方の締約国内において租税を課すことができる。

5 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む)に対しては、当該他方の締約国内において租税を課すことができる。

6 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む)に対しては、当該他方の締約国内において租税を課すことができる。

7 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む)に対しては、当該他方の締約国内において租税を課すことができる。

一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、イスラエルの企業である場合には日本国における事業税、日本国の中の企業である場合には日本国における事業税に類似する租税でイスラエルにおいて今後課されることのあるものを免除される。

国際経営共同体に参加していることによって得する利得についても、適用する。

1 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方に  
締約国の企業の経営・支配若しくは資本に直  
接若しくは間接に参加している場合  
であって、そのいずれの場合においても、商業上  
又は資金上の関係において、双方の企業の間  
に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる  
条件が設けられ又は課されているときは、その  
条件がないとしたならば一方の企業の利得と  
なったとみられる利得であってその条件のため  
に当該一方の企業の利得とならなかつたものに  
対しては、これを当該一方の企業の利得に算入  
して租税を課することができる。

一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国の企業の利得を他方の締約国が1の規定により当該他方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国が権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであ

るう条件であつたとしたならば当該他方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該一方の締約国は、そおいて譲された租税の額につき適当な調整を行ふ。この調整に当たつては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払う。

4 分から生ずる所得であつて分配を行ふ法人が居住者とされる締約国の法令上株式から生ずる所得と同様な課税上の取扱いを受けるものを行う。

方の締約国において租税を課すことができる。  
1の利子に対しては、当該利子が生じた締約  
国においても、当該締約国の法令に従つて租税  
を課すことができる。その租税の額は、当該  
利子の受領者が当該利子の受益者である場合に  
は、当該利子の額の十パーセントを超えないも  
のとする。

**第十条** 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しても、当該他方の締約国において租税を課することができること。

2  
1の配当に対しても、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五ペーセントを所有する法人である場合には、当該配当の額の五ペーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十五パーセント

3 この2の規定は、当該配当を支払う法人の子の配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

この条において、「配当」とは、株式、発起人株式その他の利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者が、ある配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行ふ又は当該他方の締約国において当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合は、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得について、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成ることにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基団となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設又は固定的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課すことができず、また、当該留保所得に対して租税を課すことがない。

方の締約国において租税を課すことができる。

1 の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2 の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、他方の締約国の政府、当該他方の締約国の中核銀行又は当該他方の締約国の方の締約国の中核銀行若しくは当該他方の締約国の方の公共団体、当該他方の締約国の方の所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国の方の政府、当該他方の締約国の方の公共団体、当該他方の締約国の中核銀行若しくは当該他方の締約国の方の所有する金融機関によつて保証された債権、これらによつて保険に付された債権又はこれらによる間接融資を得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4 3 の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府の所有する金融機関」とは、次のものをいう。

(a) 日本国については、

(i) 日本銀行  
 (ii) 日本輸出入銀行  
 (iii) 海外経済協力基金  
 (iv) 國際協力事業団

(v) 日本国政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の方の政府が隨時合意するもの

平成五年五月十四日 参議院会議録第十六号(その二)

### 所得に対する租税に て承認を求めるの件に

平成五年五月十四日 参議院会議録第十六号(その一)

所得に対する租税にて承認を求めるの件

三

三

(ii) イスラエル政府が資本の全部を所有する

(iv) イスラエル政府が資本の全部を所有する  
その他の金融機関で両締約国の中の政府が隨時  
合意するもの

5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び金を含む。）をいう。

1から3までの規定は、一方の締約国の居住した他方の締約国において当該利子の生じた恒久的施設を通じて事業を行ひ又は当該利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国において当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定

8 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十二条

1  
一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ

2 1の使用料に対しても、当該使用料が生じた  
締約国においても、当該締約国の法令に従つて  
租税を課することができる。その租税の額は、

当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

映画フィルム、ビデオテープ及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠権、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しく

4  
は学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金及び船舶又は航空機の採用船契約に基づいて受領する料金をいう。  
使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者が（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国に恒久的施設又は固定的施設

を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生

したのとなる。

5  
1、2及び4の規定は、文学上、美術上若しくは學術上の著作物（ソフトウェア、映画フィルム、ビデオテープ及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様に適用する。ただし、その収入に係る収益について次条2の規定が適用される場合は、この限りでない。

6  
1、2及び5の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行ひ又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基準となつ

た権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 使用料の支払の基準となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち該超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課すことができる。

**第十三条** 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用に供している固定的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することがであります。

### 3 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する

船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産(不動産を除く。)の譲渡によって取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4 一方の締約国の居住者がこの条の1から3までに規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

## 第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に対する報酬に対しては、その者が自己の活動を行うため通常その用に供している固定的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような固定的施設を有する場合には、当該所得に対する報酬が当該他方の締約国で支払われるものである。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

## 第十五条

1 次条、第十八条、第十九条及び第二十一条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行わ

れる場合には、当該勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(i)から(v)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(ii) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものである。

(iii) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は回定期的施設によって負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国において行わられる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

4 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

## 第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5 一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約

国内で行う個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

6 もつとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき当該一方の締約国の居住者である個人により行われる場合には、当該所得については、当該他方の締約国において租税を免除する。

7 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することができる。

8 もつとも、そのような所得が両締約国との政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によつて行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合は、当該所得については、当該一方の締約国において租税を課することができる。

## (i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2(a) 一方の締約国又は当該一方の締約国的地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国的地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国において退職年金が提出した基金から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4 政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に対し提供

5 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

## 第十七条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他のこれに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

6 もつとも、(i)の個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

7 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

## 第十八条

一方の締約国において行う勤務につき一方の締約国居住者に支払われる退職年金その他のこれに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

8 もつとも、(i)の個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

9 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

## 第十九条

一方の締約国居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約

## 第二十条

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限る。

## 第二十一条

1 一方の締約国内にある大学、学校その他の公認された教育機関において教育又は研究を行うため当該一方の締約国を訪れ、二年を超えない期間滞在する個人であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又は訪れる直前に他方の締約国において教育又は研究を行つたものは、その教育又は研究に係る報酬でその者が当該他方の締約国において租税を課されるものにつき、当該一方の締約国において租税を免除される。

2 1の規定は、主として特定の者の私的利益のために行われる研究から生ずる所得については、適用しない。

## 第二十二条

1 一方の締約国の居住者の所得（源泉地を問わない）で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国のある所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他

## 方の締約国内に

ある固定的施設を通じて独立の

人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基団となつた権利又は財産が当該恒久的

施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条に規定のないものに對しては、当該他方の締約国において租税を課することができます。

## 第二十三条

1 イスラエル以外の国において納付される租税をイスラエルの租税から控除することに関する規定は、イスラエルの法令に従い、日本国内で生ずる所得について納付される日本国租税は、当該所得について納付されるイスラエルの租税から控除する。ただし、控除の額は、イスラエルの租税若しくはこれに相当する額を超過する部分を超えないものとする。

## 第二十四条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、締約国の居住者でない者にも、適用する。

2 一方の締約国が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国企業に対し課される租税よりも不利に課されることはない。

## 第二十五条

(1) この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族扶養するための負担を理由として自國の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

2 1の規定は、一方の締約国のある所得について納付されるイスラエルの租税の額は、当該居住者に対する課される日本国租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

(b) イスラエルにおいて取得される所得が、イスラエルの居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付されるイスラエルの租税を考慮に入れるものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国に類似の他の企業に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

5 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。

1 いざれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該いざれか一方の又は双方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国企業に対し課される租税よりも不利に課される場合に、自己が国民である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に關するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に對して、申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内にしなければならない。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めると、当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内にしなければならない。

3 第九条1、第十一條8又は第十二條7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国が企業が他方の締約国の居住者に支払った利息、使用料その他の支払金については、当該企業の



平成五年五月十四日 参議院会議録第十六号(その二) 気候変動に関する国際連合枠組条約の締結について承認を求めるの件

四〇

た。よって要領書を添えて報告する。

平成五年五月十三日

外務委員長 野沢 太三

参議院議長 原 文兵衛殿

定に基づき、国会の承認を求める。

#### 要領書

##### 一、委員会の決定理由

この条約は、大気中の温室効果ガスの濃度の増加によつてもたらされ、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすおそれのある気候変動に対処するための国際的な枠組みを定めることを内容とするものである。我が国がこの条約を締結することは、地球環境問題に関する国際協力を一層推進する見地から有意義であり、妥当な措置と認める。

##### 二、費用

我が国は、先進締約国として、開発途上国に対する資金を供与する制度に対し資金を供与することとなる。具体的な予算措置については、この条約の効力発生後開催される締約国会議の結果等を踏まえて講ずることになる。

気候変動に関する国際連合枠組条約の締結について承認を求めるの件  
衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿  
氣候変動に関する国際連合枠組条約の締結について承認を求めるの件

気候変動に関する国際連合枠組条約  
この条約の締約国は、  
地球の気候の変動及びその悪影響が人類の共通の関心事であることを確認し、人間活動が大気中の温室効果ガスの濃度を著しく増加させてきており、その増加が自然の温室効果を増大させていること並びにこのことが、地表及び地球の大気を全体として追加的に温暖化することとなり、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすおそれがあることを憂慮し、過去及び現在における世界全体の温室効果ガスの排出量の最大の部分を占めるのは先進国において排出されたものであること、開発途上国における一人当たりの排出量は依然として比較的少ないと、並びに世界全体の排出量において開発途上国における排出量が占める割合はこれらの国の社会的な及び開発のためのニーズに応じて増加していくことに留意し、

温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫の陸上及び海洋の生態系における役割及び重要性を認識し、気候変動の予測には、特に、その時期、規模及び地域的な特性に関して多くの不確実性があることに留意し、

気候変動が地球的規模の性格を有することとから、すべての国が、それぞれ共通に有しているが差異のある責任、各国の能力並びに各国の社会的行うこと及び効果的かつ適当な国際的対応に参加することが必要であることを確認し、

千九百七十二年六月十六日にストックホルムで採択された国際連合人間環境会議の宣言の関連規定に基づき、その資源を自國の環境政策及び開発政策に従つて開発する主権的権利を有すること並びに自國の管轄又は管理の下における活動が他国の環境又はいずれの国も管轄にも属さない区域の環境を害しないことを確保する責任を有することを想起し、

気候変動に対処するための国際協力における国家の主権の原則を再確認し、

諸国が環境に関する効果的な法令を制定すべきであること、環境基準、環境の管理に当たつての目標及び環境問題における優先度はこれらが適用される環境及び開発の状況を反映すべきであること、並びにある国が適用する基準が他の国(特に開発途上国)にとって不適当なものとなり、不当な経済的及び社会的損失をもたらすものとなるおそれがあることを認め、

国際連合環境開発会議に関する千九百八十九年十一月二十一日の国際連合総会決議第二百二十八号(第四十四回会期)並びに人類の現在及び将来の世代のための地球的規模の気候の保護に関する千九百八十八年十一月六日の国際連合総会決議第五十三号(第四十三回国会期)、千九百八十九年十二月二十二日の同決議第二百七号(第四十四回国会期)、千九百九十九年十一月二十一日の同決議第二百十二号(第四十五回国会期)及び千九百九十九年十一月十九日の同決議第二百六十九号(第四十六回国会期)を想起し、

海面の上昇が島及び沿岸地域(特に低地の沿岸

地域)に及ぼし得る悪影響に関する千九百八十九年十一月二十二日の国際連合総会決議第二百六号(第四十四回国会期)の規定及び砂漠化に対処するための行動計画の実施に関する千九百八十九年十二月十九日の国際連合総会決議第百七十二号(第四十四回国会期)の関連規定を想起し、

千九百九十年十一月七日に採択された第一回世界気候会議の開幕宣言に留意し、多くの国が気候変動に関する物質に関するモントリオール議定書(以下「モントリオール議定書」という。)を想起し、

千九百九十年十一月七日に採択された第一回世界気候会議の開幕宣言に留意し、多くの国が気候変動に関する物質に関するモントリオール議定書(以下「モントリオール議定書」という。)を想起し、

要な措置は、国連する科学、技術及び経済の分野における考察に基盤を置き、かつ、これらの分野において新たに得られた知見に照らして絶えず再評価される場合には、環境上、社会上及び経済上最も効果的なものになることを認め、

気候変動を理解し及びこれに對処するために必要な措置は、国連する科学、技術及び経済の分野における考察に基盤を置き、かつ、これらの分野において新たに得られた知見に照らして絶えず再評価される場合には、環境上、社会上及び経済上最も効果的なものになることを認め、

気候変動に対処するための種々の措置は、それ自体経済的に正当化し得ること及びその他の環境問題の解決に役立つことを認め、

先進国が、明確な優先順位に基づき、すべての温室効果ガスを考慮に入れ、かつ、それらのガスがそれぞれ温室効果の増大に対しても与える相対的

な影響を十分に勘案した包括的な対応策（地球的、国家的及び合意がある場合には地域的な規模のもの）に向けた第一歩として、直ちに柔軟に行動することが必要であることを認め、  
更に、標高の低い島嶼国その他の島嶼国、低地の沿岸地域、乾燥地域若しくは半乾燥地域又は洪水、干ばつ若しくは沙漠化のおそれのある地域を有する国及びぜい弱な山岳の生態系を有する開発途上国は、特に気候変動の悪影響を受けやすいことを認め、  
経済が化石燃料の生産、使用及び輸出に特に依存している国（特に開発途上国）について、温室効果ガスの排出抑制に関してとられる措置の結果特別な困難が生ずることを認め、  
持続的な経済成長の達成及び貧困の撲滅という開発途上国の正當かつ優先的な要請を十分に考慮し、気候変動への対応については、社会及び経済の開発に対する悪影響を回避するため、これらの開発との間で総合的な調整が図られるべきであることを確認し、

注 次のとおり協定した。

第一条 定義(注)

1 「気候変動の悪影響」とは、気候変動に起因する自然環境又は生物相の変化であつて、自然の及び管理された生態系の構成、回復力若しくは生産力、社会及び経済の機能又は人の健康及び福祉に対し著しく有害な影響を及ぼすものをいう。

2 「気候変動」とは、地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であつて、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものをいう。

3 「気候系」とは、気圏、水圏、生物圏及び岩石圏の全体並びにこれらの間の相互作用をいう。

4 「排出」とは、特定の地域及び期間における温室効果ガス又はその前駆物質の大気中への放出をいう。

5 「温室効果ガス」とは、大気を構成する気体群(天然のものであるか人為的に排出されるものであるかを問わない)であつて、赤外線を吸収し及び再放射するものをいう。

6 「地域的な経済統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成され、この条約又はその議定書が規律する事項に関する権限を有し、かつ、その内部手続に従つてこの条約若しくはその議定書の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約若しくはその議定書への加入が正當に委任されている機関をいう。

7 「貯蔵庫」とは、温室効果ガス又はその前駆物質を貯蔵する気候系の構成要素をいう。

8 「吸収源」とは、温室効果ガス、エーロゾル又は温室効果ガスの前駆物質を大気中から除去する作用、活動又は仕組みをいう。

9 「発生源」とは、温室効果ガス、エーロゾル又は温室効果ガスの前駆物質を大気中に放出する作用又は活動をいう。

### 第二条 目的

この条約及び締約国会議が採択する関連する送付文書は、この条約の関連規定に従い、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とする。そのような水準は、生態系が気候変動に自然に適応し、食糧の生産が脅かされず、かつ、経済開発が持続可能な態様で進行することができるような期間内に達成されるべきである。

3 締約国は、気候変動の原因を予測し、防止し又は最小限にするための予防措置をとるとともに、気候変動の悪影響を緩和すべきである。深刻な又は回復不可能な損害のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分でないことをもつて、このような予防措置をとることを延期する理由とすべきではない。もっとも、気候変動に対処するための政策及び措置は、可能な限り最小の費用によって地域的規模で利益がもたらされるよう費用対効果の大きいものとするとともに、ついても考慮を払うべきである。このため、これらの政策及び措置は、社会経済状況の相連が考慮され、包括的なものであり、関連するすべての温室効果ガスの発生源、吸収源及び貯蔵庫並びに適応のための措置を網羅し、かつ、経済のすべての部門を含むべきである。気候変動に対処するための努力は、関心を有する締約国の協力によつても行われ得る。

4 締約国は、持続可能な開発を促進する権利及び責務を有する。気候変動に対処するための措置をとるためには経済開発が不可欠であることを考慮し、人に起因する変化から気候系を保護するための政策及び措置については、各締約国の個別の事情に適合したものとし、各国の開発計画に組み入れるべきである。

5 締約国は、すべての締約国（特に開発途上締約国）において持続可能な経済成長及び開発をもたらし、もつて締約国が一層気候変動の問題に対する対処することを可能にするような協力的かつ開放的な国際経済体制の確立に向けて協力をすべし。

平成五年五月十四日 参議院会議録第十六号(その二)

きである。気候変動に対処するためとられる

きである。気候変動に対処するためにとられる措置（一方的なものを含む。）は、国際貿易における恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となるべきではない。

第四章 結束

1 すべての締約国は、それぞれ共通に有してい  
るが差異のある責任、各國及び地域に特有の開

発の優先順位並びに各国特有の目的及び事情を考慮して、次のことを行う。

(a) 締約国会議が合意する比較可能な方法を用  
い、温室効果ガス（モノ）トリオーレ議定書

よつて規制されているものを除く。)について、発生源による人為的な排出及び吸収源による除去に関する自國の目録を作成し、定期的に更新し、公表し及び第十二条の規定に従つて締約国會議に提供すること。

(b) 自国の(適当な場合には地域の)計画を作成し、実施し、公表し及び定期的に更新すること。この計画には、気候変動を緩和するための措置(温室効果ガス(モントリオール議定書によって規制されているものを除く。)の発生源による人為的な排出及び吸収源による除去を対象とするもの)及び気候変動に対する適応を容易にするための措置を含めるものとする。

(c) エネルギー、運輸、工業、農業、林業、廢棄物の処理その他すべての関連部門において、温室効果ガス（モントリオール議定書による規制されているものを除く。）の人為的な排出を抑制し、削減又は防止する技術、慣行及び方法の開発、利用及び普及（移転を含む。）を促進し、並びにこれらについて協力

する」と

(d) 温室効果ガス（モントリオール議定書に  
よって規制されているものを除く。）の吸収源に  
及び貯蔵庫（特に、バイオマス、森林、海そ  
の他陸上、沿岸及び海洋の生態系）の持続可  
能な管理を促進すること並びにこのような吸  
収源及び貯蔵庫の保全（適当な場合には強化）  
を促進し並びにこれらについて協力する」と。

(e) 気候変動の影響に対する適応のための準備について協力すること。沿岸地域の管理、水資源及び農業について、並びに干ばつ及び砂漠化により影響を受けた地域（特にアフリカにおける地域）並びに洪水により影響を受けた地域の保護及び回復について、適当かつ総合的な計画を作成すること。

(f) 気候変動に関する自国の政策及び措置において可能な範囲内で考慮を払うこと。気候変動緩和し又はこれに適応するために自国が実施する事業又は措置の経済、公衆衛生及び環境に対する悪影響を最小限にするため、自国が審査出し及び決定する適当な方法（例えば影響評価）を用いること。

(2) 気候変動の原因、影響、規模及び時期並びに種々の対応戦略の経済的及び社会的影響についての理解を増進し並びにこれらについて残存する不確実性を減少させ又は除去することを目的として行われる気候系に関する科学的、技術的、社会経済的研究その他の研究、組織的観測及び資料の保管制度の整備を促進し、並びにこれらについて協力する。

七

(d) 気候系及び気候変動並びに種々の対応戦略の経済的及び社会的影響に関する科学上、技術上、社会経済上及び法律上の情報について、十分な、開かれた及び迅速な交換を促進し、並びにこれらについて協力すること。

(e) 気候変動に関する教育、訓練及び啓発を促進し、これらについて協力し、並びにこれらへの広範な参加（民間団体の参加を含む。）を奨励すること。

(f) 第十二条の規定に従い、実施に関する情報を締約国会議に送付すること。

持続可能な経済成長を維持する必要があること、利用可能な技術その他の個別の事情があること、並びにこれらの締約国がこの条約の目的のための世界的な努力に対して衡平かつ適当な貢献を行う必要があることについて、考慮が払われる。附属書一の締約国が、これらの政策及び措置を他の締約国と共同して実施すること並びに他の締約国によるこの条約の目的、特に、この(2)の規定の目的の達成への貢献について当該他の締約国を支援することもあり得る。

(四) 附屬書一に掲げる先進締約国その他の締約国(以下「附屬書一の締約国」という。)は、特に、  
次に定めるところに従つて約束する。

附屬書一の締約国は、温室効果ガスの人为的な排出を抑制すること並びに温室効果ガスの吸收源及び貯蔵庫を保護し及び強化することによって気候変動を緩和するための自国の政策を採用し、これに沿つた措置をとる(注)。これらの政策及び措置は、温室効果ガスの人为的な排出の長期的な傾向をこの条約の目的に沿つて修正することについて、先進国が率先してこれを行つてることを示すこととなる。二酸化炭素その他の温室効果ガス(モントリオール議定書によって規制されているものを除く。)の人为的な排出の量を千九百九十年代の終わりまでに従前の水準に戻すことは、このような修正に寄与するものであることが認識される。また、附屬書一の締約国の出発点、対処の方法、経済構造及び資源的基盤がそれぞれ異なるものであること、強力な

(b) (2) (a) の規定の目的の達成を促進するため、附屬書Ⅰの締約国は、(a)に規定する政策及び措置並びにこれららの政策及び措置をとった結果(2)に規定する期間について予測される二酸化炭素その他の温室効果ガス（モントリオール議定書によつて規制されているものを除く。）の発生源による人為的な排出及び吸収源による除去に関する詳細な情報を、この条約が当國について効力を生じた後六箇月以内に及びその後は定期的に、第十二条の規定に従つて送付する。その送付は、二酸化炭素その他の温室効果ガス（モントリオール議定書によつて規制されているものを除く。）の人為的な排出量を個別に又は共同して千九百九十年の水準に戻すという目的をもつて行われる。締約国会議は、第七条の規定に従い、第一回会合において及びその後は定期的に、当該情報について検討する。

(c) (b) の規定の適用上、温室内効果ガスの発生源による排出の量及び吸収源による除去の量の算定に当たっては、入手可能な最良の科学上の知識（吸収源の実効的な能力及びそれぞれの温室内効果ガスの気候変動への影響の度合に関するものを含む。）を考慮に入れるべきである。締約国会議は、この算定のための方法について、第一回会合において検討し及び合意し、その後は定期的に検討する。

(d) 締約国会議は、第一回会合において、(a) 及び(b) の規定の妥当性について検討する。その検討は、気候変動及びその影響に関する入手可能な最良の科学的情報及び評価並びに関連する技術上、社会上及び経済上の情報を照らして行う。締約国会議は、この検討に基づいて適当な措置 (a) 及び(b) に定める約束に関する改正案の採択を含む。) をとる。締約国会議は、また、第一回会合において、(a) に規定する共同による実施のための基準に関する決定を行う。(a) 及び(b) の規定に關する二回日の検討は、千九百九十八年十二月三十一日以前に行い、その後は締約国会議が決定する一定の間隔で、この条約の目的が達成されるまでに行う。

(e) 附属書Iの締約国は、次のことを行う。

(i) 適当な場合には、この条約の目的を達成するために開発された経済上及び行政上の手段を他の附属書Iの締約国と調整すること。

(ii) 温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の人為的な排出の水準を一層高めることとなるよ

うな活動を助長する自国の政策及び慣行を  
特定し及び定期的に検討すること。  
締約国会議は、関係する締約国の承認を得  
て附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの一覧表の適当な改  
正について決定を行うために、一千九百九十八  
年十二月三十一日以前に、入手可能な情報に  
ついて検討する。

(f) 締約国会議は、関係する締約国の承認を得て附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの一覧表の適当な改正について決定を行うために、千九百九十八年十二月三十一日以前に、入手可能な情報について検討する。

(g) 附屬書Ⅰの締約国以外の締約国は、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書において又はその後いつでも、寄託者に対し、自國が(a)及び(b)の規定に拘束される意図を有する旨を通告することができる。寄託者は、他の署名国及び締約国に対してその通告を通報する。

附屬書Ⅱに掲げる先進締約国（以下「附屬書Ⅱの締約国」という。）は、開発途上締約国が第十二条の規定に基づく義務を履行するために負担するすべての合意された費用に充てるため、新規のかつ追加的な資金を供与する。附屬書Ⅱの締約国は、また、1の規定の対象とされるいる措置であって、開発途上締約国と第十二条に規定する国際的組織との間で合意するものを実施するためのすべての合意された増加費用を負担するために開発途上締約国が必要とする新規のかつ追加的な資金（技術移転のためのものを含む。）を同条の規定に従って供与する。これら約束の履行に当たっては、資金の流れの妥当性及び予測可能性が必要であること並びに先進締約国との間の適切な責任分担が重要であるについて考慮を払う。

4 附屬書Ⅱの締約国は、また、気候変動の悪影響を受けやすい開発途上締約国がそのような悪影響に適応するための費用を負担すること。

5 附屬書IIの締約国は、他の締約国（特に開発途上締約国）がこの条約を実施することができるようにするため、適当な場合には、これらの他の締約国に対する環境上適正な技術及びノウハウの移転又は取得の機会の提供について、促進し、容易にし及び資金を供与するための実施可能なすべての措置をとる。この場合において、先進締約国は、開発途上締約国の固有の能力及び技術の開発及び向上を支援する。技術の移転を容易にすることについてのこのような支援は、その他の締約国及び機関によつても行われ得る。

6 締約国会議は、附屬書Iの締約国のうち市場経済への移行の過程にあるものによる2の規定に基づく約束の履行については、これらの締約国の気候変動に対処するための能力を高めるために、ある程度の彈力的適用（温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の人为的な排出の量の基準として用いられる過去の水準に関するものを含む。）を認めるものとする。

7 開発途上締約国によるこの条約に基づく約束の効果的な履行の程度は、先進締約国によるこの条約に基づく資金及び技術移転に関する約束の効果的な履行に依存しており、経済及び社会の開発並びに貧困の撲滅が開発途上締約国にとって最優先の事項であることが十分に考慮される。

に対するもの)に起因する開発途上締約国の個別のニーズ及び懸念に対処するためにこの条約の下でとるべき措置(資金供与、保険及び技術移転に関するもの)を含む。)について十分な考慮を払う。

(a) 島嶼国

(b) 低地の沿岸地域を有する国

(c) 乾燥地域、半乾燥地域、森林地域又は森林の衰退のおそれのある地域を有する国

(d) 自然災害が起こりやすい地域を有する国

(e) 干ばつ又は砂漠化のおそれのある地域を有する国

(f) 都市の大気汚染が著しい地域を有する国

(g) 弱い弱な生態系(山岳の生態系を含む。)を有する地域を有する国

(h) 化石燃料及び関連するエネルギー集約的な製品の生産、加工及び輸出による収入又はこれらの消費に経済が大きく依存している国

(i) 内陸国及び通過国

更に、この8の規定に關しては、適当な場合には締約国会議が措置をとることができる。

9 締約国は、資金供与及び技術移転に関する措置をとるに当たり、後発開発途上国の個別のニーズ及び特別な事情について十分な考慮を払う。

10 締約国は、第十条の規定に従い、この条約に基づく約束の履行に当たり、気候変動に対応するための措置の実施による悪影響を受けやすい経済を有する締約国(特に開発途上締約国)の事情を考慮に入れる。この場合において、特に、化石燃料及び関連するエネルギー集約的な製品の生産、加工及び輸出による収入若しくは

これらの消費にその経済が大きく依存している  
締約国又は化石燃料の使用にその経済が大きく  
依存し、かつ、代替物への転換に重大な困難を  
有する締約国の事情を考慮に入れる。

#### 第五条 研究及び組織的観測

締約国は、前条1(g)の規定に基づく約束の履行  
に当たって、次のことを行う。

(a) 研究、資料の収集及び組織的観測について  
企画し、実施し、評価し及び資金供与を行う  
ことを目的とする国際的な及び政府間の計  
画、協力網又は機関について、努力の重複を  
最小限にする必要性に考慮を払い、これ  
らを支援し及び、適切な場合には、更に發展  
させること。

(b) 組織的観測並びに科学的及び技術的研究に  
関する各国(特に開発途上国)の能力を強化す  
るための並びに各國が自國の管轄の外の区域  
において得られた資料及びその分析について  
利用し及び交換することを促進するための國  
際的な及び政府間の努力を支援すること。

(c) 開発途上国の特別の懸念及びニーズに考慮  
を払うこと並びに(a)及び(b)に規定する努力に  
参加するための開発途上国のが固有の能力を改  
善することについて協力すること。

#### 第六条 教育、訓練及び啓発

締約国は、第四条1(i)の規定に基づく約束の履  
行に当たって、次のことを行う。

(a) 国内的な(適切な場合には小地域的及び地  
域的な)規模で、自國の法令に従い、かつ、  
自國の能力の範囲内で、次のことを促進し及  
び円滑にすること。

(i) 気候変動及びその影響に関する教育啓発

#### 事業の計画の作成及び実施

(ii) 気候変動及びその影響に関する情報の公  
開

(iii) 気候変動及びその影響についての検討並  
びに適切な対応措置の策定への公衆の参加

(iv) 科学、技術及び管理の分野における人材  
の訓練

(v) 國際的に及び適切な場合には既存の団体を  
活用して、次のことをについて協力し及びこれ  
を促進すること。

(i) 気候変動及びその影響に関する教育及び  
啓発の資料の作成及び交換

(ii) 教育訓練事業の計画(特に開発途上国の一  
ためのもの。国内の教育訓練機関の強化及  
び教育訓練専門家を養成する者の交流又は  
派遣に関するものを含む。)の作成及び実施

2 1 この条約により締約国会議を設置する。

第七条 締約国会議

締約国会議は、この条約の最高機関として、  
この条約及び締約国会議が採択する関連する法  
的文書の実施状況を定期的に検討するものと  
し、その権限の範囲内で、この条約の効果的な  
実施を促進するために必要な決定を行う。この  
ため、締約国会議は、次のことを行う。

(a) この条約の目的、この条約の実施により得  
られた経験並びに科学上及び技術上の知識の  
進展に照らして、この条約に基づく締約国  
の義務及びこの条約の下における制度的な措置  
について定期的に検討すること。

(b) この条約の実施に必要な事項に関する勧告  
書を検討し及び採択すること並びに当該報告  
書の公表を確保すること。

(c) この条約の実施状況に関する定期的な報告  
書を検討し及び採択すること並びに当該報告  
書を行すこと。

4 締約国会議の第一回会合は、第二十一条に規  
定する暫定的な事務局が招集するものとし、こ  
の条約の目的の達成に向けての進捗状況を  
評価すること。

5 締約国会議の特別会合は、締約国会議が必要  
と認めるとき又はいずれかの締約国から書面に  
ある要請のある場合において事務局がその要請  
を締約国に通報した後六箇月以内に締約国の少  
なくとも三分の一がその要請を支持するときに  
する。その後は、締約国会議の通常会合は、締約  
国会議が別段の決定を行わない限り、毎年開催  
する。

6 國際連合、その専門機関、国際原子力機関及  
びこれらの国際機関の加盟国又はオブザーバー  
開催する。

(i) この条約の実施に必要と認められる補助機  
関を開設すること。

(ii) この条約に基づくそれぞれの締約国との約束を  
考慮して、気候変動及びその影響に対処する

であつてこの条約の締約国でないものは、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することができる。この条約の対象とされている事項について認められた団体又は機関（国内若しくは国際の又は政府若しくは民間のもののいずれであるかを問わない）であつて、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーとして出席することを認められる。オブザーバーの出席については、締約国会議が採択する手続規則に従う。

## 第八条 事務局

1 この条約により科学上及び技術上の助言に関する補助機関を設置する。

2 事務局は、次の任務を遂行する。

(a) 締約国会議の会合及びこの条約により設置される補助機関の会合を準備すること並びに必要に応じてこれらの会合に役務を提供すること。

(b) 事務局に提出される報告書を取りまとめ及び送付すること。

(c) 要請に応じ、締約国（特に開発途上締約国）がこの条約に従って情報を取りまとめ及び交付するに当たり、当該締約国に対する支援を円滑にすること。

(d) 事務局の活動に関する報告書を作成し、これを締約国会議に提出すること。

(e) 他の関係国際団体の事務局との必要な調整を行うこと。

(f) 締約国会議の全般的な指導の下に、事務局の任務の効果的な遂行のために必要な事務的な及び契約上の取決めを行うこと。

(g) その他この条約及びその認定書に定める事務局の任務並びに締約国会議が決定する任務を遂行すること。

3 締約国会議は、第一回会合において、常設の事務局を指定し、及びその任務の遂行のための措置をとる。

## 第九条 科学上及び技術上の助言に関する補助機関

1 この条約により科学上及び技術上の助言に関する補助機関を設置する。当該補助機関は、締約国会議及び適当な場合には他の補助機関に対し、この条約に関連する科学的及び技術的な事項に関する時宜を得た情報及び助言を提供する。当該補助機関は、すべての締約国による参加のために開放するものとし、学際的な性格を有する。当該補助機関は、関連する専門分野に関する知識を十分に有している政府の代表者により構成する。当該補助機関は、その活動のすべての側面に関して、締約国会議に対し定期的に報告を行う。

2 1の補助機関は、締約国会議の指導の下に及び能力を有する既存の国際団体を利用して次のことを行う。

(a) 気候変動及びその影響に関する科学上の知識の現状の評価を行ふこと。

(b) この条約の実施に当たってとられる措置の影響に関する科学的な評価のための準備を行うこと。

(c) 革新的な、効率的な及び最新の技術及びノウハウを特定すること並びにこれらの技術の開発又は移転を促進する方法及び手段に関する助言を行うこと。

(d) 気候変動に関する科学的な計画、気候変動に関する研究及び開発における国際協力並びに開発途上国の固有の能力の開発を支援する方法及び手段に関する助言を行うこと。

(e) 締約国会議及びその補助機関からの科学、技術及び方法論に関する質問に回答すること。

## 第十条 実施に関する補助機関

1 この条約により実施に関する補助機関を設置する。当該補助機関は、この条約の効果的な実施について評価し及び検討することに關して締約国会議が更に定めることができる。

2 1の資金供与の制度については、透明な管理の仕組みの下に、すべての締約国から平衡なかつ均衡のとれた形で代表されるものとする。

3 締約国会議及び1の資金供与の制度の運営を委託された組織は、1及び2の規定を実施するための取決めについて合意する。この取決めは、次のことを含む。

(a) 資金供与の対象となる気候変動に対処するための事業が締約国会議の決定する政策、計画の優先度及び適格性の基準に適合していることを確保するための方法

(b) 資金供与に関する個別の決定を(4)の政策、計画の優先度及び適格性の基準に照らして再評議するための方法

(c) 1に規定する責任を果たすため、当該組織が締約国会議に対し資金供与の実施に関しても定期的に報告書を提出すること。

(d) この条約の実施のために必要かつ利用可能な資金の額について、予測し及び特定し得るような方法により決定すること、並びにこの額の定期的な検討に関する要件

(e) 締約国会議は、第一回会合において、第二十一条3に定める暫定的措置を検討し及び考慮したこと。

**第十一条 資金供与の制度**

(a) 気候変動に関する科学的な計画、気候変動に関する研究及び開発における国際協力並びに開発途上国の固有の能力の開発を支援する方法及び手段に関する助言を行うこと。

(b) 締約国会議及びその補助機関から科学、技術及び方法論に関する質問に回答すること。

(c) 気候変動に関する科学的な計画、気候変動に関する研究及び開発における国際協力並びに開発途上国の固有の能力の開発を支援する方法及び手段に関する助言を行うこと。

(d) 締約国会議及びその補助機関から科学、技術及び方法論に関する質問に回答すること。

(e) 締約国会議は、この条約に関連する政策を策定する。当該制度の運営は、一又は二以上の既存の国際的組織に委託する。

1 賛与又は緩和された条件による資金供与（技術移転のためのものを含む。）のための制度についてここに定める。この制度は、締約国会議の指導の下に機能し、締約国会議に対して責任を負う。締約国会議は、この条約に関連する政策、計画の優先度及び適格性の基準について決定する。当該制度の運営は、一又は二以上の既存の国際的組織に委託する。

2 1の資金供与の制度については、透明な管理の仕組みの下に、すべての締約国から平衡なかつ均衡のとれた形で代表されるものとする。

3 締約国会議及び1の資金供与の制度の運営を委託された組織は、1及び2の規定を実施するための取決めについて合意する。この取決めは、次のことを含む。

(a) 資金供与の対象となる気候変動に対処するための事業が締約国会議の決定する政策、計画の優先度及び適格性の基準に適合していることを確保するための方法

(b) 資金供与に関する個別の決定を(4)の政策、計画の優先度及び適格性の基準に照らして再評議するための方法

(c) 1に規定する責任を果たすため、当該組織が締約国会議に対し資金供与の実施に関しても定期的に報告書を提出すること。

(d) この条約の実施のために必要かつ利用可能な資金の額について、予測し及び特定し得るような方法により決定すること、並びにこの額の定期的な検討に関する要件

(e) 締約国会議は、第一回会合において、第二十一条3に定める暫定的措置を検討し及び考慮したこと。

## 官報(号外)

て、1から3までの規定を実施するための措置をとり、及び当該暫定的措置を維持するかしないかを決定する。締約国会議は、その後四年以内に、資金供与の制度について検討し及び適切な措置をとる。

5 先進締約国は、また、二国間の及び地域的その他他の多数国間の経路を通じて、この条約の実施に関連する資金を供与することができるものとし、開発途上締約国は、これを利用することができる。

## 第十二条 実施に関する情報の送付

1 締約国は、第四条1の規定に従い、事務局を通じて締約国会議に対し次の情報を送付する。

(a) 温室効果ガス(モントリオール議定書)による人為的な排出及び吸収源による除去に関する自国の目録。この目録は、締約国会議が合意し及び利用を促進する比較可能な方法を用いて、自國の能力の範囲内で作成する。

(b) この条約を実施するために締約国がとり又はとろうとしている措置の概要

(c) その他この条約の目的の達成に関連を有し、が認める情報(可能なときは、世界全体の排出量の傾向の算定に関連する資料を含む)及び通報に含めることは適当であると締約国が認めることを含める。

2 附屬書Iの締約国は、この条約が自國について効力を生じた後六箇月以内に最初の情報の送付を行う。附屬書Iの締約国以外の締約国は、この条約が自國について効力を生じた後又は第四条3の規定に従い資金が利用可能となつた後三年以内に最初の情報の送付を行う。後発開発途上国である締約国は、最初の情報の送付については、その裁量によることができる。すべての締約国がその後行う送付の頻度は、この5に定める送付の期限の差異を考慮して、締約国会議が決定する。

6 事務局は、この条の規定に従って締約国が送付した情報をできる限り速やかに締約国会議及び関係する補助機関に伝達する。締約国会議は、必要な場合には、情報の送付に関する手続について更に検討することができる。

(a) 第四条2の(a)及び(b)の規定に基づく約束を履行するために採用した政策及び措置の詳細

(b) (a)に規定する政策及び措置が、温室効果ガスの発生源による人為的な排出及び吸収源による除去に関する第二条に規定する期間に規定する期間

についてもたらす効果の具体的な見積りとなる事業を提案することができる。その提案には、当該事業を実施するために必要な特定の技術、資材、設備、技法及び慣行を含めるものとし、可能な場合には、すべての増加費用、温室効果ガスの排出の削減及び除去の増大並びにこれらに伴う利益について、それらの見積りを含める。

4 開発途上締約国は、任意に、資金供与の対象となる事業を提案することができる。その提案には、当該事業を実施するために必要な特定の技術、資材、設備、技法及び慣行を含めるものとし、可能な場合には、すべての増加費用、温室効果ガスの排出の削減及び除去の増大並びにこれらに伴う利益について、それらの見積りを含める。

5 更に、附屬書IIの締約国は、第四条の3から5までの規定に従つてとる措置の詳細を含める。

第十一条 紛争の解決  
1 この条約の解釈又は適用に関する紛争については、同一の義務を受諾する締約国との関係について、同一の義務を受諾する締約国との関係において次の一又は双方の手段を当然にかつ特別の合意なしに義務的であると認める条件をとができる。この場合において、送付する情報には、当該二以上の締約国との条約に基づくそれぞれの義務の履行に関する情報を含めるものとする。

2 地域的な経済統合のための機関でない締約国は、この条約の解釈又は適用に関する紛争については、同一の義務を受諾する締約国との関係において次の一又は双方の手段を当然にかつ特別の合意なしに義務的であると認める条件をとができる。この場合において、送付する情報には、当該二以上の締約国との条約に基づくそれぞれの義務の履行に関する情報を含めるものとする。

3 事務局が受領した情報であつて、締約国会議が定める基準に従い締約国が秘密のものとして指定したものは、情報の送付及び検討に關係する機関に提供されるまでの間、当該情報の秘密性を保護するため、事務局が一括して保管する。

4 (a) 国際司法裁判所への紛争の付託  
(b) 締約国会議ができる限り速やかに採取する仲裁に関する附属書に定める手続による仲裁の実施に關する手続による当該宣言は、當該宣言の撤回の通告が寄託者に寄託された後三箇月の効果を有する宣言を行なうことができる。

5 9の規定に従うことの条件として、かつ、締約国が自國の送付した情報の内容をいつでも公表することができることを妨げることなく、事務局は、この条の規定に従つて送付される締約国が自國の送付した情報の内容をいつでも公表することができる。

6 9の規定に従うことを条件として、かつ、締約国が自國の送付した情報の内容をいつでも公表することができる。当該宣言の撤回の通告が寄託された後三箇月の期間が満了するまで又は書面による当該宣言が経過するまでの間、効力を有する。

7 開発途上締約国が、この条の規定に従つて情報を取りまとめ及び送付するに当たり並びに第四条の規定に基づいて提案する事業及び対応措置に必要な技術及び資金を特定するに当たるものを定めることを検討する。

## 第十三条 実施に関する問題の解決

8 締約国会議は、第一回会合において、この条約の実施に關する問題の解決のための多数国間の協議手続(締約国がその要請により利用することができるもの)を定めることを検討する。

て当該紛争を解決することができなかつた場合には、当該紛争は、いずれかの紛争当事国との要請により調停に付される。

6 いずれかの紛争当事国の要請があつたときは、調停委員会が設置される。調停委員会は、各紛争当事国が指名する同数の委員及び指名された委員が共同で選任する委員長によつて構成される。調停委員会は、勧告的な裁定を行い、紛争当事国は、その裁定を誠実に検討する。

7 1から8までに定めるもののほか、調停に関する手続は、締約国会議ができる限り速やかに採択する調停に関する附属書に定める。

8 この条の規定は、締約国会議が採択する関連する法的文書に別段の定めがある場合を除くほか、当該法的文書について準用する。

#### 第十五条规定 この条約の改正

1 締約国は、この条約の改正を提案することができる。

2 この条約の改正は、締約国会議の通常会合において採択する。この条約の改正案は、その採択が提案される会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。事務局は、また、改正案をこの条約の署名国及び参考のために寄託者に通報する。

3 締約国は、この条約の改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合は、改正是、最後の解決手段として、当該会合に出席しきつ投票する締約国四分の三以上の多数による議決で採択する。採択された改正是、事務局が寄託者に通報するものとし、寄託者がすべ

ての締約国に対し受諾のために交付する。

4 改正の受諾書は、寄託者に寄託する。3の規定に従つて採択された改正是、この条約の締約國の少なくとも四分の三の受諾書を寄託者が受領した日の後九十日目の日に当該他の締約国について効力を生ずる。

5 改正是、他の締約国が当該改正の受諾書を寄託者に寄託した日の後九十日目の日に当該他の締約国について効力を生ずる。

6 この条の規定の適用上、「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投する締約国をいう。

#### 第十六条规定 この条約の附属書の採択及び改正

1 この条約の附属書は、この条約の不可分の一部を成すものとし、「この条約」というときは、別段の明示の定めがない限り、附属書を含めていうものとする。附属書は、表、書式その他科学的、技術的、手続的又は事務的な性格を有する説明的な文書に限定される（ただし、第十四条の2(b)及び7の規定については、この限りでない）。

2 この条約の附属書は、前条の2から4までに定める手続を準用して提案され及び採択される。

3 2の規定に従つて採択された附属書は、寄託者がその採択を締約国に通報した日の後六箇月で、その期間内に当該附属書を受諾しない旨を寄託者に對して書面により通告した締約国を除くほか、この条約のすべての締約国について効力を生ずる。当該附属書は、当該通告を撤回する旨の通告を寄託者が受領した日の後九十日

までの締約国に対し受諾のために交付する。

4 この条約の附属書の改正の提案、採択及び効力発生は、2及び3の規定によるこの条約の附属書の提案、採択及び効力発生と同一の手続に従う。

5 附屬書の採択又は改正がこの条約の改正を伴うものである場合には、採択され又は改正された附屬書は、この条約の改正が効力を生ずる時まで効力を生じない。

#### 第十七条 議定書

1 締約国会議は、その通常会合において、この条約の議定書を採択することができる。

2 議定書案は、1の通常会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。

3 議定書の効力発生の要件は、当該議定書に定めることができる。

#### 第十八条 投票権

1 この条約の各締約国は、2に規定する場合を除くほか、一の票を有する。

2 地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約の締約国であるその構成国の中同数の票を投する権利を行使する。当該機関は、その構成国が自國の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その他の場合も、同様とする。

3 国際連合開発計画、国際連合環境計画及び国際復興開発銀行の地球環境基金は、第十一條に規定する資金供与の制度の運営について暫定的に委託される国際的組織となる。この点に関する規定は、同基金が同条の要件を満たすことができるようにするため、同基金は、適切に再編成されるべきであり、その参加国の中同数の票を有するべきである。

1 この条約は、国家及び地域的な経済統合のための機関により批准され、受諾され、承認され

て、国際連合又はその専門機関の加盟国、国際司法裁判所規程の当事国及び地域的な経済統合の中はリオ・デ・ジャネイロにおいて、千九百九十二年六月二十日から千九百九十三年六月十九日までニニー・ヨークにある国際連合本部において開設しておこなわれる。

#### 第二十条 署名

この条約は、国際連合環境開発会議の開催期間中はリオ・デ・ジャネイロにおいて、千九百九十二年六月二十日から千九百九十三年六月十九日までニニー・ヨークにある国際連合本部において開設しておこなわれる。

この条約は、国際連合環境開発会議の開催期間中はリオ・デ・ジャネイロにおいて、千九百九十二年六月二十日から千九百九十三年六月十九日までニニー・ヨークにある国際連合本部において開設しておこなわれる。

この条約は、国際連合環境開発会議の開催期間中はリオ・デ・ジャネイロにおいて、千九百九十二年六月二十日から千九百九十三年六月十九日までニニー・ヨークにある国際連合本部において開設しておこなわれる。

規定に従つて採択される議定書の寄託者とする。

1 第八条に規定する事務局の任務は、締約国会議の第一回会合が終了するまでの間、国際連合総会が千九百九十年十一月二十一日の決議第二百十二号（第四十五回会期）によって設置した事務局が暫定的に遂行する。

2 1に規定する暫定的な事務局の長は、気候変動に関する政府間パネルと緊密に協力し、同パネルによる客観的な科学上及び技術上の助言が必要とされる場合に、同パネルが対応することができるとこれを確保する。科学に関するその他の関連団体も、協議を受ける。

3 2の規定に従つて採択された附属書は、寄託者がその採択を締約国に通報した日の後六箇月で、その期間内に当該附属書を受諾しない旨を寄託者に對して書面により通告した締約国を除くほか、この条約のすべての締約国について効力を生ずる。当該附属書は、当該通告を撤回する旨の通告を寄託者が受領した日の後九十日

1 この条約は、国家及び地域的な経済統合のための機関により批准され、受諾され、承認され

1 この条約は、国家及び地域的な経済統合のための機関により批准され、受諾され、承認され

1 この条約は、国家及び地域的な経済統合のための機関により批准され、受諾され、承認され

又は加入されなければならない。この条約は、この条約の署名のための期間の終了の日の後は、加入のために開放しておく。批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

2 この条約の締約国となる地域的な経済統合のための機関で当該機関のいずれの構成国も締約国となっていないものは、この条約に基づくすべての義務を負う。当該機関及びその一又は二以上の構成国がこの条約の締約国である場合に

は、当該機関及びその構成国は、この条約に基づく義務の履行につきそれぞれの責任を決定する。この場合において、当該機関及びその構成国は、この条約に基づく権利を同時に行使することができない。

3 地域的な経済統合のための機関は、この条約の規律する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書において宣言する。当該機関は、また、その権限の範囲の実質的な変更を寄託者に通報し、寄託者は、これを締約国に通報する。

### 第二十二条 効力発生

1 この条約は、五十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日以後九十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、五十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後にこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、当該国又は機関による批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

3 地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、1及び2の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

### 第二十四条 留保

この条約には、いかなる留保も付することができない。

### 第二十五条 脱退

1 締約国は、自國についてこの条約が効力を生じた日から三年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この条約から脱退することができる。

2 1の脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日から一年を経過した日又はそれよりも遅い日であって脱退の通告において指定されている日に効力を生ずる。

3 この条約から脱退する締約国は、自國が締約国である議定書からも脱退したものとみなす。

### 第二十六条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひととく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上との証拠として、下名は、正當に委任を受けたこの条約に署名した。

千九百九十二年五月九日にニュー・ヨークで作成した。

オーストラリア  
附屬書I

オーストリア

ペラルーシ(注)

ベルギー

ブルガリア(注)

カナダ

チエコ・スロバキア(注)

デンマーク

エストニア(注)

フィンランド

フランス

ドイツ

ギリシャ

ハンガリー(注)

アイスランド

アイルランド

イタリア

日本国

ラトヴィア(注)

リトアニア(注)

ルクセンブルグ

オランダ

ノールウェー

ポーランド(注)

ポルトガル

ルーマニア(注)

ロシア連邦(注)

スペイン

スウェーデン

トルコ  
トルコ

ウクライナ(注)

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国

アメリカ合衆国

注 市場経済への移行の過程にある国

オーストリア  
オーストリア

オーストリア

オーストリア

オーストリア

オーストリア

オーストリア

オーストリア

オーストリア

オーストリア

オーストリア

オーストリア

オーストリア

オーストリア

オーストリア

オーストリア

オーストリア

オーストリア

オーストリア

オーストリア

オーストリア

オーストリア

オーストリア

官 報 (号 外)

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合  
王国  
アメリカ合衆国

審査報告書

生物の多様性に関する条約の締結について承認を求める件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年五月十三日

外務委員長 野沢 太三

参議院議長 原 文兵衛殿

衆議院議長 櫻内 義雄

生物の多様性に関する条約の締結について承認を求める件

締約国は、

この条約は、地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全し、生物資源を持続可能であるように利用し、及び遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ平衡に配分することを目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、地球環境に関する国際協力を一層推進する見地から有意義であり、妥当な措置と認めることを確認し、

一、費用

我が国は、先進締約国として、開発途上国に對し資金を供与する制度に対し資金を供与することとなる。具体的な予算措置については、この条約の効力発生後開催される締約国会議の結果等を踏まえて講ずることになる。

生物の多様性に関する条約の締結について承認を求める件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年四月二十八日

参議院議長 原 文兵衛殿

衆議院議長 櫻内 義雄

実施するための基本的な知識を与える科学的、技術的及び制度的能力を緊急に開発する必要があることを認識し、

生物の多様性の著しい減少又は喪失の根本原因を予想し、防止し及び取り除くことが不可欠であることに留意し、

生物の多様性の著しい減少又は喪失のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分でないことをもって、そのようなおそれを回避し又は最小にするための措置をとることを延期する理由とすべきではないことに留意し、

更に、生物の多様性の保全のための基本的な要件は、生態系及び自然の生息地の生息域内保全並びに存続可能な種の個体群の自然の生息環境における維持及び回復であることに留意し、

更に、生息域外における措置も重要な役割を果たすこと及びこの措置は原産国においてることを望ましいことに留意し、

伝統的な生活様式を有する多くの原住民の社会及び地域社会が生物資源に緊密にかつ伝統的に依存していること並びに生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に関する知識、工夫及び慣行の利用がもたらす利益を公平に配分することが望ましいことを認識し、

生物の多様性が進化及び生物圈における生命保

レクリエーション上及び芸術上の価値を意識し、

生物の多様性が有する内在的な価値並びに生物

の多様性及びその構成要素が有する生態学上、遺

伝上、社会上、経済上、科学上、教育上、文化上、

生物学の多様性に関する条約の締結について、日本國憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

生物の多様性に関する条約の締結について承認を求める件

生物の多様性に関する条約の締結について、日本國憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

生物の多様性がある種の人間活動によって著しく減少していることを懸念し、

生物の多様性に関する情報及び知見が一般的に不足していること並びに適切な措置を計画し及び

生物の多様性に関する条約の締結について承認を求める件

あること並びにそのような協力の促進が必要であることを強調し、

新規のかつ追加的な資金の供与及び関連のある技術の取得の適当な機会の提供が生物の多様性の喪失に取り組むための世界の能力を実質的に高めることを期待できることを確認し、

更に、開発途上国とのニーズに対応するため、新規のかつ追加的な資金の供与及び関連のある技術の取得の適当な機会の提供を含む特別な措置が必要であることを確認し、

この点に関して後開発途上国及び島嶼国等の特別な事情に留意し、

生物の多様性を保全するため多額の投資が必要であること並びに当該投資から広範な環境上、経済上及び社会上の利益が期待されることを確認し、

生物の多様性の保全及び持続可能な利用が經濟上及び社会上の利益が期待されることを確認し、

上国にとって最優先の事項であることを認識し、

生物の多様性の保全及び持続可能な利用が糧、保健その他増加する世界の人口の需要を満たすために決定的に重要であること、並びにこの目的のために遺伝資源及び技術の取得の機会の提供

生物の多様性の保全及び持続可能な利用が、究極的に、諸国間の友好関係を強化し、人類の平和

及びそれらの配分が不可欠であることを認識し、

生物の多様性の保全及び持続可能な利用が、究極的に、諸国間の友好関係を強化し、人類の平和

及びそれらの配分が不可欠であることを認識し、

生物の多様性の保全及び持続可能な利用が、究極的に、諸国間の友好関係を強化し、人類の平和

及びそれらの配分が不可欠であることを認識し、

生物の多様性の保全及び持続可能な利用が、究極的に、諸国間の友好関係を強化し、人類の平和

及びそれらの配分が不可欠であることを認識し、

生物の多様性の保全及び持続可能な利用が、究極的に、諸国間の友好関係を強化し、人類の平和

及びそれらの配分が不可欠であることを認識し、

生物の多様性の保全及び持続可能な利用が、究極的に、諸国間の友好関係を強化し、人類の平和

及びそれらの配分が不可欠であることを認識し、

生物の多様性の保全及び持続可能な利用が、究極的に、諸国間の友好関係を強化し、人類の平和

次のとおり協定した。

### 第一条 目的

この条約は、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ公平な配分をこの条約の関係規定に従って実現することを目的とする。この目的は、特に、遺伝資源の取得の適当な機会の提供及び関連のある技術の適当な移転(これらの提供及び移転は、当該遺伝資源及び当該関連のある技術についてのすべての権利を考慮して行う。)並びに適当な資金供与の方法により達成する。

### 第二条 用語

この条約の適用上、

「生物の多様性」とは、すべての生物(陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。)の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

「生物資源」には、現に利用され若しくは将来利用されることがある又は人類にとって現実の若しくは潜在的な価値を有する遺伝資源、生物又はその部分、個体群その他生態系の生物的な構成要素を含む。

「バイオテクノロジー」とは、物又は方法を特定状況をいう。

「遺伝資源の原産国」とは、生息域内状況において遺伝資源を有する国をいう。

「遺伝資源の提供国」とは、生息域内の供給源(野生種の個体群であるか飼育種又は栽培種の個体群であるかを問わない。)から採取された遺伝資源。

「保護地域」とは、保全のための特定の目的を達

源又は生息域外の供給源から取り出された遺伝資源(自國が原産国であるかないかを問わない。)を提供する国をいう。

「銅育種又は栽培種」とは、人がその必要を満たすため進化の過程に影響を与えた種をいう。

「生態系」とは、植物、動物及び微生物の群集とこれらを取り巻く非生物的な環境とが相互に作用して一の機能的な単位を成す動的な複合体をいう。

「生息域外保全」とは、生物の多様性の構成要素を自然の生息地の外において保全することをいう。

「遺伝素材」とは、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材をいう。

「遺伝資源」とは、現美の又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいう。

「生息地」とは、生物の個体若しくは個体群が自然に生息し若しくは生育している場所又はその類型をいう。

「生息域内状況」とは、遺伝資源が生態系及び自然の生息地において存在している状況をいい、銅育種又は栽培種については、当該銅育種又は栽培種が特有の性質を得た環境において存在している状況をいう。

「生息域内状況」とは、遺伝資源が生態系及び自然の生息地において存在している状況をいい、銅育種又は栽培種については、当該銅育種又は栽培種が特有の性質を得た環境において存在している状況をいう。

「生息域内状況」とは、遺伝資源が生態系及び自然の生息地において存在している状況をいい、銅育種又は栽培種については、当該銅育種又は栽培種が特有の性質を得た環境において存在している状況をいい。

成するために指定され又は規制され及び管理されている地理的に特定された地域をいう。

「地域的な経済統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成される機関であつて、この条約が規律する事項に関しその加盟国から権限の委譲を受け、かつ、その内部手続に従つてこの条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこれへの加入の正当な委任を受けたものをいう。

「持続可能な利用」とは、生物の多様性の長期的な減少をもたらさない方法及び速度で生物の多様性の構成要素を利用し、もつて、現在及び将来の世代の必要及び願望を満たすよう生物の多様性の可能性を維持することをいう。

「技術」とは、バイオテクノロジーを含む。

諸国は、国際連合憲章及び国際法の諸原則に基づき、自國の資源をその環境政策に従つて開発する主権的権利を有し、また、自國の管轄又は管理の下における活動が他国の環境又はいずれの国の管轄にも属さない区域の環境を害さないことを確保する責任を有する。

第三条 原則

この条約が適用される区域は、この条約に別段の明文の規定がある場合を除くほか、他の国との権利を害さないことを条件として、各締約国との関係において、次のとおりとする。

(a) 生物の多様性の構成要素については、自國の管轄の下にある区域

(b) 自國の管轄又は管理の下で行われる作用及び活動(それらの影響が生ずる場所のいかんを問わない。)については、自國の管轄の下に

### 区域

### 第五条 協力

締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のため、可能な限り、かつ、適当な場合に直接に又は適当なときは能力を有する国際機関を通じ、いずれの国の管轄にも属さない区域その他相互に関心を有する事項について他の締約国と協力する。

締約国は、その個々の状況及び能力に応じ、次のことを行つ。

(a) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成し、又は当該目的のため、既存の戦略若しくは計画を調整し、特にこの条約に規定する措置で当該締約国に関連するものを考慮したもとのとなるようにすること。

(b) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、可能な限り、かつ、適当な場合に計画及び政策にこれを組み入れること。

第六条 保全及び持続可能な利用のための一般的な措置

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合に生物の多様性の構成要素であつて、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のために重要なものを特定すること。

(a) 附属書一に列記する区分を考慮して、生物の多様性の構成要素であつて、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のために重要なものを特定すること。

(b) 生物の多様性の構成要素であつて、緊急な保全措置を必要とするもの及び持続可能な利

# 官報(号外)

- 用に最大の可能性を有するものに特別の考慮を払い、標本抽出その他の方法により、(a)の規定に従って特定される生物の多様性の構成要素を監視すること。
- (c) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に著しい悪影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある作用及び活動の種類を特定し並びに標本抽出その他の方法によりそれらの影響を監視すること。
- (d) (a)から(c)までの規定による特定及び監視の活動から得られる情報を明らかの仕組みによって維持し及び整理すること。

## 第八条 生息域内保全

- 締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合は、次のことを行う。
- (a) 保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域に関する制度を確立すること。
- (b) 必要な場合には、保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域の選定、設定及び管理のための指針を作成すること。
- (c) 生物の多様性の保全のために重要な生物資源の保全及び持続可能な利用を確保するため、保護地域の内外を問わず、当該生物資源可能な種の個体群の自然の生息環境における維持を促進すること。
- (d) 保護地域における保護を補強するため、保護地域に隣接する地域における開発が環境上適正かつ持続可能なものとなることを促進す

ること。

- (e) 特に、計画その他管理のための戦略の作成及び実施を通じ、劣化した生態系を修復及び復元し並びに脅威にさらされている種の回復を促進すること。
- (f) バイオテクノロジーにより改変された生物であつて環境上の悪影響(生物の多様性の保全及び持続可能な利用に対し及び得るもの)を与えるおそれのあるものの利用及び放出品に係る危険について、人の健康に対する危険も考慮して、これを規制し、管理し又は制御するための手段を設定し又は維持すること。

- (g) 生物の多様性の構成要素(生物の多様性の保全及び持続可能な利用に対するもの)を与えるおそれのあるものの利用及び放出品に係る危険について、人の健康に対する危険も考慮して、これを規制し、管理し又は制御するための手段を設定し又は維持すること。

## 第九条 生息域外保全

- (h) 生態系、生息地若しくは種を含む外来種の導入を防止し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅すること。
- (i) 現在の利用が生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用と両立するために必要な条件を整えるよう努力すること。
- (j) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣習を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣習を有する者の承認及び参加を得てそれらの一定程度の適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の公平な配分を奨励すること。
- (k) 脅威にさらされている種を回復し及びその機能を修復するため並びに当該種を適当な条件下で自然の生息地に再導入するための措置をとること。
- (l) (c)の規定により生息域外における特別な暫定的措置が必要とされる場合を除くほか、生態系及び生息域内における種の個体群を脅かさないようにするため、生息域外保全を目的とする自然の生息地からの生物資源の採取を規制し及び管理すること。
- (m) (a)から(d)までに規定する生息域外保全のための財政的な支援その他の支援を行うことについて並びに開発途上国における生息域外保

い悪影響があると認められる場合には、関係する作用及び活動の種類を規制し又は管理すること。

- (n) (a)から(l)までに規定する生息域内保全のための財政的な支援その他の支援(特に開発途上国に対するもの)を行うことについて協力すること。

- (o) 生物資源の保全及び持続可能な利用についての考慮を自国の意思決定に組み入れること。

## 第十一条 生物の多様性の構成要素の持続可能な利用

- (p) 特に、計画その他管理のための戦略の作成及び実施を通じ、劣化した生態系を修復及び復元し並びに脅威にさらされている種の回復を促進すること。
- (q) 生物の多様性の構成要素の保全及び持続可能な利用の要請と両立するための考慮を自国の意思決定に組み入れること。
- (r) 生物の多様性への悪影響を回避し又は最小限に主として生息域内における措置を補完するため、次のことを行なう。
- (s) 生物の多様性の構成要素の生息域外保全のための措置をとること。この措置は、生物の多様性の構成要素の原産国においてとることが望ましい。
- (t) 植物、動物及び微生物の生息域外保全及び研究のための施設を設置し及び維持すること。その設置及び維持は、遺伝資源の原産国において行なうことが望ましい。
- (u) 伝統的な文化的慣習に沿った生物資源の利用に対するため、生物資源の利用に関連する措置をとること。
- (v) 保全又は持続可能な利用の要請と両立するための考慮を自国の意思決定に組み入れること。
- (w) 生物の多様性が減少した地域の住民による修復のための作業の準備及び実施を支援すること。
- (x) 生物資源の持続可能な利用のための方法の開発について、自国の政府機関と民間部門との間の協力を促進すること。

## 第十二条 奨励措置

- (y) 締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合に開発について、自国の政府機関と民間部門との間の協力を促進すること。
- (z) 締約国は、開発途上国特別のニーズを考慮して、次のことを行なう。
- (aa) 生物の多様性及びその構成要素の特定、保全及び持続可能な利用のための措置に関する科学的及び技術的な教育訓練事業のための計

平成五年五月十四日 参議院会議録第十六号(その二) 生物の多様性に関する条約の締結について承認を求めるの件

五一

画を作成し及び維持すること並びに開発途上國の特定のニーズに対応するためこのようないい、特に開発途上國における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する研究を促進し及び奨励すること。

(b) 特に科学上及び技術上の助言に関する補助機関の勧告により締約国会議が行う決定に従い、特に開発途上國における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する研究を促進し及び奨励すること。

(c) 第十六条、第十八条及び第二十条の規定の趣旨に沿い、生物資源の保全及び持続可能な利用のための方法の開発について、生物の多様性の研究における科学の進歩の利用を促進し及びそのような利用について協力すること。

### 第十三条 公衆のための教育及び啓発

締約国は、次のことを行う。

(a) 生物の多様性の保全の重要性及びその保全に必要な措置についての理解、各種の情報伝達手段によるそのような理解の普及並びにこのような題材の教育事業の計画への導入を促進し及び奨励すること。

(b) 適当な場合には、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する教育啓発事業の計画の作成に当たり、他国及び国際機関と協力すること。

### 化

### 第十四条 影響の評価及び悪影響の最小化

1 締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合は、次のことを行う。

(a) 生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある当該締約国の事業計画案に対する

環境影響評価を定める適当な手続を導入し、かつ、適当な場合には、当該手続への公衆の参加を認めること。

(b) 生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのある計画及び政策の環境への影響について十分な考慮が払われることを確保するため、適当な措置を導入すること。

(c) 適宜、二国間の、地域的な又は多数国間の取扱を縮することについて、これを促進することにより、自國の管轄又は管理の下における活動であって、他国における又はいずれの国も管轄にも属さない区域における生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのあるものに關し、相互主義の原則に基づき、情報の交換及び協議を行うことを促進すること。

(d) 自国の管轄又は管理の下で生ずる急迫した又は重大な危険又は損害が他国の管轄の下にある区域又はいずれの国も管轄にも属さない区域における生物の多様性に及ぶ場合には、このような危険又は損害を受ける可能性のある国に直ちに通報すること及びこのような危険又は損害を防止し又は最小にするための行動を開始すること。

(e) 生物の多様性に重大なかつ急迫した危険を及ぼす活動又は事象(自然に発生したものであるかないかを問わない。)に対し緊急に対応するための国内的な措置を促進し及びそのような国内的な努力を補うための国際協力(道筋であり、かつ、関連する国又は地域的な経済統合のための機関の同意が得られる場合に、共同の緊急時計画を作成するための国際機関において、これを準備し及び実施す

協力を含む。)を促進すること。

### 第十五条 遺伝資源の取得の機会

1 各国は、自國の天然資源に対しても主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国に属し、その国の国内法令に従う。

2 締約国は、他の締約国が遺伝資源を環境上適正に利用するために取得することを容易にするような条件を整えるよう努力し、また、この条約の目的に反するような制限を課さないよう努力する。

### 第十六条 技術の取得の機会及び移転

1 締約国は、技術にはバイオテクノロジーを含むこと並びに締約国間の技術の取得の機会の提供及び移転がこの条約の目的を達成するための不可欠の要素であることを認識し、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する技術又は環境に著しい損害を与えることなく遺伝資源を利用する技術について、他の締約国に対する取得の機会の提供及び移転をこの条の規定に従って行い又はより円滑なものにすることを約束する。

2 開発途上國に対する1の技術の取得の機会の提供及び移転については、公正で最も有利な条件(相互に合意する場合には、緩和されたかつ

るよう努力する。

### 第十七条

7 締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ平衡に配分するため、次条及び第十九条の規定に従い、必要な場合には第二十条及び第二十一

条の規定に基づいて設ける資金供与の制度を通じ、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置を検討する。ただし、当該責任が純粹に国内問題である場合を除く。

### 第十七条

8 締約国は、当該遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ平衡に配分するため、次条及び第十九条の規定に従い、必要な場合には第二十条及び第二十一

条の規定に基づいて設ける資金供与の制度を通じ、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置を

とる。その配分は、相互に合意する条件で行う。

### 第十八条

9 締約国は、当該遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ平衡に配分するため、次条及び第十九条の規定に従い、必要な場合には第二十条及び第二十一

条の規定に基づいて設ける資金供与の制度を通じ、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置を

とる。その配分は、相互に合意する条件で行う。

### 第十九条

10 締約国は、当該遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ平衡に配分するため、次条及び第十九条の規定に従い、必要な場合には第二十条及び第二十一

条の規定に基づいて設ける資金供与の制度を通じ、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置を

とる。その配分は、相互に合意する条件で行う。

### 第二十条

11 締約国は、当該遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ平衡に配分するため、次条及び第十九条の規定に従い、必要な場合には第二十条及び第二十一

条の規定に基づいて設ける資金供与の制度を通じ、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置を

とる。その配分は、相互に合意する条件で行う。

### 第二十一条

12 締約国は、当該遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ平衡に配分するため、次条及び第十九条の規定に従い、必要な場合には第二十条及び第二十一

条の規定に基づいて設ける資金供与の制度を通じ、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置を

とる。その配分は、相互に合意する条件で行う。

### 第二十二条



とつて最優先の事項であるという事が十分に考慮される。

5 締約国は、資金供与及び技術の移転に関する行動をとるに当たり、後発途上国の特定のニーズ及び特別な状況を十分に考慮に入れる。

6 締約国は、開発途上締約国(特に島嶼国)における生物の多様性への依存並びに生物の多様性の分布及び所在から生ずる特別な事情も考慮に入れる。

7 開発途上国(特に、環境上最も害を受けやすいもの、例えば、乾燥地帯、半乾燥地帯、沿岸地域及び山岳地域を有するもの)の特別な状況も考慮に入れる。

## 第二十一条 資金供与の制度

1 この条約の目的的ため、贈与又は緩和された条件により開発途上締約国に資金を供与するための制度を設けるものとし、その制度の基本的な事項は、この条に定める。この条約の目的のため、当該制度は、締約国会議の管理及び指導の下に機能し、締約国会議に対して責任を負う。当該制度は、締約国会議がその第一回会合において決定する制度的組織によって運営する。この条約の目的的ため、締約国会議は、第一文の資金の利用(その機会の提供を含む。)についての政策、戦略、計画の優先度及び適格性の基準を決定する。提出については、締約国会議が定期的に決定する必要な資金の額に基づき、前条に規定する資金の予測可能性、妥当性及び即応性が必要であること並びに同条2に規定する一覧表に掲げる提出締約国との責任分担が重要であることを考慮を入れる。先進締約国その他の国及び資金源から任意の提出を行う

こともできる。当該制度は、民主的で透明な管理の仕組みの下で運営する。

2 締約国会議は、この条約の目的を達成するため、その第一回会合において、資金の利用(その機会の提供を含む。)についての政策、戦略及び計画の優先度並びに適格性の詳細な基準及び指針に関する決定(資金の利用を定期的に監視し及び評価することについてのものを含む。)を行

う。締約国会議は、資金供与の制度の運営を委託された制度的組織との協議の後、1の規定を実施するための取決めを決定する。

3 締約国会議は、この条約の効力発生の日から少なくとも二年を経過した日及びその後は定期的に、この条の規定に基づいて設けられる制度的有效性(2の基準及び指針の有効性を含む。)について検討するものとし、その検討に基づき、必要に応じ、当該制度の有効性を高めるために適切な措置をとる。

4 締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための資金を供与するため、既存の資金供与の制度を強化することについて検討する。

## 第二十二条 他の国際条約との関係

1 この条約の規定は、現行の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、当該締約国の権利の行使及び義務が定期的に決定する必要な資金の額に基づき、前条に規定する資金の予測可能性、妥当性及び即応性が必要であること並びに同条2に規定する一覧表に掲げる提出締約国との責任分担が重要であることを考慮を入れる。先進締約国その他の国及び資金源から任意の提出を行う。

## 第二十三条 締約国会議

1 この条約により締約国会議を設置する。締約国会議の第一回会合は、国連連合環境計画事務局長がこの条約の効力発生の後一年以内に招集する。その後は、締約国会議の通常会合は、第一回会合において決定する一定の間隔で開催す

る。この条約の追加附屬書を検討し及び採択する。

(d) 必要に応じ、第三十条の規定に基づいてこの条約の追加附屬書を検討し及び採択する。

(e) 議定書及びその附属書の改正を検討すること並びに改正が決定された場合には、当該議定書の締約国に対し当該改正を採択するよう勧告すること。

(f) 必要に応じ、第三十条の規定に基づいてこの条約の追加附屬書を検討し及び採択すること。

2 締約国会議の特別会合は、締約国会議が必要と認めるとき又はいずれかの締約国から書面による要請のある場合において事務局がその要請を締約国に通報した後六箇月以内に締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するときに開催する。

3 締約国会議は、締約国会議及び締約国会議が設置する補助機関の手続規則並びに事務局の予算を規律する財政規則をコンセンサス方式により合意し及び採択する。締約国会議は、通常会合において、次の通常会合までの会計期間の予算を採択する。

4 締約国会議は、この条約の実施状況を常時検討し、このため、次のことを行う。

(a) 第二十六条の規定に従って提出される情報の送付のための形式及び間隔を決定すること並びにそのような情報及び補助機関により提出される報告を検討すること。

(b) 第二十五条の規定に従って提供される生物の多様性に関する科学上及び技術上の助言を検討すること。

(c) 必要に応じ、第二十八条の規定に基づいて議定書を検討し及び採択すること。

(d) 必要に応じ、第二十九条及び第三十条の規定に基づいてこの条約及びその附属書の改正

を検討し及び採択すること。

(e) 議定書及びその附属書の改正を検討すること並びに改正が決定された場合には、当該議定書の締約国に対し当該改正を採択するよう勧告すること。

(f) 必要に応じ、第三十条の規定に基づいてこの条約の追加附屬書を検討し及び採択すること。

(g) 特に科学上及び技術上の助言を行うため、この条約の実施に必要と認められる補助機関を設置すること。

(h) この条約が対象とする事項を扱っている他の条約の執行機関との間の協力の適切な形態を設定するため、事務局を通じ、当該執行機関と連絡をとること。

(i) この条約の実施から得られる経験に照らして、この条約の目的的達成のために必要な追加的行動を検討し及びすること。

(j) 国際連合その専門機関及び国際原子力機関並びにこの条約の締約国でない国は、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することができる。生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連のある分野において認められた団体又は機関(政府又は民間のもののいずれであるかを問わない。)であって、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーとして出席することを認められる。

(k) ナショナル・オブザーバーとして出席することを認めたものは、当該会合に出席する締約国その他の国及び資金源から任意の提出を行う。

## 第二十四条 事務局

- 1 この条約により事務局を設置する。事務局は、次の任務を遂行する。
- 前条に規定する締約国会議の会合を準備し及びその会合のための役務を提供すること。
  - 議定書により課された任務を遂行すること。
  - この条約に基づく任務の遂行に関する報告書を作成し及びその報告書を締約国会議に提出すること。
  - 他の関係国際機関との調整を行うこと。特に、その任務の効果的な遂行のために必要な事務的な及び契約上の取決めを行うこと。
  - その他締約国会議が決定する任務を遂行すること。

- 2 締約国会議は、その第一回通常会合において、この条約に基づく事務局の任務を遂行する意思を表明した能力を有する既存の国際機関の中から事務局を指定する。
- 第二十五条 科学上及び技術上の助言に関する補助機関
- この条約により科学上及び技術上の助言に関する補助機関を設置する。補助機関は、締約国会議及び適当な場合には他の補助機関に対し、この条約の実施に関する時宜を得た助言を提供する。補助機関は、すべての締約国による参加のために開放するものとし、学際的な性格を有する。補助機関は、関連する専門分野に関する知識を十分に有している政府の代表者により構成する。補助機関は、その活動のすべての側面に関して、締約国会議に対し定期的に報告を行ふ。

- 3 1 の補助機関は、締約国会議の管理の下に、その指針に従い及びその要請により、次のことを行う。
- 生物の多様性の状況に関する科学的及び技術的な評価を行うこと。
  - この条約の規定に従ってとられる各種の措置の影響に関する科学的及び技術的な評価のための準備を行うこと。
  - 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する革新的な、効率的な及び最新の技術及びノウハウを特定すると並びにこれらの技術の開発又は移転を促進する方法及び手段に関する助言を行うこと。
  - 生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての科学的な計画並びに研究及び開発における国際協力に関する助言を行うこと。
  - 締約国会議及びその補助機関からの科学、技術及び方法論に関する質問に回答すること。

- 4 紛争は、紛争当事国が3の規定に従って同一の紛争解決手段を受け入れている場合を除くほか、当該紛争当事国が別段の合意をしない限り、附属書Ⅱ第二部の規定により調停に付する。
- 5 この条の規定は、別段の定めがある議定書を除くほか、すべての議定書について準用する。
- 第二十六条 報告
- 締約国は、締約国会議が決定する一定の間隔で、この条約を実施するためにとった措置及びこの条約の目的を達成するまでの当該措置の効果について報告書を締約国会議に提出する。
- 第二十七条 紛争の解決
- この条約の解釈又は適用に関して締約国間で紛争が生じた場合は、紛争当事国は、交渉により紛争の解決に努める。
  - 紛争当事国は、交渉により合意に達すること

ができない場合には、第三者によるあつせん又は仲介を共同して求めることができる。

約国の会合において採択する。この条約又は議定書の改正案は、当該議定書に別段の定めがある場合を除くほか、その採択が提案される会合の少なくとも六箇月前に事務局がそれぞれこの

条約又は当該議定書の締約国に通報する。事務局は、改正案をこの条約の署名国にも参考のため通報する。

3 締約国は、この条約及び議定書の改正案について書面により宣言することができる。コンセンサス方式により合意に達するようあり、コンセンサスのためのあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、最後の解決手段として、当該会合に出席しかつ投票する締約国の三分の二以上多数による議決で採択するものとし、寄託者は、これをすべての締約国に対し批准、受諾又は承認のために送付する。

4 改正の批准、受諾又は承認は、寄託者に対して書面により通告する。3の規定に従って採択された改正は、3の議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この条約の締約国又は当該議定書の締約国の少なくとも三分の二が批准書、受諾書又は承認書を寄託した後九十日以内の日に

に、当該改正を批准し、受諾し又は承認した締約国間で効力を生ずる。その後は、改正は、他の締約国が当該改正の批准書、受諾書又は承認書を寄託した後九十日以内に当該他の締約国について効力を生ずる。

5 この条の規定の適用上、「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投する締約国をいう。

- 1 締約国は、この条約及び議定書の改正案に事務局が締約国に通報する。
- 2 議定書は、2の会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。
- 3 議定書案は、2の会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。
- 第二十九条 この条約及び議定書の改正案に事務局が締約国に通報する。
- 1 締約国は、この条約の改正を提案することができる。議定書の締約国は、当該議定書の改正案を提案することができる。
- 2 この条約の改正は、締約国会議の会合において採択する。議定書の改正は、当該議定書の締約国に通報する。
- 3 この条約の附屬書又は議定書の附屬書は、そ

れぞれ、この条約又は当該議定書の不可分の一部を成すものとし、「この条約」又は「議定書」というときは、別段の明示の定めがない限り、附属書を含めて、いうものとする。附属書は、手続的、科学的、技術的及び事務的な事項に限定される。

2 この条約の追加又は改正がこの条約又は議定書の提案、採択及び効力発生については、次の手続を適用する。ただし、議定書に当該議定書の附属書に関して別段の定めがある場合を除く。

(a) この条約の追加附属書又は議定書の附属書は、前条に定める手続を準用して提案され及び採択される。

(b) 締約国は、この条約の追加附属書又は自國が締約国である議定書の附属書を承認することができない場合には、その旨を、寄託者が採択を通報した日から一年以内に、寄託者に対して書面により通告する。寄託者は、受領した通告をすべての締約国に遅滞なく通報する。締約国は、いつでも、先に行つた異議の宣言を撤回することができるものとし、この場合において、附属書は、(c)の規定に従うことと条件として、当該締約国について効力を生ずる。

(c) 附属書は、寄託者による採択の通報の日から一年を経過した時に、(b)の規定に基づく通告を行わなかったこの条約又は関連議定書のすべての締約国について効力を生ずる。

3 この条約の附属書及び議定書の改正の提案、採択及び効力発生は、この条約の附属書及び議定書の附属書の提案、採択及び効力発生と同一の手続に従う。

4 附属書の追加又は改正がこの条約又は議定書の改正に関連している場合には、追加され又は改正された附属書は、この条約又は当該議定書の改正が効力を生ずる時まで効力を生じない。

### 第三十一条 投票権

1 この条約又は議定書の各締約国は、2に規定する場合を除くほか、一の票を有する。

2 地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約又は関連議定書の締約国であるその構成国の数と同数の投票権を投する権利行使する。当該機関は、その構成国が自国の投票権行使する場合には、投票権行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

### 第三十二条 この条約と議定書との関係

1 いづれの国又は地域的な経済統合のための機関も、この条約の締約国である場合又は同時にこの条約の締約国となる場合を除くほか、議定書の締約国となることができない。

2 議定書に基づく決定は、当該議定書の締約国のみが行う。当該議定書の批准、受諾又は承認を行わなかつたこの条約の締約国は、当該議定書の締約国にオブザーバーとして参加することができる。

### 第三十三条 署名

この条約は、千九百九十二年六月五日から同年六月十四日まではリオ・デ・ジャネイロにおいて、同年六月十五日から千九百九十三年六月四日まではニューヨークにある国際連合本部において、すべての国及び地域的な経済統合のための機

1 この条約及び議定書は、国家及び地域的な経済統合のための機関により批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託する。

### 第三十四条 批准、受諾又は承認

2 この条約及び議定書は、三十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日以後九十日目の日に

3 前条2の規定は、この条約又は議定書に加入する地域的な経済統合のための機関についても適用する。

### 第三十五条 加入

1 この条約及び議定書は、この条約及び当該議定書の署名のための期間の終了後は、国家及び地域的な経済統合のための機関による加入のために開放しておく。加入書は、寄託者に寄託する。

### 第三十六条 効力発生

1 この条約は、三十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後九十日目に

2 議定書は、当該議定書に規定する数の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。

### 第三十七条 留保

この条約には、いかなる留保も付することができない。

1 この条約及び議定書は、この条約及び当該議定書の署名のための期間の終了後は、国家及び地域的な経済統合のための機関による加入のために開放しておく。加入書は、寄託者に寄託する。

2 1の機関は、この条約又は議定書の規律する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの条約又は当該議定書への加入書において宣言する。

3 この条約には、いかなる留保も付することができない。

4 附屬書の追加又は改正がこの条約又は議定書の改正に関連している場合には、追加され又は改正された附属書は、この条約又は当該議定書の改正が効力を生ずる日以後九十日目の日に効力を生ずる。

5 地域的な経済統合のための機関によって寄託された文書は、1及び2の規定の適用上、当該機関の構成国によつて寄託されたものに追加して数えではない。

6 連するものを寄託者に通報する。

7 前条2の規定は、この条約又は議定書に加入する地域的な経済統合のための機関についても適用する。

8 この条約には、いかなる留保も付することができない。

## 第三十八条 脱退

1 締約国は、自國についてこの条約が効力を生じた日から二年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この条約から脱退することができる。

2 1の脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日の後一年を経過した日又はそれよりも遅い日にあって脱退の通告において指定されている日に効力を生ずる。

3 この条約から脱退する締約国は、自國が締約国である議定書からも脱退したものとみなす。

## 第三十九条 資金供与に関する暫定的措置

国際連合開発計画、国際連合環境計画及び国際復興開発銀行の地球環境基金は、第二十一条の要件に従つて十分に再編成されることを条件として、この条約の効力発生から締約国会議の第一回会合までの間又は締約国会議が同条の規定によりいずれの制度的な組織を指定するかを決定するまでの間暫定的に、同条に規定する制度的な組織となる。

## 第四十条 事務局に関する暫定的措置

第二十四条に規定する事務局の役務は、この条約の効力発生から締約国会議の第一回会合までの間暫定的に、国際連合環境計画事務局長が提供する。

## 第四十一条 寄託者

国際連合事務総長は、この条約及び議定書の寄託者の任務を行う。

## 第四十二条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条

約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

## 附属書Ⅱ 第一部 仲裁

## 第一条

申立国である締約国は、紛争当事国が、この条

約第二十七条の規定に従つて紛争を仲裁に付する旨を事務局に通告する。通告には、仲裁の対象で

ある事項を明示するものとし、特に、その解釈又は適用が問題となつてゐるこの条約又は議定書の

条文を含む。仲裁の対象である事項について、仲裁裁判所の裁判長が指名される前に紛争当事国が

合意しない場合には、仲裁裁判所がこれを決定する。事務局は、受領した情報をこの条約又は当該

議定書のすべての締約国に送付する。

## 第二条

1 二の当事国間の紛争の場合については、仲裁

裁判所は、三人の仲裁人で構成する。各紛争当事国は、各一人の仲裁人を任命し、このようにして任命された二人の仲裁人は、合意により第

三の仲裁人を指名し、第三の仲裁人は、当該仲裁裁判所において裁判長となる。裁判長は、いづれかの紛争当事国の国民であつてはならず、

いづれかの紛争当事国の領域に日常の住居を有してはならず、いづれの紛争当事国によつても雇用されはならず、及び仲裁に付された紛争を仲裁人以外のいかなる資格においても取り扱つたことがあつてはならない。

## 第三条

1 第二の仲裁人が任命された日から二箇月以内に仲裁裁判所の裁判長が指名されなかつた場合

には、国際連合事務総長は、いづれかの紛争当事国の要請に応じ、引き続く二箇月の期間内に

裁判長を指名する。

## 第四条

1 第二の仲裁人が任命された日から二箇月以内に仲裁裁判所は、この条約、関連議定書及び国際

法の規定に従い、その決定を行ふ。

## 第五条

1 紛争当事国が別段の合意をしない限り、仲裁裁

判所は、その手続規則を定める。

## 第六条

1 仲裁判所は、いづれかの紛争当事国の要請に

応じ、不可欠の暫定的保全措置を勧告することができる。

1 第二の仲裁判人が任命された日から二箇月以内に仲裁裁判所の裁判長が指名されなかつた場合

には、国際連合事務総長は、いづれかの紛争当事

国が要請に応じ、引き続く二箇月の期間内に

裁判長を指名する。

1 仲裁判所は、すべての関係のある文書、情報及び便益を

仲裁判所に提供すること。

(b) 必要に応じ、仲裁判所が証人又は専門家

を招致及びこれらの者から証拠を入手する

ことができるように行うこと。

1 紛争当事国及び仲裁判人は、仲裁判期間中に秘

密に仲裁裁判所の運営に便宜を与えるものとし、すべての可能な手段を利用して、特に、次のことを行う。

(a) すべての関係のある文書、情報及び便益を仲裁判所に提供すること。

(b) 必要に応じ、仲裁判所が証人又は専門家を招致及びこれらの者から証拠を入手することができるように行うこと。

1 紛争当事国及び仲裁判人は、仲裁判期間中に秘

密のものとして入手した情報の秘密性を保護する義務を負う。

#### 第九条

仲裁に付された紛争の特別の事情により仲裁裁判所が別段の決定を行う場合を除くほか、仲裁裁判所の費用は、紛争当事国が均等に負担する。仲裁裁判所は、すべての費用に関する記録を保持するものとし、紛争当事国に対して最終的な費用の明細書を提出する。

#### 第十条

いすれの締約国も、紛争の対象である事項につき仲裁の決定により影響を受けるおそれのある法律上の利害関係を有する場合には、仲裁裁判所の同意を得て仲裁手続に参加することができる。

#### 第十一条

仲裁裁判所は、紛争の対象である事項から直接に生ずる反対請求について聽取し及び決定することができます。

#### 第十二条

手続及び実体に関する仲裁裁判所の決定は、いすれもその仲裁人の過半数による議決で行う。

#### 第十三条

いすれかの紛争当事国が仲裁裁判所に出廷せず、又は自國の立場を弁護しない場合には、他の紛争当事国は、仲裁裁判所に対し、仲裁手続を繼續し及び仲裁判断を行うよう要請することができる。いすれかの紛争当事国が欠席し又は弁護を行わないことは、仲裁手続を妨げるものではない。仲裁裁判所は、最終決定を行う前に先立ち、申立てが事実及び法において十分な根拠を有することを確認しなければならない。

#### 第十四条

仲裁裁判所は、完全に設置された日から五箇月以内にその最終決定を行う。ただし、必要と認められる場合には、五箇月を超えない期間その期限を延長することができる。

#### 第十五条

仲裁裁判所の最終決定は、紛争の対象である事項に限定されるものとし、その理由を述べる。最終決定には、参加した仲裁人の氏名及び当該最終決定の日付を付する。仲裁人は、別個の意見又は反対意見を最終決定に付することができる。

#### 第十六条

仲裁裁判所は、紛争当事国を拘束する。紛争当事国が上訴の手続について事前に合意する場合を除くほか、上訴を許さない。

#### 第十七条

最終決定の解釈又は履行の方法に関し紛争当事国も、当該最終決定を行った仲裁裁判所に対し、その決定を求めるため付託することができる。

#### 第二部 調停

#### 第一条

国間で生ずる紛争については、いすれの紛争当事国も、同委員会の委員長が選任されない場合において、いすれかの紛争当事国の求めがあるときは、国際連合事務総長は、引き続く二箇月の期間内に委員長を指名する。

#### 第二条

調停委員会は、委員の過半数による議決で決定を行いう。同委員会は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、その手続を定める。同委員会は、紛争の解決のための提案を行い、紛争当事国は、この提案を誠実に検討する。

#### 第三条

調停委員会が設置される。同委員会は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、五人の委員で構成する。各紛争当事国は、それぞれ一人の委員を任命し、これらの委員は、共同で委員長を選任する。

#### 第四条

二を超える当事国間の紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事国が合意により共同で

調停委員会の委員を任命する。二以上の紛争当事国が別個の利害関係を有し又は同一の利害関係を有するか有しないかについて意見の相違がある場合には、これらの紛争当事国は、別個に委員を任命する。

#### 第三条

調停委員会の設置の要請が行われた日の後二箇月以内に紛争当事国によるいすれかの任命が行われなかった場合において、当該要請を行った紛争当事国の求めがあるときは、国際連合事務総長は、引き続く二箇月の期間内に当該任命を行う。

#### 第四条

調停委員会の最後の委員が任命された後二箇月以内に同委員会の委員長が選任されない場合において、いすれかの紛争当事国の求めがあるときは、国際連合事務総長は、引き続き二箇月の期間内に委員長を指名する。

#### 第五条

調停委員会は、委員の過半数による議決で決定を行いう。同委員会は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、その手続を定める。同委員会は、紛争の解決のための提案を行い、紛争当事国は、この提案を誠実に検討する。

#### 第六条

調停委員会が権限を有するか有しないかに関する意見の相違については、同委員会が裁定する。

#### 第七条

平成二年度一般会計予備費の予算額は、三千二百五十億円であって、このうち、平成三年一月八日から同年三月二十九日までの間に使用した金額は六百七十一億三千六百万円余である。

#### (一) 平成二年度各特別会計予備費の予算総額

は、二兆九千三億四千八百万円余であつて、このうち、平成三年三月五日から同年三月二十九日までの間に使用した金額は三百一十七億七千六百万円余である。

#### (二) 平成二年度一般会計予備費の予算額

は、五百億円であつて、このうち、平成四年二月十二日から同年三月二十七日までの間に使用した金額は四百四十三億六千九百万円余である。

#### (三) 平成二年度一般会計予備費の予算額

は、五百億円余である。

以上三件について審査した結果、適當な支出であると認める。

#### 審査報告書

平成二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調査書(その2)

平成二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調査書

国会内閣提出、本院継続審査

右は本院において承諾することを議決した。

平成三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調査書(その2)

右は多数をもつて承諾を与えるべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

#### 平成五年五月十二日

決算委員長 大瀬 純子

参議院議長 原 文兵衛殿

よつてこれを送付する。

平成五年四月二十七日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

平成二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(第百)一十三回国会内閣提出  
各省各厅所管使用調書(その1)  
平成三年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)

平成二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(第百)二十三回国会内閣提出  
各省各厅所管使用調書(その1)  
平成三年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)

平成四年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その1)  
平成四年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)

(内) 平成三年度各特別会計予備費の予算総額は二兆三千五百二十九億五百万円である。  
さて、このうち、平成四年三月二十七日に使用した金額は四十五億八千三百万円である。  
(外) 平成三年度特別会計予算総則第十三条に基づき、平成四年三月二十四日から同年三月三十一日までの間に経費の増額をした金額は百九十六億四千円余である。

平成三年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その1)（第百)一十三回国会内閣提出、本院繼續審査提出  
各省各厅所管使用調書(その1)  
平成四年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)

平成五年四月二十七日  
衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿  
右は本院において承諾することを議決した。  
よつてこれを送付する。

平成五年四月二十七日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

平成三年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その1)（第百)二十三回国会内閣提出、本院繼續審査提出  
各省各厅所管使用調書(その1)  
平成四年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)

平成三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)

右は本院において承諾することを議決した。  
よつてこれを送付する。

平成五年四月二十七日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

平成二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)

右は本院において承諾することを議決した。  
よつてこれを送付する。

平成五年四月二十七日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

平成二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)

右は本院において承諾することを議決した。

平成五年四月二十七日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

平成二年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)

平成二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その1)

平成三年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)

平成三年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)

平成三年度特別会計予備費の予算総額は、二兆三千五百二十九億五百万円である。  
さて、このうち、平成三年十月二十五日に使用した金額は八千四百万円余である。

平成五年五月十四日

参議院会議録第十六号(その2)

平成二年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)  
平成三年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)  
平成四年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)  
平成五年度特別会計予算総則第十五条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)

平成五年五月十四日 参議院会議録第十六号(その二) 平成三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その1) 平成四年度一般会計予備費使用総調書及び商工会及び商工會議所による小規模事業者の支援に関する法律案

六〇

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成五年四月二十七日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

平成三年度特別会計予算總則第十三条に基つく経費増額総調書及び各省各所管経費増額調書(その2)

右は本院において承諾することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成五年四月二十七日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

平成四年度特別会計予算總則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各所管経費増額調書(その1)

右は本院において承諾することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成五年四月二十七日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

平成四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その1)

右は多数をもつて承諾を与えるべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成五年五月十一日 決算委員長 大淵 純子

参議院議長 原 文兵衛殿

#### 要領書

##### 一、委員会の決定の理由

(一) 平成三年度一般会計予備費の予算額は、千五百億円であつて、このうち、平成三年四月二日から平成四年一月三十一日までの間に使用した金額は一千億四千二百五百万円余である。

(二) 平成四年度一般会計予備費の予算額は、二千億円であつて、このうち、平成四年四月三日から平成五年一月二十二日までの間に使用した金額は二百九十七億五千五百五百万円余である。

以上二件について審査した結果、適当な支出であると認める。

平成三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その1) (第百二十二回)

国会内閣提出、本院総統審査)

右は本院において承諾することを議決した。

よつてこれを送付する。

平成五年四月二十七日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

平成四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その1)

右は本院において承諾することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成四年月二十七日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 審査報告書

商工会及び商工會議所による小規模事業者の支援に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成五年五月十三日

商工委員長 斎藤 文夫  
参議院議長 原 文兵衛殿

一、基本指針の策定に当たつては、小規模事業者をめぐる経営環境の変化を踏まえつつ、商工会等の支援事業に関する計画の作成及び実施に十分分資するよう明確かつ具体的な内容とするよう努めること。

##### 二、商工会等の基盤施設設計画の策定・実施に際し

ては、地域の実態等を踏まえ、関係地方公共団体との密接な連携の上、周辺の商工会等との共同事業の推進、他の地域振興計画等との調整、

同事業の合意形成等が適切に行われるよう十分な指導・助言に努めること。

三、全国団体が債務保証を行うに当たつては、基盤施設事業の運営について的確な審査を行うとともにその保証業務が円滑に行われるよう、業務処理体制の整備について適切な指導を行うこと。

##### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、小規模事業者をめぐる最近の厳しい経営環境にかんがみ、小規模事業者の経営の改善発達を支援するために商工会及び商工會議所が実施する事業について、事業内容の拡充及びその効果的実施を図るために、債務の保証の制度を確立する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

##### 一、費用

本法施行に伴い、平成五年度一般会計予算の小規模事業指導費補助金のうち、全国団体が債務の保証を行うための経費として、十億円が計算され

上されている。

六、商工会及び商工會議所が、商工会法、商工會議所法に定める原則に従つて、適切な活動を行ふよう引き続き指導すること。

七、小規模事業者の新規開業率が低下している状況にかんがみ、創業支援基盤の整備等に努めること。

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について

適切な措置を講ずべきである。

右決議する。

(号) 報外

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年四月二十二日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 原 文兵衛

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律案

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、商工会及び商工会議所がその機能を活用して小規模事業者の経営の改善発達を支援するための措置を講ずることにより、

小規模事業者の経営基盤の充実を図り、もって國民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「小規模事業者」とは、商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)第二条に規定する商工業者で、常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業

を主たる事業として営む者については、五人)以下のものをいう。

(基本指針)

第三条 通商産業大臣は、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所(以下「商工会等」という。)に対する基本的な指針

(以下「基本指針」という。)を定めなければならぬ。

基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一 小規模事業者の経営の改善発達の基本的な方向

二 近代的經營管理方法の導入等經營管理に関する指導に関する事項

三 技術の向上、新たな事業の分野の開拓等に寄与する情報の提供等に関する事項

四 事業の共同化等に寄与する施設の設置に関する事項

五 商工会又は商工会議所がその地区内における商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業との関係に関する事項

六 商工会連合会又は日本商工会議所が行う商工会又は商工会議所に対する指導等に関する事項

七 その他小規模事業者の経営の改善発達に関する重要な事項

八 商工会連合会又は日本商工会議所が行う商工会等は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業近代化審議会の意見を聽かなければならない。

九 通商産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(経営改善普及事業に係る補助)

第十条 国は、政令で定めるところにより、商工会若しくは商工会議所が基本指針に即して実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業(次条第一項に規定する基盤施設事業を除く。以下「経営改善普及事業」という。)に必要な

経費又は経営改善普及事業に係る費用(以下「商工会等」という。)に対する基本的な指針

会連合会が基本指針に即して商工会を指導するため必要な経費について、都道府県が補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に必要な経費の一部を補助することができる。

二 國は、政令で定めるところにより、全国商工会連合会又は日本商工会議所(以下「全国団体」という。)に対し、予算の範囲内において、経営改善普及事業に關し全国団体が基本指針に即して商工会若しくは都道府県商工会連合会又は商工会議所を指導するために必要な経費の一部を補助することができる。

三 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。

四 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。

五 商工会等は、第一項の認定の申請がある場合において、その基盤施設設計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

六 前項第三号及び第四号に掲げる事項が基盤施設設計画の認定

第七条 商工会等は、共同工場、展示施設その他的小規模事業者の事業の共同化等に寄与する施設を設置する事業(以下「基盤施設事業」という。)についての計画(以下「基盤施設設計画」という。)を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その基盤施設設計画が適切である旨の認定を受けることができる。

八 前項第五号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であり、かつ適切な実施のため特に必要である旨の認定を受けることができる。

九 前項第六号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のため特に必要である旨の認定を受けることができる。

十 前項第七号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のため特に必要である旨の認定を受けることができる。

十一 前項第八号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のため特に必要である旨の認定を受けることができる。

十二 前項第九号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のため特に必要である旨の認定を受けることができる。

十三 前項第十号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のため特に必要である旨の認定を受けることができる。

十四 前項第十一号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のため特に必要である旨の認定を受けることができる。

十五 前項第十二号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のため特に必要である旨の認定を受けることができる。

十六 前項第十三号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のため特に必要である旨の認定を受けることができる。

十七 前項第十四号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のため特に必要である旨の認定を受けることができる。

十八 前項第十五号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のため特に必要である旨の認定を受けることができる。

十九 前項第十六号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のため特に必要である旨の認定を受けることができる。

二十 前項第十七号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のため特に必要である旨の認定を受けることができる。

四 基盤施設事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 商工会等以外の者が基盤施設事業の全部又は一部を実施する場合にあっては、当該実施する者並びにその者に対して商工会等が行う指導及び助言の方法

六 基盤施設事業に係る補助金の額及びその調達方法

七 基盤施設事業に係る助言の方法

八 基盤施設事業に係る調査の方法

九 基盤施設事業に係る監査の方法

十 基盤施設事業に係る評議の方法

十一 基盤施設事業に係る監査の方法

十二 基盤施設事業に係る評議の方法

十三 基盤施設事業に係る監査の方法

十四 基盤施設事業に係る評議の方法

十五 基盤施設事業に係る監査の方法

十六 基盤施設事業に係る評議の方法

十七 基盤施設事業に係る監査の方法

十八 基盤施設事業に係る評議の方法

十九 基盤施設事業に係る監査の方法

二十 基盤施設事業に係る評議の方法

二十一 基盤施設事業に係る監査の方法

二十二 基盤施設事業に係る評議の方法

二十三 基盤施設事業に係る監査の方法

二十四 基盤施設事業に係る評議の方法

二十五 基盤施設事業に係る監査の方法

施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 3 前条第四項の規定は、第一項の認定について適用する。

(資金の確保)

第七条 国は、認定基盤施設計画に従つて基盤施設事業を実施するために必要な資金の確保に努めるものとする。

(全国団体の事業の範囲の特例)

第八条 全国商工会連合会は、商工会法第五十五条の八第二項に規定する事業のほか、商工会又は都道府県商工会連合会の基盤施設事業の実施を円滑化するため、次の事業を行うものとする。

- 一 商工会又は都道府県商工会連合会が認定基盤施設計画に従つて基盤施設事業を実施するため必要な資金の借入れに係る債務の保証

(商工会に附帯する事業を行うこと)

2 日本商工会議所は、商工会議所法(昭和二十九年法律第四十三号)第六十五条に規定する

事業のほか、商工会議所の基盤施設事業の実施を円滑化するため、次の事業を行うものとする。

- 一 商工会議所が認定基盤施設計画に従つて基盤施設事業を実施するために必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

- 2 前号の事業に附帯する事業を行うこと。

(業務方法書)

第九条 全国団体は、前条第一項又は第二項に規定する事業(以下「保証事業等」という。)の開始の時までに、保証事業等に係る業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

成し、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 3 前条第四項の規定は、第一項の認定について適用する。

(信用基金)

第十条 全国団体は、保証事業等に関する信用基金を設け、國から交付された金額と全国団体が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として國以外の者から出資された金額との合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

(区分経理)

第十一條 全国団体は、保証事業等に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の会計を設けて整理しなければならない。

(事業計画等の認可)

第十二条 全国団体は、毎事業年度、保証事業等に係る事業計画、収支予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(監督)

第十三条 全国団体は、毎事業年度、保証事業等に係る事業報告書、財産目録及び収支計算書を作成し、当該事業年度終了の日から三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(連携計画の認定)

第十四条 通商産業大臣は、保証事業等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、全国団体に対し、保証事業等に関する監督

(事業の廃止)

- 3 第十六条 この法律に定めるもののはか、保証事業等に係る財務及び会計に関する事項は、通商産業省令で定める。

(通商産業省令への委任)

第十七条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

- 一 第九条又は第十二条の認可をしようとするとき。
- 二 第十三条の承認をしようとするとき。
- 三 前条の通商産業省令を定めようとするとき。

(連携計画の認定)

第十八条 商工会等は、商工会等以外の者が実施する技術に関する研修、展示会その他の小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓等に寄与する事業であつて、商工会等が実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業(以下「支援事業」という。)と連携して実施されるもの(以下「連携事業」という。)についての計画(以下「連携計画」という。)を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その連携計画が適当である旨の認定を受けることができる。

(連携計画の変更等)

第十九条 前条第一項の認定を受けた商工会等は、当該認定に係る連携計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の認定を受けなければならない。

(連携計画の変更等)

第二十条 通商産業大臣は、前条第一項の認定に係る連携計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定連携計画」という。)が、同条第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定連携計画に従つて連携事業が実施されないといふ認められるときは、その認定を取り消すことができる。

三 連携事業の実施時期  
四 連携事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

- 3 第二号に掲げる者に対して商工会等が行う指導及び助言の方法

五 第二号に掲げる者に對して商工会等が行う

3 通商産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その連携計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号に掲げる事項が基本指針に照らして適切であり、かつ、当該連携事業が連携

して実施されることが当該支援事業の効果的な実施に資するものであること。

二 前項第二号に掲げる者が連携事業を実施する者として適切なものであること。

三 前項第三号及び第四号に掲げる事が連携事業を確実に遂行するために適切なものであること。

四 前項第五号に掲げる指導及び助言の方法が適切なものであること。

五 第二号に掲げる者に對して商工会等が行う

3

前条第三項の規定は、第一項の認定について適用する。

(中小企業信用保険法の特例)

第二十条 認定基盤施設設計画又は認定連携計画において基盤施設事業又は連携事業を実施する者とされた民法(明治二十九年法律第八十九号)第

三十四条の規定により設立された法人(その出資額又は提出された金額の二分の一以上が中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二条第一項の中小企業者により出資され、又は提出されているものに限る。以下「公益法人」という。)であつて、当該認定基盤施設計画又は当該認定連携計画に従つた基盤施設事業又は連携事業の実施状況について、当該認定を受けた

(報告及び検査)

第二十二条 通商産業大臣は、認定基盤施設設計画に係る基盤施設事業又は認定連携計画に係る連携事業の実施状況について、当該認定を受けた

商工会等に対し、報告を求めることができる。

2 通商産業大臣は、保証事業等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、全国

商工会等に対して、保証事業等に係る業務に関する報告をさせ、又はその職員に、全国団体の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を

検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第二項の立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定については、これら

の規定中「借入れ」とあるのは、「商工会及び商工會議所による小規模事業者の支援に関する法律」第六条第二項の認定基盤施設計画又は同法第十九条第二項の認定連携計画に従つた基盤施設事業又は連携事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

(中小企業近代化資金等助成法の特例)

第二十一条 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三条第一項に規定する中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る

規定期による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に

施する者とされた者が当該認定基盤施設設計画又は当該認定連携計画に従つて設置する設備に係るものについては、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

処する。

2 商工会等の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、商工会等の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その

商工会等に対して同項の刑を科する。

第二十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした全国団体の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十四条の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

附 則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(経過措置)

第二条 全国団体のこの法律の施行の日を含む事業年度の保証事業等に係る事業計画、収支予算及び資金計画について、第十二条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「保証事業等の助成(第五十六条)」を削り、「第五十七条」を「第五十九条」に改める。

第一条中「あわせて商工会及び商工会連合会並びに商工会議所の行う小規模事業者のための事業活動を促進するための措置を講じ」を削る。

第二条第二項を削る。

第二十二条第六項及び第四十七条中「商工会の組織等に関する法律」を「商工会法」に改める。

第三章を削る。

第五十七条及び第五十八条を削り、第二章の二第五節中第五十五条の十八の次に次の二条を加える。

第六号)の一部を次のように改正する。

第六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六号)の二の次に次の二号を加える。

第五百八十六号)の二の次に次に第一の二を第三章とする。

十一の三 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律等に関する法律)第三条第一項に規定する商

工会等が同法第五条第一項の規定による認定を受けた同項に規定する基盤施設設計画に

従つて実施する基盤施設事業又は当該基盤施設事業に係るものとして政令で定める事

業の用に供する土地で政令で定めるもの

施設事業に係るものとして政令で定める事

一 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号) 別表第三第一号九十七の十一	二 所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)別表 第一第一号の表商工会の項及び商工会連合会の項	三 法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)別表 第二第一号の表商工会の項及び商工会連合会の項
---	---	---

四 消費税法(昭和六十三年法律第八号)別表 第三第一号の表商工会の項及び商工会連合会の項	五 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第六十三号)の一部改正	六 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。 第三条第一項第二号中「商工会の組織等に関する法律」を「商工会法」に改め、第七号の六の次に次の一号を加える。
---	--------------------------------	--

七 の七 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第一号)の施行に関すること。	八 審査報告書 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。 第三条第一項中「一億二千万円」を「一億円」に、「二億四千万円」を「四億円」に改める。	九 平成五年四月二十二日 衆議院議長 横内 義雄 参議院議長 原 文兵衛殿
--	---	---

十 参議院議長 原 文兵衛殿 商工委員長 斎藤 文夫 審査報告書 母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律案 本法律案は、最近における中小企業の資金需	十一 一、委員会の決定の理由 二、普通保険、無担保保険、特別小口保険、公害防止保険及びエネルギー対策保険の付保限度額を引き上げようとするものであって、妥当な措置と認める。	十二 一、費用 本法施行のため、特に費用を要しない。 二、費用 本法施行のため、特に費用を要しない。 三、委員会の決定の理由 本法律案は、母子家庭及び寡婦の福祉の一層の増進を図るために、都道府県の母子福祉資金貸付金に関する特別会計を統合することにより、これらの貸付金に係る資金の有効な活用等を図ることとし、母子家庭及び寡婦に対する生活、生業等に関する専門的な助言、指導等を行う事業を行つた。なお、別紙の附帯決議を行つた。
--	--	---

平成五年五月十三日

厚生委員長 細谷 昭雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

## 要領書

平成五年五月十三日

六四

母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律案

母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律案



定める額を限度として、福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の総額の一部に相当する金額を、政令で定めるところにより一般会計に繰り入れることができる。

6 都道府県は、福祉資金貸付金の貸付業務を廃止したときは、その際における福祉資金貸付金の未貸付額及びその後において支払を受けた福祉資金貸付金の償還金の額に、それぞれ第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて得た額の合計額を、政令で定めることにより国に償還しなければならない。

7 第二項及び第四項

の規定により国に償還した金額を除く。)二 前号に掲げる額と当該都道府県が福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の総額(前項の規定により一般会計に繰り入れた金額を除く。)との合計額

(経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の際に改正後の母子及び寡婦福祉法(以下「新法」という。)第十五条に規定する母子家庭居宅介護等事業を行っている国及び都道府県以外の者であつて前条ただし書に規定する規定の施行の際に改正前の母子及び寡婦福祉法(以下「旧法」という。)第十五条の二の厚生省令で定める便宜を供与する事業を行っていないものについて新法第十五条の規定を適用する場合においては、同条中「あらかじめ」とあるのは、「母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律(平成五年法律第二号)附則第一条ただし書に規定する規定の定の施行の日から起算して三月以内」とする。

第三条 旧法第十三条第一項(旧法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県に設けられた特別会計(以下「旧特別会計」という。)の平成五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算並びに旧法第十四条第二項(旧法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定による国への償還について、なお從前の例による。(この場合に准用する場合を含む。)の規定による。この場合において、平成五年度の旧特別会計の決算上の剩余金として平成六年度の歳入に繰り入れるべきであった金額があるときは、同年度の新法第十九条の五第一項の規定により当該都道府県が設ける特別会計(以下「新特別会計」という。)の歳入に繰り入れるものとする。

第四条 この法律の施行の際都道府県の旧特別会計に属する権利義務は、新特別会計に帰属するものとする。

第八条 濟基災害に対するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第二十条 見出し中「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に改め、同条第一項中「濟基灾害」を「濫基災害」に、「第十四条第一項(第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)」を「第十九条の六第一項(第十九条の六第二項)」に改め、同条第三項中「第十四条第一項(第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)」を「第十九条の六第一項(第十九条の六第二項)」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第一項の都道府県であつて第二項の規定により特別会計への繰入れを行つたものについては、母子及び寡婦福祉法第十九条の六第二項及び第六項の規定の適用については、同条第二項第一号及び第六項第二号中「福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れられた金額(濫基災害に対するための特別の財政援助等に関する法律

同項中「特別会計の決算上の剩余金の額」とある

のは、「母子及び寡婦福祉法の一部を改正する

法律(平成五年法律第号)による改正前の

第十三条第一項の規定により設けられた特別会

計の決算上の剩余金の額と同法による改正前の

第十九条の二第五項において準用する同法によ

る改正前の第十三条第一項の規定により設けら

れた特別会計の決算上の剩余金の額との合計

額」とする。

第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定による。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行

入れた金額を含む。)」とする。

5

第一項の都道府県であつて第二項の規定により國への償還を行つたものについての母子及び寡婦福祉法第十九条の五第二項並びに第十九条の六第二項、第四項及び第六項の規定の適用については、同法第十九条の五第二項中「同条第二項及び第四項」とあるのは「同条第二項及び第四項並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激甚災害法」という)第二十条第二項」と、

「同条第五項」とあるのは「次条第五項」と、同法第十九条の六第二項第一号中「この項及び第四項」とあるのは「この項及び第四項並びに激甚災害法第二十条第二項」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第二項及び激甚災害法第二十条第二項」と、同条第六項第一号中

「第一項及び第四項」とあるのは「第一項及び第四項並びに激甚災害法第二十条第二項」と、  
(その他の経過措置の政令への委任)  
第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 審査報告書

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年五月十三日

建設委員長 梶原 敬義  
参議院議長 原 文兵衛殿

よつて国会法第八十三条により送付する。

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、都道府県知事による供給計画の認定、特定優良賃貸住宅の建設等に係る助成等所要の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

## 一、費用

本法施行に要する経費は、平成五年度一般会計予算に特定優良賃貸住宅建設費補助二百五十四億五千万元、特定優良賃貸住宅家賃補助十五億円、計二百六十九億五千万元が計上されている。

## 附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、本委員会における論議を踏まえて、地方公共団体、住宅・都市整備公団等及び民間事業者が連携を保ちつつ、本法による賃貸住宅を含めた良質な賃貸住宅の供給が的確に行われるよう助成制度の充実について検討を行はべきである。

## 審査報告書

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年五月十三日

建設委員長 梶原 敬義  
参議院議長 原 文兵衛殿

よつて国会法第八十三条により送付する。

## 平成五年四月二十二日

## 衆議院議長 櫻内 義雄

## 参議院議長 原 文兵衛殿

## 八 その他建設省令で定める事項

## (認定の基準)

第三条 都道府県知事は、前条第一項の認定(以下「計画の認定」という。)の申請があつた場合において、当該申請に係る供給計画が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、計画の認定をすることができる。

## 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律

第一条 この法律は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もつて国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(供給計画の認定)  
第二条 賃貸住宅の建設及び管理をしようとする者(地方公共団体を除く。)は、建設省令で定めるところにより、当該賃貸住宅の建設及び管理に関する計画(以下「供給計画」という。)を作成し、都道府県知事の認定を申請することができるとする。

第三 賃貸住宅の建設の事業に関する資金計画が

四 賃貸住宅の入居者の資格を、次のイ又はロのいずれかに該当する者であることとしているものであること。

イ 所得が中位にある者でその所得が建設省

令で定める基準に該当するものであつて、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があるもの

ロ イに掲げる者のほか、居住の安定を図る必要がある者として建設省令で定めるもの

五 賃貸住宅の家賃の額が近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。

六 賃貸住宅の入居者の選定方法その他の賃貸の条件が建設省令で定める基準に従い適正に

定められるものであること。

七 賃貸住宅の管理の方法が建設省令で定める基準に適合するものであること。

八 賃貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して建設省令で定める期間以上であること。

(計画の認定の通知)

第四条 都道府県知事は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係市町村長(特別区長を含む。)に通知しなければならない。(供給計画の変更)

第五条 計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた供給計画(以下「認定計画」という。)の変更(建設省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。

(特定優良賃貸住宅の管理)

第六条 建設大臣は、認定計画(前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)に基づき建設される賃貸住宅(以下「特定優良賃貸住宅」という。)の管理を行うよう、認定事業者が特定優良賃貸住宅の管理を行うに当たって配慮すべき事項を定め、これを公表するものとする。

第七条 地方公共団体は、認定事業者に対し、特定優良賃貸住宅の管理に関する助言及び指導を行うよう努めるものとする。

(報告の徴収)

第八条 都道府県知事は、認定事業者に対し、特

定優良賃貸住宅の建設又は管理の状況について報告を求めることができる。

(地位の承継)

第九条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から特定優良賃貸住宅の敷地の所有権その他当該特定優良賃貸住宅の建設及び管理に必要な権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受け、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

(改善命令)

第十条 都道府県知事は、認定事業者が認定計画に従って特定優良賃貸住宅の建設又は管理を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第十一條 都道府県知事は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

2 第四条の規定は、都道府県知事が前条の規定による取消しをした場合について準用する。

(建設に要する費用の補助)

第十二条 地方公共団体は、認定事業者に対して、特定優良賃貸住宅の建設に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

(建設に要する費用の補助を受けた特定優良賃貸住宅の家賃)

第十三条 認定事業者は、前条第一項の規定によ

る補助に係る特定優良賃貸住宅の認定管理期間(認定計画に定められた管理の期間をいう。以下同じ。)における家賃について、当該特定優良

賃貸住宅の建設に必要な費用、利息、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、公課その他必要な費用を参考して建設省令で定めた額を超えて、契約し、又は受領してはならない。

2 前項の特定優良賃貸住宅の建設に必要な費用は、建築物価その他経済事情の著しい変動があった場合として建設省令で定める基準に該当する場合には、当該変動後において当該特定優良賃貸住宅の建設に通常要すると認められる費用ととする。

(農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特例)

第十四条 認定事業者が農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第十二号)第二条第二項の政令で定める都市計画区域に係る市街化区域(都市計画法(昭和四十年法律第百号)第七条第一項の規定による市街化区域をいう。)の区域内にある農地(採草放牧地を含む。)を転用し、その土地に特定優良賃貸住宅を建設する場合においては、当該特定優良賃貸住宅が農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法第二条第二項に規定する特

別に掲げる者の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅が不足している場合においては、

その建設に努めなければならない。

(地方公共団体による賃貸住宅の建設)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定優良賃貸住宅の建設のために必要な資金の確保又はその融通のあっせんに努めるものとする。

(資金の確保等)

第十八条 地方公共団体は、その区域内において特定優良賃貸住宅その他の第三条第四号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅が不足している場合においては、

その建設に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が、第三条の基準に準じて建設省令で定める基準に従い賃貸住宅の建設及び管理を行う場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該建

設に要する費用の一部を補助することができ  
る。

3 国は、地方公共団体が、前項の建設省令で定  
める基準に従い建設及び管理をされる賃貸住宅  
の入居者の居住の安定を図るために当該賃貸住宅  
の家賃を減額する場合においては、予算の範囲  
内において、政令で定めるところにより、その  
減額に要する費用の一部を補助することができる。

(大都市の特例)

第十九条 この法律中都道府県知事の権限に属す  
る事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六  
十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都  
市（以下この条において「指定都市」という。）に  
おいては、当該指定都市の長が行うものとする。  
この場合においては、この法律中都道府県知事  
に関する規定は、指定都市の長に関する規定と  
して指定都市の長に適用があるものとする。

(罰則)

第二十条 第十二条第一項の規定による補助を受  
けた認定事業者が、当該補助に係る特定優良賃  
貸住宅についての第十条の規定による都道府県  
知事の処分に違反したときは、三十万円以下の  
罰金に処する。

第二十一条 第十三条第一項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 第八条の規定による報告をせず、又  
は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金  
に処する。

第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の  
代理人、使用人その他の従業者がその法人又は  
人の業務に関し、前三条の違反行為をしたとき

は、行為者を罰するほか、その法人又は人に對  
しても各本条の刑を科する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超  
えない範囲内において政令で定める日から施行  
する。

#### (建設省設置法の一部改正)

2 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）  
の一部を次のように改正する。

第三条第四十六号中「及び農地所有者等賃貸  
住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六  
年法律第三十二号）」を「農地所有者等賃貸住宅  
建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法  
律第三十二号）及び特定優良賃貸住宅の供給の  
促進に関する法律（平成五年法律第...号）」  
に改める。

#### 審査報告書

郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改  
正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決し  
た。よって要領書を添えて報告する。

平成五年五月十三日

通信委員長 野別 隆俊

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、郵便切手等に対する海外の需要  
にこたえる等のため、郵政大臣が郵便切手等の  
海外における販売に関する業務をその委託する

者に行わせることができる」ととするもので  
ある。

あつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

右決議する。

郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改  
正する法律案

正する法律案

右

国会に提出する。

平成五年一月十九日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に  
努めるべきである。

一 郵便切手が、発行国の風物、歴史、文化等を  
國の内外に周知する機能を有していることか  
ら、郵便切手等の海外販売は、国際交流に資す  
る側面を有することを考慮し、今後、本法に基  
づく海外販売の実施地域の拡大等本施策の積極  
的かつ効果的な推進に努めていくこと。

一 郵便切手等の委託による海外販売の開始を機  
に、なお一層健全な郵趣を育成するとともに、  
手紙文化振興の諸施策を積極的に展開すること。

一 郵便業務の正常な運行を維持するため、必要  
な要員の確保に資する施策を推進するなど、事  
業運営基盤の整備・充実に努めること。

一 前項を踏まえ、健全な郵便事業の運営を図つ  
ていくため、積極的な営業活動による収入確保  
と一層の効率化による経費の節減を図るなど、  
郵便事業財政基盤の確立に努めること。

一 郵便事業は、今後とも、国営事業として、全  
国津々浦々に至るまで、國民に信頼される安定  
した業務運行を確保するとともに、豊かなくら  
しづくりに向けた郵便サービスの提供に努める

設置」を付する。

第四条に見出しとして「(販売等の業務取扱いの基準)」を付する。

第五条に見出しとして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第六条に見出しとして「(罰則)」を付し、同条第二項中「外」を「ほか」と改め、同条を第十六条とする。

第十条に見出しとして「(販売等の契約の解除)」を付し、同条第四号中「第五条の三」を「第七条」と改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の三条を加える。

(郵便切手等の海外における販売の委託)

第十三条 郵政大臣は、郵便切手等を海外において販売するのに必要な資力、知識、経験及び信用を有する者のうちから郵便切手等を海外において販売する者(以下「郵便切手等海外販売者」という。)を選定し、郵便切手等の海外における販売に関する業務を委託することができる。

2 前項の規定による委託に係る郵便切手等の海外における販売に関する契約の期間は、三年とする。ただし、当事者の合意により更新することを妨げない。

3 第四条第一項、第九条、第十一項及び前条(第二号、第四号及び第五号を除く。)の規定は、郵便切手等海外販売者が第一項に規定する業務を行なう場合について適用する。

(事業所の設置地域)

第十四条 郵便切手等海外販売者がその業務を行なう事業所は、郵便切手等海外販売者とともに郵政大臣の定める地域内に設けなければならない。

(郵便切手等の買受け及び販売)

第十五条 郵便切手等海外販売者は、郵便切手等

を省令の定めるところにより郵政省から買い受け、省令の定める期間内は、定額に相当する価格で公平に販売しなければならない。この場合において、その定額に相当する価格は、郵政大臣の承認を受けた算定方法により算定したものでなければならない。

第九条に見出しとして「(販売等の業務の廃止)」を付し、同条を第十二条とする。

第八条に見出しとして「(相続人に対する臨時の委託)」を付し、同条を第十条とする。

第七条に見出しとして「(販売手数料等)」を付し、同条を第九条とする。

第六条に見出しとして「(販売時間等)」を付し、同条を第八条とする。

第五条に見出しとして「(指示)」を付し、同条を第七条とする。

第五条の二に見出しとして「(郵便料金表の掲示)」を付し、同条を第六条とする。

2 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(簡易郵便局法の一部改正)

2 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「第五条の三」を「第七条」と、「第七条」を「第九条」に、「第十一条」を「第十六条」と改める。

### 審査報告書

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

右は要領書を添えて報告する。

平成五年五月十三日

運輸委員長 高橋 栄松  
参議院議長 原 文兵衛殿

衆議院議長 横内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年における小型の船舶の構造等の簡易化等の状況にかんがみ、小型船舶検査機構に検査事務を行わせる船舶の範囲を長さ十

二メートル未満の船舶から総トン数二十トン未満の船舶に改めようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の一部を次

第六条ノ五第一項中「長サ十二メートル」を「総

噸數二十噸」に改める。

第十条第一項中「総噸數二十噸未満ノ船舶」を「小型船舶」に改める。

第三十二ノ二中「小型船舶」を「長サ十二メートル未満ノ船舶」に改める。

第一項中「長サ十二メートル」を「総

噸數二十噸」に改める。

第十一条 この法律は、公布の日から起算して一年

万全の措置を講ずべきである。

一 本法改正と並行して検討されている総トン数二十トン未満の小型船舶に関する安全基準の見直しに当たっては、特に人命の尊重と安全性の確保に十分配慮すること。

二 不法に遺棄されたFRP船等が船舶の航行の安全及び環境保全等の面に支障をきたさないよう、問題解決に向け積極的に取り組むこと。

三 マリーナ等の整備を長期的に推進するとともに、その費用負担の在り方について検討を行うこと。

こと。

右決議する。

船舶安全法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成五年四月十三日

運輸委員長 高橋 栄松  
参議院議長 原 文兵衛殿

衆議院議長 横内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年における小型の船舶の構造等の簡易化等の状況にかんがみ、小型船舶検査機構に検査事務を行わせる船舶の範囲を長さ十

二メートル未満の船舶から総トン数二十トン未満の船舶に改めようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

第一項中「長サ十二メートル」を「総

噸數二十噸」に改める。

第十条第一項中「長サ十二メートル」を「総

噸數二十噸」に改める。

第一項中「長サ十二メートル」を「総

噸數二十噸」に改める。

第十一条 この法律は、公布の日から起算して一年

万全の措置を講ずべきである。

一 本法改正と並行して検討されている総トン数二十トン未満の小型船舶に関する安全基準の見直しに当たっては、特に人命の尊重と安全性の確保に十分配慮すること。

二 不法に遺棄されたFRP船等が船舶の航行の安全及び環境保全等の面に支障をきたさないよう、問題解決に向け積極的に取り組むこと。

三 マリーナ等の整備を長期的に推進するとともに、その費用負担の在り方について検討を行うこと。



官 報 (号 外)

平成五年五月十四日 参議院会議録第十六号(その11)

明治二十五年三月三十日  
第三種郵便物認可

七二

発行所

〒105 東京都港区  
虎ノ門一丁目二番四号  
大蔵省印刷局

電話

03  
(3587)  
4302

定価

本島一部  
配本  
送別料  
三〇九円  
三〇九円  
三〇九円